

奄美群島振興開発計画

(平成21年度～平成25年度)

平成21年10月

 鹿児島県

目 次

第 1	総説	
1	1 計画作成の意義	1
2	2 計画の性格	1
3	3 計画の期間	1
4	4 計画の目標	1
第 2	振興開発の方向	
1	1 地域の特性を生かした産業の展開	2
2	2 豊かな自然と個性的な文化を生かした観光の展開	2
3	3 世界自然遺産登録を視野に入れた人と自然が共生する地域づくり	3
4	4 やすらぎとuringおいのある生活空間づくり	3
5	5 群島内外との交流ネットワークの形成	3
第 3	島別振興方策	
1	1 奄美大島	
	(1) 地域の概要	5
	(2) 施策の展開	
	ア 地域の特性を生かした産業の展開	
	(ア) 農業	5
	(イ) 水産業	7
	(ウ) 林業	9
	(エ) 商工業	9
	(オ) 雇用機会の拡充など就業の促進	11
	イ 豊かな自然と個性的な文化を生かした観光の展開	
	(ア) 観光資源の活用	11
	(イ) 観光施設等の受入体制の整備	12
	(ウ) 観光交通体系の整備	12
	(エ) 魅力ある観光情報の発信	13
	(オ) 地域産業との連携	13
	ウ 世界自然遺産登録を視野に入れた人と自然が共生する地域づくり	
	(ア) 共生ネットワークの形成	13
	(イ) 世界自然遺産登録に向けた取組の推進	13
	(ウ) エコツーリズムの推進	13
	(エ) 地域環境の保全	14
	(オ) 循環型社会の形成	14
	(カ) 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	14
	エ やすらぎとuringおいのある生活空間づくり	
	(ア) 生活環境	14
	(イ) 社会福祉	15
	(ウ) 保健医療	16
	(エ) ハブ対策	17
	(オ) 物価対策	17
	(カ) 防災及び国土保全	17
	(キ) 教育文化	18
	(ク) 人づくり	19
	(ケ) 水資源	20
	(コ) 電力・新エネルギー	20
	オ 群島内外との交流ネットワークの形成	
	(ア) 航空交通	20
	(イ) 海上交通	20
	(ウ) 陸上交通	20
	(エ) 情報通信	21
	(オ) 群島内外との交流・連携の促進	21
2	加計呂麻島・請島・与路島	
	(1) 地域の概要	22
	(2) 施策の展開	
	ア 地域の特性を生かした産業の展開	
	(ア) 農業	22
	(イ) 水産業	23
	(ウ) 林業	24
	(エ) 商工業	24
	(オ) 雇用機会の拡充など就業の促進	25

イ	豊かな自然と個性的な文化を生かした観光の展開	
(ア)	観光資源の活用	25
(イ)	観光施設等の受入体制の整備	26
(ウ)	観光交通体系の整備	26
(エ)	魅力ある観光情報の発信	26
(オ)	地域産業との連携	26
ウ	世界自然遺産登録を視野に入れた人と自然が共生する地域づくり	
(ア)	共生ネットワークの形成	26
(イ)	世界自然遺産登録に向けた取組の推進	27
(ウ)	エコツーリズムの推進	27
(エ)	地域環境の保全	27
(オ)	循環型社会の形成	27
(カ)	自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	27
エ	やすらぎとおいのある生活空間づくり	
(ア)	生活環境	28
(イ)	社会福祉	28
(ウ)	保健医療	29
(エ)	物価対策	29
(オ)	物価対策	30
(カ)	防災及び国土保全	30
(キ)	教育文化	30
(ク)	人づくり	31
(ケ)	水資源	31
(コ)	電力・新エネルギー	31
オ	群島内外との交流ネットワークの形成	
(ア)	海上交通	32
(イ)	陸上交通	32
(ウ)	情報通信	32
(エ)	群島内外との交流・連携の促進	32
3	喜界島	
(1)	地域の概要	33
(2)	施策の展開	
ア	地域の特性を生かした産業の展開	
(ア)	農業	33
(イ)	水産業	35
(ウ)	林業	36
(エ)	商工業	36
(オ)	雇用機会の拡充など就業の促進	37
イ	豊かな自然と個性的な文化を生かした観光の展開	
(ア)	観光資源の活用	38
(イ)	観光施設等の受入体制の整備	38
(ウ)	観光交通体系の整備	39
(エ)	魅力ある観光情報の発信	39
(オ)	地域産業との連携	39
ウ	世界自然遺産登録を視野に入れた人と自然が共生する地域づくり	
(ア)	共生ネットワークの形成	39
(イ)	世界自然遺産登録に向けた取組の推進	39
(ウ)	エコツーリズムの推進	40
(エ)	地域環境の保全	40
(オ)	循環型社会の形成	40
(カ)	自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	40
エ	やすらぎとおいのある生活空間づくり	
(ア)	生活環境	41
(イ)	社会福祉	41
(ウ)	保健医療	42
(エ)	物価対策	42
(オ)	防災及び国土保全	42
(カ)	教育文化	43
(キ)	人づくり	44
(ク)	水資源	45
(ケ)	電力・新エネルギー	45
オ	群島内外との交流ネットワークの形成	
(ア)	航空交通	45
(イ)	海上交通	45
(ウ)	陸上交通	45

(イ) 情報通信	45
(オ) 群島内外との交流・連携の促進	46
4 徳之島	
(1) 地域の概要	47
(2) 施策の展開	
ア 地域の特性を生かした産業の展開	
(ア) 農業	47
(イ) 水産業	49
(ウ) 林業	50
(エ) 商工業	51
(オ) 雇用機会の拡充など就業の促進	51
イ 豊かな自然と個性的な文化を生かした観光の展開	
(ア) 観光資源の活用	52
(イ) 観光施設等の受入体制の整備	52
(ウ) 観光交通体系の整備	53
(エ) 魅力ある観光情報の発信	53
(オ) 地域産業との連携	53
ウ 世界自然遺産登録を視野に入れた人と自然が共生する地域づくり	
(ア) 共生ネットワークの形成	53
(イ) 世界自然遺産登録に向けた取組の推進	53
(ウ) エコツーリズムの推進	54
(エ) 地域環境の保全	54
(オ) 循環型社会の形成	54
(カ) 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	54
エ やすらぎとuringおいのある生活空間づくり	
(ア) 生活環境	55
(イ) 社会福祉	55
(ウ) 保健医療	56
(エ) ハブ対策	57
(オ) 物価対策	57
(カ) 防災及び国土保全	57
(キ) 教育文化	58
(ク) 人づくり	58
(ケ) 水資源	59
(コ) 電力・新エネルギー	59
オ 群島内外との交流ネットワークの形成	
(ア) 航空交通	59
(イ) 海上交通	59
(ウ) 陸上交通	60
(エ) 情報通信	60
(オ) 群島内外との交流・連携の促進	60
5 沖永良部島	
(1) 地域の概要	61
(2) 施策の展開	
ア 地域の特性を生かした産業の展開	
(ア) 農業	61
(イ) 水産業	63
(ウ) 林業	64
(エ) 商工業	64
(オ) 雇用機会の拡充など就業の促進	65
イ 豊かな自然と個性的な文化を生かした観光の展開	
(ア) 観光資源の活用	66
(イ) 観光施設等の受入体制の整備	66
(ウ) 観光交通体系の整備	66
(エ) 魅力ある観光情報の発信	67
(オ) 地域産業との連携	67
ウ 世界自然遺産登録を視野に入れた人と自然が共生する地域づくり	
(ア) 共生ネットワークの形成	67
(イ) 世界自然遺産登録に向けた取組の推進	67
(ウ) エコツーリズムの推進	67
(エ) 地域環境の保全	67
(オ) 循環型社会の形成	68
(カ) 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	68

工	やすらぎとおいのある生活空間づくり	
(ア)	生活環境	68
(イ)	社会福祉	69
(ウ)	保健医療	70
(エ)	物価対策	70
(オ)	防災及び国土保全	70
(カ)	教育文化	71
(キ)	人づくり	72
(ク)	水資源	72
(ケ)	電力・新エネルギー	72
オ	群島内外との交流ネットワークの形成	
(ア)	航空交通	72
(イ)	海上交通	73
(ウ)	陸上交通	73
(エ)	情報通信	73
(オ)	群島内外との交流・連携の促進	73

6	与論島	
(1)	地域の概要	74
(2)	施策の展開	
ア	地域の特性を生かした産業の展開	
(ア)	農業	74
(イ)	水産業	76
(ウ)	林業	77
(エ)	商工業	77
(オ)	雇用機会の拡充など就業の促進	78
イ	豊かな自然と個性的な文化を生かした観光の展開	
(ア)	観光資源の活用	79
(イ)	観光施設等の受入体制の整備	79
(ウ)	観光交通体系の整備	79
(エ)	魅力ある観光情報の発信	79
(オ)	地域産業との連携	79
ウ	世界自然遺産登録を視野に入れた人と自然が共生する地域づくり	
(ア)	共生ネットワークの形成	80
(イ)	世界自然遺産登録に向けた取組の推進	80
(ウ)	エコツーリズムの推進	80
(エ)	地域環境の保全	80
(オ)	循環型社会の形成	80
(カ)	自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施	81
工	やすらぎとおいのある生活空間づくり	
(ア)	生活環境	81
(イ)	社会福祉	81
(ウ)	保健医療	82
(エ)	物価対策	83
(オ)	防災及び国土保全	83
(カ)	教育文化	83
(キ)	人づくり	84
(ク)	水資源	85
(ケ)	電力・新エネルギー	85
オ	群島内外との交流ネットワークの形成	
(ア)	航空交通	85
(イ)	海上交通	85
(ウ)	陸上交通	85
(エ)	情報通信	86
(オ)	群島内外との交流・連携の促進	86
第4	独立行政法人奄美群島振興開発基金	87
第5	計画実現の方策	
1	群島民との協働	87
2	関係機関との連携・協力	87
3	計画の進捗状況の点検	87
	施策・事業の効果を評価するための目標	88
参考資料	計画に用いられた用語の解説	89

第1 総説

1 計画作成の意義

奄美群島においては、昭和28年に日本へ復帰して以来、数次の法改正に基づいて、自立的に発展していくための基礎条件を整備することなどを目的に、各般にわたる事業が実施され、交通基盤、産業基盤、生活環境など社会資本の整備や産業の振興、人材育成等において、相応の成果を上げてきており、自立的発展の動き、芽生えが現れてきている。

しかし、本土から遠隔の外海離島という地理的条件、台風常襲地帯であるなどの厳しい自然条件下にあって、本土との間の所得水準をはじめとする経済面における諸格差や人口の流出など、解決すべき課題が残されている。

一方、奄美群島は、亜熱帯性・海洋性の豊かな自然、固有種や希少種など世界的にも貴重な動植物、個性的な伝統・文化、健康・長寿・癒しに関する資源など他の地域にはない魅力と特性に恵まれており、これらを活用することにより個性ある地域として大きく発展する可能性を秘めている。さらに、良質な食料の安定供給に貢献するとともに、国境離島として領土・領海・排他的経済水域の保全、治安の維持、海上交通の安全の確保、海洋資源の開発・利用、海洋環境の保全等において、重要な国家的・国民的役割を果たしている。

我が国を取り巻く経済社会情勢が、経済のグローバル化の進展や情報通信技術の飛躍的な進歩、本格的な人口減少社会の到来、急速な高齢化の進行等により大きく変化している中で、今後、奄美群島においては、必要な交通基盤や産業基盤、情報通信環境の整備を引き続き進めるとともに、群島住民の主体的で自発的な取組により、地域特性を生かした農業の振興、特色ある体験・滞在型観光の促進、地域の発展を担う人材の育成、世界自然遺産登録の早期実現に向けた取組の推進、交流・移住の促進等を図ることにより、「人と自然が織りなす癒しの島・奄美の創造」を推進し、群島の自立的発展を実現することが必要である。

また、これらの施策の展開に当たっては、行政だけでなく、地域の自治会やボランティア、NPO など多様な主体が協働する「共生・協働の地域社会づくり」を促進する必要がある。

この計画は、以上のような経緯と認識を踏まえ、今後の奄美群島の振興開発の方向と施策のあり方を明らかにし、これに基づく事業を積極的に推進するために定めるものである。

2 計画の性格

この計画は、奄美群島振興開発特別措置法に基づいて策定する総合的な振興開発計画として、今後の奄美群島の振興開発の方向と各島における振興方策を明らかにするものであり、奄美群島の市町村をはじめ、地元住民、関係機関・団体等が一体となって、地元の発意・創意工夫を生かしつつ自立的発展を目指していくための基本となるものである。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成21年度から平成25年度までの5か年間とする。

4 計画の目標

この計画においては、地元の主体的・自発的で創意工夫を凝らした取組等を通じて、

奄美群島の特性を生かした産業の振興や世界自然遺産 登録を視野に入れた人と自然が共生する地域づくり，群島内外との交流促進を進めることにより，「人と自然が織りなす癒しの島・奄美の創造」による群島の自立的発展と豊かな住民生活を実現するとともに，併せて，我が国経済の発展と国民福祉の向上に寄与することを目標とする。

第2 振興開発の方向

今後の奄美群島の振興開発に当たっては，沖縄との調和のとれた発展の観点から，沖縄振興に関する諸施策の状況等も考慮しつつ，各島の特性を生かした農林水産業や観光の振興，自然環境の保全，人材育成，情報通信基盤や道路，港湾など交通基盤の整備などの各種施策・事業を推進することにより，群島の持続可能な自立的発展を目指すことが必要である。

このため，次の5つの柱を基本として，今後の奄美群島の振興開発を積極的に推進する。

1 地域の特性を生かした産業の展開

奄美群島の基幹産業に位置付けられる農業については，亜熱帯性の温暖な気候などの特性を生かして基幹作物のさとうきびと野菜・花き・果樹の園芸作物や肉用牛を組み合わせた複合経営を基本に，経営改善意欲のある農業者の確保・育成，農業生産の拡大とブランド産地化の促進や，農業者が安心して営農活動に取り組めるような施策の充実を図るとともに，地域住民の自主的な話し合い活動を基本とした共生・協働の農村づくり運動 やグリーン・ツーリズム 等による都市・農村交流を図りながら農業・農村の振興・発展に努める。

また，温暖な静穏海域を生かした養殖業や栽培漁業の振興，浮魚礁の設置等による漁場の造成など水産業の振興を図るとともに，森林の有する多面的な機能の持続的発揮，広葉樹等の森林資源や特産林産物等を活用した林業の振興を図る。

さらに，環境との調和に配慮した農林水産業の産地づくりを進めながら，安心・安全な食の安定供給に努めるとともに，食育・地産地消の推進により，食文化の継承や地域食材の活用促進を図る。

また，大島紬や黒糖焼酎等の地場産業の振興，地域特性を生かした企業立地の推進，奄美特有の豊かな地域資源を生かした起業化の促進や新分野への事業展開により，地域経済の拡大による自立的発展と就業機会の確保を図る。

2 豊かな自然と個性的な文化を生かした観光の展開

特徴ある多様で豊かな自然や個性的な伝統・文化等の観光資源を有効に活用し，個性豊かなイベントの開催，国内外からの各種スポーツ合宿の誘致，奄美独自の体験・滞在型観光プログラムづくりを促進するとともに，市町村，関係機関・団体等と連携を図りながら，観光ボランティアガイド，インストラクター等の人材の育成・確保や組織化等の受入体制づくりを促進する。

また，今後増加が見込まれる中国等の東アジアを中心とする海外からの観光客を視野に入れた国内外からの大型観光船の誘致など，群島内外を結ぶクルージング観光等の観光交通体系の整備，奄美パーク・田中一村記念美術館を群島全体の情報発信の拠点として，マスコミやインターネット等を活用した魅力ある観光情報の発信，農林水産業や大島紬，黒糖焼酎等の特産品の地域産業との連携強化に努め，質の高い観光地づくりを促進することにより観光の発展に努める。

3 世界自然遺産登録を視野に入れた人と自然が共生する地域づくり

奄美群島自然共生プラン 及び生物多様性基本法の基本原則に基づき、奄美群島の貴重で特有な自然環境と、それに育まれた文化等を背景に、その価値を広く共有するためのネットワークの形成、エコツーリズム の推進、希少野生動植物 の保護・増殖や生態系等に悪影響を及ぼす外来種の排除等を通じた豊かな自然環境の保全、国立公園等の保護地域指定の推進、自然再生の検討、環境や景観に配慮した各種事業の実施など人と自然が共生する地域づくりを進めるとともに、沖縄とも連携を図りながら、世界自然遺産 登録の早期実現を目指す。

また、大気、水質等の地域環境の保全や廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理、環境との調和に配慮した農業への取組など循環型社会の形成に努める。

4 やすらぎとうるおいのある生活空間づくり

群島住民が快適な暮らしができるよう、上下水道や住宅等の良好な居住環境の整備等に努めるとともに、奄美市など広域的な生活圏の中心となる地域における各種の都市機能の集積・高度化を図る。

また、長寿・子宝の環境を育んできた「結（ユイ）の精神」に基づく地域相互扶助の仕組みの維持・強化、高齢者の生きがいづくりや自立した生活を維持するための福祉対策の充実や生産活動・地域活動への積極的な参加の促進等を図る。さらに、救急医療体制の充実・強化、医師の確保や医療連携の促進等による保健医療体制の充実に努めるとともに、早世が懸念される青壮年層をはじめとする生活習慣予防対策の強化やタラソセラピー、島唄・島踊り、長寿食材 など奄美の豊かな地域資源を活用した地域ぐるみでの健康づくりを促進する。

さらに、近年、人口減少と高齢化の進行等に伴い、維持・存続が危ぶまれる集落の問題が顕在化していることから、効果的な集落対策について、総合的な観点から検討する必要がある。

また、良好な景観は、くらしに潤いや活力を与え、郷土に対する誇りや愛着をはぐくむものであり、島を取り囲む海岸の連続性や奄美の特色ある生態系を生かしながら、これを守り、育て、新たに創出していく必要がある。

このほか、引き続きハブ対策や物価対策、治山、治水、砂防、海岸保全など災害に強い県土づくりを推進するとともに、犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発、生涯学習機能を有する県立奄美図書館を中心とした、地域全体の図書館ネットワークの形成や奄美に関する情報発信等の取組、伝統・文化や自然を取り入れた学習など教育・文化の振興、地域やくらし、産業を支える人づくり、水資源や電力の確保、新エネルギーの導入等を促進し、やすらぎとうるおいのある生活空間づくりに努める。

5 群島内外との交流ネットワークの形成

本土から隔絶した外海離島である奄美群島にとって、産業振興及び広域的な生活圏の形成を図るためには、群島内外を結ぶ交通基盤や情報通信環境を整備し、距離的・時間的制約を克服することが重要である。

このため、空港、港湾、道路の整備を推進するとともに、群島内外との航空路、航路の維持・充実を進めるなど、総合交通体系の整備を促進する。

さらに、ユビキタスネット社会 の進展に対応し、本土との情報通信格差の是正を図るため、光ファイバやA D S L、無線方式 などブロードバンド 施設の整備を進め、高速通信環境とI P電話 による料金格差のない通話環境を実現するとともに、携帯電話等の移動体通信基盤の整備など、群島内外との情報ネットワークの整備・拡充を図

る。また、地上テレビ放送のデジタル化への対応を進めるとともに、テレビ・ラジオの難視聴解消を促進する。

一方、群島内外との交流・連携を促進することにより、地域の活性化を図るため、団塊世代や若年層等の交流・移住のための受入態勢を整備するとともに、地理的・歴史的につながりの深い沖縄との県際交流を促進する。

さらに、中国をはじめとするアジア地域との交流を促進する。

第3 島別振興方策

奄美大島，加計呂麻島，請島，与路島，喜界島，徳之島，沖永良部島，与論島の8つの有人離島からなる奄美群島は，東北端の喜界島から最南端の与論島まで約220kmの海域に点在している。

これらの島々は，亜熱帯性・海洋性の豊かな自然，固有種や希少種など世界的にも貴重な動植物，個性的な伝統・文化，健康・長寿・癒しに関する資源など他の地域にはない魅力と特性に恵まれており，これらを活用することにより個性ある地域として大きく発展する可能性を有している。

今後は，これらの奄美の魅力や資源等の優位性を最大限に生かしながら，それぞれの島がその特性に応じた振興開発を図ることにより，群島の一体的な自立的発展を促進する必要がある。

1 奄美大島

(1) 地域の概要

奄美大島は，本土から航路距離で383kmに位置し，面積約712km²と群島中最大の島で，1市2町2村に全国有人離島の中で最多の約6万9千人が居住している。群島の玄関口である奄美空港や名瀬港があり，県本土や各島等との物流や旅客の乗降が盛んである。島の北西部には，群島の政治，経済の中心である奄美市がある。

さとうきびや野菜，果樹を中心とした農業が盛んであり，特産品に，大島紬，黒糖焼酎等がある。また，瀬物やカツオ等を対象とした一本釣漁業など漁船漁業のほか，魚類，クルマエビ等の養殖も行われており，特に，大島海峡は，日本一のクロマグロ養殖産地となっている。

さらに，奄美パーク・田中一村記念美術館や黒潮の森マングローブパーク，タラソ奄美の竜宮等の個性的で多様な観光施設が近年整備されてきており，また，天然記念物として保護されているアマミノクロウサギやオオトラツグミなど貴重な動植物が多い。

(2) 施策の展開

ア 地域の特性を生かした産業の展開

(ア) 農業

a 担い手の確保・育成

担い手の確保・育成については，奄美市，瀬戸内町の営農支援センターを中心とした新規就農者の育成や市町村担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動による認定農業者等の担い手の確保・育成を推進するとともに，女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

b 農地利用，基盤整備等

農地利用については，農地の流動化のための各種施策を推進し，担い手の規模拡大や農地の面的集積を促進する。

なお，担い手の確保が困難な地域にあっては，企業等の農業参入を推進し，耕作放棄地の解消・発生防止を図る。

農業生産基盤については，赤土流出防止など自然環境等への影響にも配慮しながら，ダム等を活用した畑地かんがい施設による農業用水の確保，区画整理，農道等の整備による担い手への農地集積，土層改良による土づくり等を促進するとともに，造成された各種施設のライフサイクルコストの低減と長寿命化を図る。

また、土地の有効利用を図るため、地籍調査事業をこれまで以上に推進する。

c 生産振興，販売，流通等

さとうきびについては、さとうきび増産計画 に沿って、春植，株出体系への移行や休耕地への作付等により収穫面積の拡大に努めるとともに、適期管理，地域に適した品種の普及等により単収の向上を図る。

また、機械化一貫体系の普及・確立や品目別経営安定対策 の対象となる担い手・生産組織の育成など、より効率的な生産体制への誘導を図るとともに、粗糖生産においては、国内産糖の価格競争力の強化と需要の維持・拡大に向けて一層の経営合理化を図り、さとうきび生産農家の経営安定と製糖企業の健全な運営を促進する。

野菜・果樹・花きの園芸作物については、少ない耕地面積を有効に活用した農業振興を図るため、栽培技術の確立や優良種苗の供給，平張施設 など防風施設やハウス施設等の生産施設の整備など、総合的な産地形成の支援を推進するとともに、地域特性を生かした新規品目の導入・実証を推進する。

また、市場性が高いたんかん，マンゴー等については、栽培技術の向上等による品質の向上に努めるとともに、集出荷施設等の整備を進め、産地拡大を図る。

肉用牛については、さとうきびや園芸作物との複合経営を基本として、自給飼料確保のための飼料生産基盤の整備やさとうきび梢頭部等の低利用飼料資源の利用率向上による豊富な粗飼料資源の積極的活用，肉用牛改良・飼養管理技術の向上等による低コストで高品質な肉用子牛生産，家畜疾病の発生とまん延を防止するため、更なる家畜衛生対策の推進を図る。

農産物の販路拡大については、県内外のアンテナショップ における宣伝販売やホームページによる農畜産物等の紹介等のPR活動を行うとともに、消費者ニーズに対応できる生産・出荷体制の確立を図る。

農産物輸送については、野菜や花，果実輸送の合理化を図るため、集出荷施設及びフリーザーコンテナ等を活用した低温輸送システムや輸送経費の低減を図るための計画出荷体制の確立に努める。

地域唯一の青果物卸売市場である奄美市公設地方卸売市場については、近代的な施設への整備を促進する。

農産物加工については、直売施設等を中心に販売されているたんかん，パッションフルーツ，さとうきびなどの加工品のほか、特色ある農産物を用いた加工品開発や販路拡大を促進し、農家所得の向上と地域の活性化を図る。

d 生産性向上

農業技術の開発については、亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や土壌管理技術の研究のほか、在来種を含む地域特産物の新用途や商品化のための技術開発、重粘土壌 に対応できる技術開発を推進するとともに、高度化・多様化する研究ニーズに適切に対応するため、研究設備・施設の充実・強化を計画的に進める。

特殊病害虫 対策については、カンキツグリーニング病の侵入防止対策及び特殊病害虫の防除対策を推進する。

鳥獣害対策については、電気柵等の防護柵等による被害防止及び有害鳥獣捕獲等を総合的に推進する。

e 農業災害対策

農業災害対策については、低コストで災害に強いハウス施設、平張施設や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに、農地の防災についても、ため池や用排水施設の整備のほか海岸保全施設の計画的な整備を推進する。

また、被災農家の経営を支援する農業制度資金の円滑な融通等に努めるとともに、農業共済制度への加入と共済金の早期支払を促進する。

f 農業団体

農業協同組合については、地域農業の担い手づくりなど営農指導体制の強化や、広域的なブランド産地づくり、生産販売体制の強化等を促進する。

g 安全で安心な農畜産物の安定供給

安全で安心な農畜産物の安定供給については、家畜排せつ物の適正処理と有効利用を促進し、良質たい肥による健全な土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減、エコファーマーの確保・育成など環境と調和した農業を推進するとともに、かごしまの農林水産物認証制度の理解促進を図る。

また、循環型社会の形成を目指して、バイオマス の利活用を促進する。

h 食育及び地産地消

食育及び地産地消については、さとうきびの栽培、ハンダマなど地域食材を使った料理、加工など様々な体験や、生産者と消費者の交流等を通じて、地域の農林水産業や食文化への理解を促進するとともに、外食・観光産業等との連携による地域の食材や食文化を生かした食の提供により、地域農林水産物の活用を促進する。

i 農村の振興

農村の振興については、共生・協働の農村づくり運動を進め、集落内の推進体制の見直し等による農村集落の再生や地域外の活力を導入した新たなむらづくりの形成、農地の保全や地域の自然・歴史の活用等によるむらづくりの維持・発展に取り組み、地域の活性化を図る。

水土里サークル活動については、地域資源の適切な保全管理や農村環境保全に役立つ地域共同の効果の高い取組を促進する。

農村環境の整備については、自然環境等との調和を図りながら、集落道路、農業集落排水施設、営農飲雑用水施設等の整備を促進し、やすらぎのある農村環境の実現による定住促進を図る。

都市と農村との交流については、奄美特有の芸術文化、食文化、農産物等の豊富な地域資源を生かしたグリーン・ツーリズム等の取組や観光、商工業等との連携を強化し、農山漁村のライフスタイルを実感できる農林漁業体験等による地域住民と都市住民等との交流活動を促進する。

(1) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

奄美群島周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産の向上を図るため、沿岸・沖合域における漁場整備を推進する。

b 漁場環境の保全

環境美化運動を推進するとともに、関係機関と連携し、スラッジ など船

船からの排出油や陸上から流出した赤土等による漁場汚染の防止に努めるほか、サンゴ礁周辺の漁場を守るため、オニヒトデ等駆除対策を支援する。

また、魚類養殖業については、適正養殖を推進し、漁場環境の保全を図る。

c 漁港の整備

安全な漁業活動を確保するために防波堤や物揚場等の漁港整備を推進する。

なお、水産物の生産・流通等の拠点となる漁港については、新鮮な水産物の安全で効率的な供給に向けて、その重点的な整備を推進する。

d 漁船漁業の振興

周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し、漁業生産の向上を図るため、漁場及び資源の調査を推進する。

また、新しい漁具・漁法の導入を推進するなど、効率的な漁業を推進する。

一本釣り漁業の代替餌料としてのサバヒーの種苗生産技術の確立や安定供給体制づくりを推進する。

資源の回復・維持を図るため資源回復計画等の取組を推進するとともに、操業に支障を及ぼすサメの被害対策を促進する。

遊漁船業等の海洋レクリエーションの導入による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

スジアラ等の地域特産種の種苗生産・放流技術開発・放流効果調査を推進するとともに、藻場を再生するため、ホンダワラ類の藻場造成手法の調査研究を推進する。

また、関係研究機関等と連携し、効率的な栽培漁業の展開を推進する。

f 海面養殖業の振興

クロマグロやカンパチ等の魚類、藻類等の養殖業の振興を図る。

g 流通の合理化，消費の拡大

流通の合理化や消費の拡大を図るため、流通関連施設など出荷体制の整備を促進するとともに、クロマグロ等の養殖生産物については、奄美ブランド化を促進する。

島内消費の拡大を図るため、魚食普及活動や地産地消の取組を促進する。

h 水産加工業の振興

トビウオ類、シイラ、ソデイカ等の資源を活用した水産加工品の多様化、特産品化を促進する。

i 担い手の確保・育成

新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成を図るため、漁業研修事業の充実や中核的な漁業者グループの育成・活用、漁協青壮年部や女性グループの活性化等を進める。

j 漁業協同組合の育成強化

県漁業協同組合連合会など系統組織とも連携しながら、漁業協同組合の健全な運営と経営基盤の強化、研修等による組合役職員の資質の向上を図り、県1漁協の実現を促進する。

k 漁村の生活環境の向上と活性化

安全で快適な漁村の実現を図るため、生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに、地域水産物の直販施設の整備等により漁村の活性化を促進する。

(ウ) 林業

a 森林整備の推進

水土保全林、森林と人との共生林及び資源の循環利用林の森林区分ごとに森林の重視すべき機能に応じた造林・保育や天然林改良等の森林整備を推進し、利用可能な森林資源の充実や公益的機能の維持増進を図る。

保全すべき松林における松くい虫被害の防除など被害対策を講じるとともに、島外からの被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

b 林業生産基盤の整備

自然環境に十分配慮しながら地域の要請に応じた林道の開設や既設林道の改良・舗装を推進する。

c 木材生産・加工・流通体制の整備

森林の保全と利用の調和を図りながら、効率的かつ安定的な生産体制の整備や建築内装材、家具用材等への利用を促進する。

d 特用林産物の振興

しいたけ、たけのこ、ソテツ等の生産体制や集出荷体制を整備するなど地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを推進する。

e 担い手の育成・確保

林業技術研修制度等を通じ、担い手や事業体の育成・確保を推進するとともに、森林組合については、奄美地域を1組合とする広域合併を促進し、経営基盤の強化を図る。

f 森林とのふれあいの推進

奄美特有の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに、地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。

また、森林ボランティアの育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学校等を対象とした森林環境教育を推進する。

g 新たな森林資源の利用及び保全に関する調査研究

リュウキュウマツなど奄美産材の用途拡大を図るための市場調査や耐朽性・耐蟻性及び亜熱帯森林の保全に関する調査研究を推進するとともに、南方系病害虫防除技術や海岸防災林造成技術等の確立を図る。

(I) 商工業

a 工業

(a) 特産品

黒糖焼酎については、地域団体商標や大消費地での物産展等を活用した銘柄確立や国内外への販路拡大を支援する。

また、消費者ニーズに合った商品開発や島内産黒糖使用による付加価値の高い商品など、多様な商品づくりを促進するとともに、焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。

龍郷町の「島育ち館」や瀬戸内町の「せとうち物産館」、「せとうち海の駅」の活用等による地域の豊富な農林水産物を利用した特産品の開発・商品化や物産展・インターネット等を活用した販路拡大を進めるとともに、特産品の製作体験など観光客の体験志向への対応を図る。

奄美ミュージアム 構想を踏まえ、群島が一体となって、奄美ブランドの確立を目指した販路拡大や奄美の情報発信等の取組を促進する。

若い世代向けの製品の開発や、産地デザイナー の育成による新柄中心の商品開発を進めるほか、「本場奄美大島紬」の地域団体商標 を有効活用し、ブランド価値を高めながら、産地直接販売や販路新規開拓の推進を図る。

本場奄美大島紬協同組合における産地卸機能の向上や履歴システム の活用による信用力の向上、ICT の活用等により、産地自らが小売業者や消費者に直接販売することも含め、流通経路を多様化する取組を支援する。

県大島紬技術指導センターの研究成果である着姿シミュレーションシステム を活用することなどにより、産地のオリジナルデザイン開発を促進するとともに、センターの試験研究の成果を業界へ移転普及し、製造システムの省力化や、大島紬の生産技術を生かした洋装品や服飾小物等の開発を促進する。

(財)奄美群島地域産業振興基金協会の事業により、大消費地における展示・求評会の開催や、原図コンテストによるデザイン力向上等を推進する。

(b) 企業立地

県及び市町村が一体となって、工業用地の確保、道路や港湾等の整備、都市機能の充実を推進するなど立地環境の整備を推進するとともに、税制優遇措置等の企業立地優遇制度の拡充を促進し、企業の立地動向等の情報を積極的に収集しながら、雇用力のある優良企業や地域の農林水産物を活用した製造・加工工場など地域の特性を生かした企業の立地推進に努める。

また、地元企業等と連携して地域資源を生かした新たな事業展開を促進する。

b 商業

奄美市においては、土地区画整理事業による都市基盤整備や空き店舗を活用したチャレンジショップ などまちづくり交付金事業 も組み合わせ、にぎわいに満ちた魅力ある商店街づくりの形成に取り組んでおり、これらの事業の実施により、中心商店街の活性化を促進する。

奄美市中心市街地以外の地域においては、消費行動等の変化に対応し、地域に根ざしたきめ細かなサービスを提供する商店、商店街づくりを促進するとともに、観光客や島外の顧客をターゲットとした特産品の開発と販売促進に努める。

c 中小企業

ICT の革新など社会経済の変化に対応した新事業の創出等を促進するとともに、中小企業経営革新支援制度 や県中小企業融資制度 の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新へ向けた取組を支援する。

また、商工会議所、商工会などが実施する指導事業等の充実・強化を図る。

d 起業化

(財)かごしま産業支援センターを中心として、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実・

強化に努めるとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。

(オ) 雇用機会の拡充など就業の促進

地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び大島紬、黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。

ICTによる地理的格差の解消や高度なICT利活用能力を有する人材のUITターンと育成を促進し、各種産業の立地促進や競争力の向上を図る。

県及び市町村が一体となって、工業用地の確保、道路や港湾等の整備、都市機能の充実を推進するなど立地環境の整備を推進するとともに、税制優遇措置等の企業立地優遇制度の拡充を促進し、企業の立地動向等の情報を積極的に収集しながら、雇用力のある優良企業や地域の農林水産物を活用した製造・加工工場など地域の特性を生かした企業の立地推進に努める。

地元企業等と連携して地域資源を生かした新たな事業展開を促進する。

ICTの革新など社会経済の変化に対応した新事業の創出等を促進するとともに、中小企業経営革新支援制度や県中小企業融資制度の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新へ向けた取組を支援する。

(財)かごしま産業支援センターを中心として、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実・強化に努めるとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。

地域雇用開発促進法に基づく地域求職者雇用奨励金や地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業)等の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進する。

奄美市、瀬戸内町の営農支援センターを中心とした新規就農者の育成や市町村担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動による認定農業者等の担い手の確保・育成を推進するとともに、女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

新たな担い手の確保を図るため、漁協等関係団体と連携して、漁業への就業相談や新規就業者を対象にした技術研修等を行う。

森林整備や特用林産物生産のための技術研修等を行い、林業への就業を促進する。

(財)かごしま産業支援センターの各種の講座・研修等による従業員等の能力開発や資質向上を図るとともに、商工会等関係機関による研修会・講習会等を通じて、企業経営者や事業後継者の人材育成を図る。

医療・福祉・介護事業における雇用の創出については、地域医療を担う人材や、介護・福祉ニーズに的確に対応できるよう緊急かつ重点的な人材の育成・確保に取り組むとともに、要介護高齢者への多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進する。

イ 豊かな自然と個性的な文化を生かした観光の展開

(ア) 観光資源の活用

特徴ある自然や文化、地場産業など群島の魅力や資源を有機的に結び、観

光を中心に産業や文化等を総合的に振興する奄美ミュージアム の取組を促進する。

豊かな観光資源を有効に活用したグリーン・ツーリズム ，エコツーリズム ，マリンスポーツなど，体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。

花粉症の人を対象とした避粉地ツアー の実施やタラソ奄美の竜宮を活用した癒し健康体験など，アイランドセラピー構想 を促進し，ヘルスツーリズム による新たな観光産業の創出に努める。

国内外のスポーツ合宿を誘致するなど，暖かい気候を生かした奄美市のスポーツアイランド構想 を促進するとともに，平成21年7月の皆既日食等の行事，節目の年を生かした個性豊かな各種イベントの誘致，開催に努める。

(イ) 観光施設等の受入体制の整備

奄美パーク・田中一村記念美術館を群島全体の観光拠点として，黒潮の森マングローブパーク等の観光施設等の相互連携強化を図り，周遊性のある観光ルートづくりに努める。

世界自然遺産 登録も見据えながら，観光客が目的地に円滑に移動できるよう，観光案内標識等を整備するとともに，奄美の特色ある景観や自然環境に配慮した拠点観光地，公園，市街地等への植栽，沿道におけるトイレ，休憩所等の施設整備を行い，地域住民との協働による適切な維持管理のもとに快適性の向上に努める。

国内外のトップアスリート等のスポーツ合宿にも対応できるような質の高い環境を提供するため，スポーツ施設の整備・充実を促進する。

地域住民と一体となったホスピタリティ の向上や観光事業者等の接客研修等によるサービス提供体制の充実を促進するとともに，外国人観光客を含むすべての観光客が安心して観光できるような案内機能の充実を図る。

また，観光ボランティアガイド，善意通訳 等の人材の育成・確保や組織化を図るとともに，特色ある体験・滞在型観光プログラムを一元的に提供できる体制の整備等ソフト面の充実・強化を図る。

体験・滞在型観光などの新たなニーズに対応した観光施設や宿泊施設等の整備・充実を促進する。

(ウ) 観光交通体系の整備

群島内外を結んだ周遊型観光を促進するため，空港・港湾等の交通拠点の整備を推進する。

中国，韓国等からの誘客を視野に入れた国際チャーター便の就航についての検討を進める。

定期航路の船舶の高速化や快適性の向上について検討するとともに，群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワークの形成を図る。

クルーズによる観光交流を振興するため，国内外からの大型観光船を受け入れる環境を整備するとともに，航路の維持，開発に努める。

空港や港と島内の観光地を結ぶ国道58号等の主要道路や循環道路の整備を引き続き推進する。

主要観光ルート，休憩展望等のための駐車場や公衆トイレの整備を促進するほか，路傍植栽等による奄美らしい景観形成に努める。

また，観光客の利便性向上を図るため，定期観光バスの運行や観光タクシー等の整備・充実について検討を進める。

(I) 魅力ある観光情報の発信

奄美パーク・田中一村記念美術館を奄美群島全体の情報発信の拠点として活用するとともに、マスコミやインターネット等を活用して、国内外へ魅力ある観光情報の発信に努める。

ヘルスツーリズム、グリーン・ツーリズム、エコツーリズム、スポーツ合宿、マリンスポーツ教室、視察研修、修学旅行等の誘致のための情報提供や旅行エージェント及び航空会社等との連携による広報・誘致活動の展開を図る。

(オ) 地域産業との連携

農林水産業や大島紬、黒糖焼酎等の特産品の地域産業と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、奄美の自然、文化等を生かした特産品、土産品の開発・提供を促進する。

大島海峡や焼内湾等で養殖が行われているクロマグロと観光を結びつけた取組を促進する。

ウ 世界自然遺産登録を視野に入れた人と自然が共生する地域づくり

(ア) 共生ネットワークの形成

奄美大島の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統技術・芸能、特産品等の奄美の「宝」を保全・活用するため、奄美群島自然共生プランに基づき、関係機関、地域住民、NPO等のネットワークの形成を促進するとともに、その価値が広く共有されるための地域内外への情報発信等に取り組む。

(イ) 世界自然遺産登録に向けた取組の推進

世界自然遺産登録の早期実現を図るため、関係機関等との連携を深め、気運の醸成や国立公園等の保護地域の指定推進に取り組むとともに、希少野生生物保護対策や現在指定されている国定公園、鳥獣保護区等の適正な保全・管理、自然保護に関する普及啓発に努める。

希少野生動植物の保護対策については、その保護を目的とした条例等に基づき適切な施策を講じるとともに、多様な自然の生態系を把握し保全するためのモニタリング調査や情報発信に努める。

アマミノクロウサギ等の希少野生生物のロードキル（交通事故）対策や外来種であるマングース・野生化ヤギ等の防除、ノイヌ・ノネコ対策に努める。

また、サンゴ礁の保全については、オニヒトデ等の駆除やモニタリング調査等に取り組み、保護・再生を図る。

奄美固有の生態系に係る調査研究及び普及啓発の拠点となる奄美野生生物保護センターの機能の充実・強化を促進するとともに、その活用を図る。

減少あるいは衰退しつつある自然生態系等については、健全なものに蘇らせるための検討を行う。

また、保護地域以外の地域においても希少野生動植物の保護・配慮について、具体的な対応等を検討し取組を進める。

(ウ) エコツーリズムの推進

奄美大島の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の特色を生かしたエコツーリズムや環境学習の推進を図る。

また、金作原原生林や湯湾岳、マングローブ林など観光客が多く訪れる地域については、過剰な利用により貴重な自然環境が損なわれないよう、現況

等の把握に努め、市町村、関係機関、NPO等との協働により、自然や景観の保全と利用のあり方に関する普及啓発を行うとともに、希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(I) 地域環境の保全

良好な地域環境を維持するため、市町村と連携を図りながら、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。

ヤンバルトサカヤステについては、地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備について普及啓発を図るとともに、地域特性を踏まえた駆除対策等についても更に検討を進める。

(オ) 循環型社会の形成

ごみ処理については、引き続きリサイクルセンター等の廃棄物処理施設の整備促進や、ごみの減量化・リサイクルを促進する。

また、家電リサイクルについては、収集運搬料金の負担軽減措置の円滑な実施を促進するとともに、引き続き市町村・関係団体と連携しながら、指定引取場所の設置や収集運搬体制の整備促進を図るほか、自動車リサイクルについても、その円滑な実施の促進を図る。

生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。

また、汚泥再生処理センターについては、し尿等の堆肥化等の再資源化を引き続き促進する。

産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、産業廃棄物処理施設の一層の整備を促進する。

また、家畜排せつ物の適正処理の徹底に努めるとともに、家畜排せつ物処理施設の一層の整備と肥料としての利活用を促進する。

さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

(カ) 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

公共事業の実施に当たっては、奄美群島において国立公園等の保護地域への指定及び世界自然遺産登録を目指すことを踏まえ、環境影響評価法等に基づく環境影響評価を実施することなどにより、貴重な野生動植物の生息・生育環境や良好な景観の形成に配慮した自然環境配慮型の公共事業の取組を推進するとともに、自然再生推進法の基本理念に基づいた自然再生型公共事業の検討・採用に努める。

さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究及び開発行為者や施工業者等への啓発、指導の徹底を図る。また、営農面からの流出防止についても、農業者等に対し意識啓発や対策技術の普及・定着に努める。

エ やすらぎとうるおいのある生活空間づくり

(ア) 生活環境

a 水道

未普及地域への水道整備を促進するとともに、安全で安定した生活用水を確保するため、水道施設の統合整備や新たな水源の確保等を促進する。

b 都市整備

秩序ある市街地の形成と良好・快適な都市環境を確保するため、奄美市

における土地区画整理を促進するとともに、街路の整備など都市基盤施設の整備促進を図る。

特に、奄美市においては、奄美市本港地区の整備を推進するとともに、中心市街地における土地区画整理事業により、にぎわいに満ちた魅力あるまちづくりを促進する。

生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。

c 住環境の整備

豊かな自然、美しい景観、伝統・文化を生かし、自然災害等に強い住まいづくり・まちづくりや、老朽化した公営住宅の建て替え等を促進する。

また、奄美市の中心市街地においては、土地区画整理事業等により防災性の向上など住環境の整備を促進する。

d 安全・安心まちづくりの推進

犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

(1) 社会福祉

a 高齢者福祉対策の充実

高齢者が長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し、自己の役割を認識し発揮することにより生きがいのある生活が送れるよう、地域社会の担い手として生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する「すこやか長寿社会運動」を積極的に展開する。

また、奄美地域における元気な高齢者の要因を分析した「あまみ長寿・子宝プロジェクト」の事業成果の活用を図り、「長寿・子宝・癒しの島あまみ」の積極的な情報発信に努める。

介護保険制度については、市町村に対し、安定的な事業運営等に資するよう適切な支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。

介護予防対策については、地域支援事業等の充実を図るとともに、高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の整備・充実を図る。

b 障害者福祉対策の充実

障害者等が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスの支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めるとともに、地域間で格差のあるサービスの均衡を図る。

特に、グループホーム等の充実による地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支える地域共助のシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し提供体制の整備を進める。

c 児童福祉対策の充実

児童福祉施設の適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備を促進する。

保育所等における多様な保育需要に対応した特別保育の実施促進や放課

後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブ の設置促進など、健やかに子どもを生み育てられる環境づくりを図る。

d 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実

福祉資金の貸付等による母子・寡婦・父子の社会的・経済的な自立を促進するとともに、技能講習会の開催等による就労支援を推進する。

家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

e 地域福祉の推進

高齢者支援のための総合的な窓口として設置した地域包括支援センター の機能強化を図るとともに、自治会等の地域に身近な機関と連携するなど、高齢者など援護を必要とする方々を地域ぐるみで見守る高齢者等くらし安心ネットワーク づくりや住民参加による市町村地域福祉計画 策定の促進を図る。

また、独居高齢者を訪問する傾聴ボランティア の養成を実施するなどネットワーク活動の質的強化を図る。

福祉施設におけるワークキャンプ や福祉活動体験等を通じて、ボランティアやNPO 活動の促進を図るとともに、市町村社会福祉協議会の基盤強化等に努める。

(ウ) 保健医療

a 健康づくりの推進

生活習慣病の予防を図るため、健康かごしま21 や各市町村健康増進計画 に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに、医療保険者等が行う特定健診・保健指導 等の保健事業を総合的に促進する。

また、地域住民や、各種団体・企業等による自主的な健康増進活動においては、あまみ長寿・子宝プロジェクト で検証したタラソセラピー や長寿食材 等の活用を促進する。

かごしま子ども未来プラン に基づき、妊婦健診の環境整備を推進するとともに、児童虐待防止対策の強化や総合的な小児医療・周産期医療 の充実など、母子保健対策の充実を図る。

b 保健医療体制の総合的整備

地域住民の健康の保持及び増進を図るため、名瀬保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点として整備するとともに、市町村をはじめ健康関連団体を支援し、住民による主体的な健康づくり活動を促進する。

複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため、今後とも、市町村保健師の計画的確保や資質向上に努める。

地域の医療を確保するため、遠隔医療支援体制の充実や施設・設備の整備を支援するなど、へき地診療所の診療機能の充実を図るとともに、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保に努める。

また、へき地医療拠点病院 である県立大島病院を中心とした群島内の医療連携体制の構築を図る。

県立大島病院については、高度医療機器を更新するなど診療機能の充実・強化に努める。

県立大島病院と各医療機関との緊密な連携による第二次救急医療体制 の充実に努めるとともに、重症救急患者等の救急搬送体制の強化を図る。

(I) ハブ対策

ハブ個体数を減少させ咬傷者を減らすため、引き続き生きハブの買上を実施するとともに、効率的捕獲方法や人とハブの棲み分けの可能性を探る。

また、ハブ咬傷の危険度を示す環境指標等を作成するとともに、住民への情報提供を行う。

携帯用毒吸出器の普及啓発を図るとともに、はぶウマ抗毒素を市町村や医療機関に配備するなど、咬傷時の緊急治療対策等の充実を図る。

ハブ毒による筋壊死発生メカニズムの解明や抗筋壊死因子等を応用した治療薬に改善する研究を進める。

(オ) 物価対策

石油製品等の流通合理化に向けた検討を行い、運送コストの低減や安定供給基盤の強化を図る。

(カ) 防災及び国土保全

a 消防防災の充実

消防ポンプ自動車や高規格救急自動車等資機材の整備を促進するとともに、救急救命士の養成を図るなど、常備消防体制の充実・強化を図る。

防火水槽等、消防施設の整備を促進するとともに、消防団活動の活性化に努める。

住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の整備、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、災害時要援護者対策の推進や自主防災組織の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。

災害時における相互応援体制の確立や消防・防災ヘリコプターを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の整備など災害支援体制の充実に努める。

b 治山対策の推進

荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等に配慮した治山対策を推進する。

農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等に配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。

保安林の適正な管理を図るとともに、公益的機能の発揮が要請される森林については、計画的に保安林指定を推進する。

c 治水対策の推進

河川の氾濫等による浸水被害を防止するため、自然環境及び生態系等に配慮した河川整備を推進する。

大和川の洪水対策と大和村の生活用水を確保するため、生活貯水池大和ダムの適切な維持管理に努める。

人家や公共施設、災害時要援護者関連施設等を保全するため、和光園小川等における土石流対策、鳩浜地区等における急傾斜地崩壊対策や伊津部地区等における地すべり対策を推進する。

土砂災害警戒情報や雨量情報の提供による防災の推進や、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

d 海岸保全の推進

高潮や波浪等による災害を防止するため、自然環境や生態系等に配慮した海岸保全施設の整備を推進する。

e 港湾整備の推進

大規模地震発生後の避難・救助・復旧作業等の海上交通ルートを確保するため、名瀬港では耐震強化岸壁や防災拠点となる緑地等の整備を進め、奄美群島全体における対策としては、水深が確保できる防波堤等への大型船舶の一時的な接岸を可能にする移動式浮体施設等の整備検討を進める。

(キ) 教育文化

a 学校教育の充実

個に応じた指導の充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、へき地・小規模校のよさを生かした特色ある教育活動の充実を図る。また、学校間の交流学习を促進するとともに、インターネット等のICTを活用した「わかる」授業の推進や児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

小・中学校の校舎やへき地教員宿舎等については、耐震化や老朽化対策を踏まえ、計画的な整備を促進するとともに、県立学校の校舎等についても同様に整備を推進する。

高等学校においては、教員の指導法の改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上など学力向上に向けた総合的な取組を推進するとともに、高校生のインターンシップを積極的に促進する。

特別支援教育については、県立大島養護学校のセンター的機能の充実を図りながら、個別の教育支援計画に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズにこたえるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。

鹿児島大学大学院が開講している奄美サテライト教室の受講科目の拡充や受講生確保のため、広報活動の強化及び円滑な運営を促進するなど、奄美における高等教育機能の充実に努める。

また、専修学校については、離島地域において時代のニーズに即応した高度な専門的技術や知識を持った人材を育成する専門教育機関として健全な発達が図られるよう、支援に努める。

さらに、放送大学については、県立奄美図書館内の放送大学学習室（センター外視聴室）の利用促進を図る。

b 生涯学習の充実

生涯学習の拠点となる公民館や図書館等の機能の充実を促進する。

県立奄美図書館を中心に、地域全体の図書館ネットワークを形成するとともに、奄美に関する情報の発信等の取組を実施する。

かごしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、生涯学習推進体制の充実を図り、多様で高度な学習機会を提供するとともに、各種講座等を体系化し、学習成果の適切な評価と活用が図られる環境づくりを推進する。

県子ども読書活動推進計画 や健やかスポーツ100日運動 に基づいた取組を積極的に促進する。

地域スポーツの振興を図るため、社会体育施設の整備を促進する。

c 地域文化の推進

奄美大島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため、優れた芸術文化や固有の伝統文化にじかにふれあう機会を創出するとともに、文化活動を促進するため、奄美パークや各種文化施設の積極的活用を図る。

天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど，地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及高揚を図る。

また，島唄や八月踊り等の伝統文化の保存・継承のため，学校教育や生涯学習の場において，それらの活用を図るとともに，デジタル化による記録保存に努めるほか，体験観光ボランティアの組織づくりを進め，固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

(ク) 人づくり

a 地域を支える人材の育成・確保

郷土に根ざした学校教育や高校生の職業意識などを高めるインターンシップを推進する。

鹿児島大学大学院が開講している奄美サテライト教室の機能充実に向けて，受講科目の拡充や受講生確保のため，広報活動の強化及び円滑な運営を促進する。

また，専修学校については，離島地域において時代のニーズに即応した高度な専門的技術や知識を持った人材を育成する専門教育機関として健全な発達が図られるよう，支援に努める。

さらに，放送大学については，県立奄美図書館内の放送大学学習室（センター外視聴室）の利用促進を図る。

かごしま県民大学中央センター，市町村，大学等と連携して，生涯学習推進体制の充実を図り，多様で高度な学習機会を提供する。

ICT利活用の体験・学習機会の拡充や住民相互に指導できる人材の育成など，地域全体のICT利活用能力の普及・向上を促進する。

b 暮らしを支える人材の育成・確保

地域の保健・福祉・医療を確保するため，医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材の安定的確保に努める。また，地域において，社会貢献活動を担うボランティア，NPO等の人材育成を促進する。

地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため，奄美大島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに，その保存・継承を促進する。

環境教育・環境学習等を推進し，地球環境を守るかごしま県民運動を進める人材の育成を図る。

希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

c 産業を支える人材の育成・確保

奄美市，瀬戸内町の営農支援センターを中心とした新規就農者の育成や市町村担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動による認定農業者等の担い手の確保・育成を推進するとともに，女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

新たな担い手の確保を図るため，就業相談や研修を行うとともに，意欲と能力のある担い手の育成を図るため，漁業研修事業の充実や中核的な漁業者グループの育成・活用，漁協青壮年部や女性グループの活性化等を進める。

林業技術研修制度等を通じ，担い手や事業体の育成を推進する。

(財)かごしま産業支援センターの各種の講座・研修等による従業員等の能力開発や資質向上を図るとともに、商工会等関係機関による研修会・講習会等を通じて、企業経営者や事業後継者の人材育成を図る。

観光ボランティアガイド、善意通訳等の人材の育成・確保や組織化を図る。

(ケ) 水資源

既存水源の有効利用を図りながら、老朽化したため池等の改修を推進し、水資源の安定確保に努める。

多様な森林整備を行い、水源かん養機能の強化を図る。

(コ) 電力・新エネルギー

今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、地域新エネルギー導入ビジョンに基づいて、太陽光発電、風力発電など地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進する。

電力の需要状況等の的確な把握に努め、それに応じた電力供給施設の整備を促進する。

オ 群島内外との交流ネットワークの形成

(ア) 航空交通

航空輸送需要の動向に対応した諸施設の機能保持、充実を図る。

離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら、航空路線の維持を図る。また、東京、大阪、沖縄など群島内外の路線拡充のための取組を進める。

航空運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光の振興等を図る。

(イ) 海上交通

名瀬港については、引き続き外郭施設や臨港道路等の整備を推進するとともに、利用者の利便性や安全性向上のため、旅客ターミナルの整備及び周辺のバリアフリー対策に努める。

また、大規模地震発生後の物資の緊急輸送や住民避難の拠点を確保するため、既存岸壁の耐震強化や防災拠点となる緑地の整備を推進する。

なお、本港区については、奄美市が進める「まちづくり事業」と連携したウォーターフロント再開発による都市機能の向上を図り、安全性、効率性、快適性の高い港湾空間の形成を図る。

古仁屋港については、貨物船の荷役の効率化を図るため、防波堤等の整備を進める。

また、島内のその他の港湾については、名瀬港との機能分担を考慮した物流の効率化を進めるとともに、荷捌施設の利便性向上及び地域の活性化を図り、台風時等における避難先の確保に努める。

離島航路の維持・改善に努める。

(ウ) 陸上交通

県道については、空港・港湾等の交通結節点へのアクセスを改善するとともに、島内各集落間の交流を促進するため、主要地方道湯湾新村線等の整備を推進する。

奄美大島を縦貫する幹線の国道58号については、奄美市名瀬のおがみ山バイパス等、奄美空港や名瀬港等の交通拠点へのアクセス改善に努め、島内交通の円滑化を推進する。

島内各集落間の交流を促進するため、バス路線や生活路線等となっている市町村道の整備を促進する。

災害に強い道路づくりを進めていくため、道路防災総点検に基づき、交通の途絶が予想される箇所の防災対策を優先的に進める。

廃止路線代替バス等については、更に地域の実情を踏まえつつ利用促進と運行形態の見直しを図る。

(I) 情報通信

光ファイバやADSL、無線、CATVなど、地域の特性に応じたブロードバンド基盤の整備と利活用を促進する。

地域公共ネットワークなど公共の情報通信基盤の整備促進及び適切な維持管理の確保を図る。

携帯電話の不感地域の解消を図る。

ICTを通じた情報交流により定住・交流人口の拡大を図るとともに、ICTによる地理的格差の解消や高度なICT利活用能力を有する人材のUITターンと育成を促進し、各種産業の立地促進や競争力の向上を図る。

観光情報や物販などのポータルサイトや仮想ショッピングモールの構築を図る。

地上デジタル放送の中継局や共聴施設の整備、CATVのデジタル化など、地上デジタル放送への円滑な移行を促進するとともに、テレビ・ラジオの難視聴地域の解消を図る。

(オ) 群島内外との交流・連携の促進

地理的・歴史的に関係が深い中国をはじめとするアジア地域との交流など、地域の活性化につながる国際交流を促進する。

地域の活力維持・活性化に向けて、団塊世代、若年層等の交流・移住の促進を図るため、離島での生活や就労を体験する機会の提供や移住相談窓口の設置、空き家・空き部屋の活用による住居の確保、空き家情報の提供、雇用の場の確保など、地域住民、地域コミュニティ、NPO法人、民間企業等の多様な主体と一体となって受入態勢の整備を図る。

地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成や固有の伝統芸能を通じた文化交流等を積極的に展開する。

特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会を中心に、地域の主体的な取組による官民あげた交流・連携を促進する。

2 加計呂麻島・請島・与路島

(1) 地域の概要

加計呂麻島は、面積約77km²と3島の中では最大の島であり、散在する大小30の集落に約1,500人が居住している。大部分が林野であり、耕地面積はわずかである。奄美大島の古仁屋から瀬相及び生間にそれぞれ町営の定期フェリーが就航しており、海上タクシーも島民の足となっている。

さとうきびを基幹作物に、野菜や畜産との複合経営が行われているほか、ソテツの実を特産品として出荷し、また、真珠の養殖等が行われている。

請島は、加計呂麻島の南方に位置し、面積約13km²、人口は約160人で2つの集落があり、古仁屋港との間を町営定期船が1日1往復している。

畜産が盛んであるほか、ソテツの実・苗を特産品として出荷している。

与路島は、請島の西方に位置し、面積約9km²、1つの集落に約140人が居住しており、古仁屋との間を町営定期船が1日1往復就航している。

畜産が盛んであるほか、ソテツの実・苗を特産品として出荷している。

(2) 施策の展開

ア 地域の特性を生かした産業の展開

(ア) 農業

a 担い手の確保・育成

新規就農者の確保・育成については、就農相談から就農前研修、経営の開始・定着に至るきめ細かな支援に努める。

b 農地利用，基盤整備等

農地利用については、農地の流動化のための各種施策を推進し、担い手の規模拡大や農地の面的集積を促進する。

なお、担い手の確保が困難な地域にあつては、企業等の農業参入を推進し、耕作放棄地の解消・発生防止を図る。

農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境等への影響にも配慮しながら、土層改良による土づくり等を促進するとともに、造成された各種施設のライフサイクルコストの低減と長寿命化を図る。

また、土地の有効利用を図るため、地籍調査事業をこれまで以上に推進する。

c 生産振興，販売，流通等

農畜産物の生産振興については、きび酢や黒糖の原料としてのさとうきびの安定生産、キクなど収益性の高い施設園芸、地場向け野菜、放牧経営を基本とした低コストな肉用子牛の生産拡大等を図る。

農産物輸送については、集出荷施設を活用した合理的な輸送体制の確立や、輸送経費の削減を図るため、計画出荷体制の確立に努める

農産物加工については、さとうきびを用いた加工品開発を促進し、農家所得の向上と地域の活性化を図る。

d 生産性向上

農業技術の開発については、亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や土壌管理技術の研究のほか、在来種を含む地域特産物の新用途や商品化のための技術開発、重粘土壌に対応できる技術開発を推進する。

特殊病害虫対策については、カンキツグリーニング病の侵入防止対策及び特殊病害虫の防除対策を推進する。

鳥獣害対策については、電気柵等の防護柵等による被害防止及び有害鳥獣捕獲等を総合的に推進する。

e 農業災害対策

農業災害対策については、低コストで災害に強いハウス施設、平張施設や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに、高潮等による農地の被害を防止するため海岸の保全に努める。

また、被災農家の経営を支援する農業制度資金の円滑な融通等に努めるとともに、農業共済制度への加入と共済金の早期支払を促進する。

f 農業団体

農業協同組合については、地域農業の担い手づくりなど営農指導体制の強化や、広域的なブランド産地づくり、生産販売体制の強化等を促進する。

g 安全で安心な農畜産物の安定供給

安全で安心な農畜産物の安定供給については、家畜排せつ物の適正処理と有効利用を促進し、良質たい肥による健全な土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減、エコファーマーの確保・育成など環境と調和した農業を推進するとともに、かごしまの農林水産物認証制度の理解促進を図る。

また、循環型社会の形成を目指して、バイオマスの利活用を促進する。

h 食育及び地産地消

食育及び地産地消については、さとうきびの栽培、きび酢づくりなど様々な体験等を通じて、地域の農林水産業や食文化への理解を促進するとともに、観光産業等との連携による地域の食材や食文化を生かした食の提供により、地域農林水産物の活用を促進する。

i 農村の振興

農村の振興については、共生・協働の農村づくり運動を進め、集落内の推進体制の見直し等による農村集落の再生や地域外の活力を導入した新たなむらづくりの形成、農地の保全や地域の自然・歴史の活用等によるむらづくりの維持・発展に取り組み、地域の活性化を図る。

水土里サークル活動については、地域資源の適切な保全管理や農村環境保全に役立つ地域共同の効果の高い取組を促進する。

都市と農村との交流については、奄美特有の芸術文化、食文化、農産物等の豊富な地域資源を生かしたグリーン・ツーリズム等の取組や観光、商工業等との連携を強化し、農山漁村のライフスタイルを実感できる農林漁業体験等による地域住民と都市住民等との交流活動を促進する。

(1) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

奄美群島周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産の向上を図るため、沿岸・沖合域における漁場整備を推進する。

b 漁場環境の保全

環境美化運動を推進するとともに、関係機関と連携し、スラッジなど船舶からの排出油や陸上から流出した赤土等による漁場汚染の防止に努めるほか、サンゴ礁周辺の漁場を守るため、オニヒトデ等駆除対策を支援する。

c 漁港の整備

安全な漁業活動を確保するために防波堤や物揚場等の漁港整備を推進する。

d 漁船漁業の振興

周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し、漁業生産の向上を図るため、漁場及び資源の調査を推進する。

また、新しい漁具・漁法の導入を推進するなど、効率的な漁業を推進する。資源の回復・維持を図るため資源回復計画等の取組を推進するとともに、操業に支障を及ぼすサメの被害対策を促進する。

遊漁船業等の海洋レクリエーションの導入による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

スジアラ等の地域特産種の種苗生産・放流技術開発・放流効果調査を推進する。

また、静穏海域を利用したクロマグロの増養殖技術開発に取り組む(独)水産総合研究センターとの連携を更に進める。

f 漁村の生活環境の向上と活性化

安全で快適な漁村の実現を図るため、生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに、地域水産物の直販施設の整備等により漁村の活性化を促進する。

(ウ) 林業

a 森林整備の推進

水土保持林及び森林と人との共生林の森林区分ごとに森林の重視すべき機能に応じた森林整備を推進し、森林の多面的機能の維持増進を図る。

保全すべき松林における松くい虫被害の防除など被害対策を講じるとともに、島外からの被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

b 林業生産基盤の整備

自然環境に十分配慮しながら地域の要請に応じた既設林道の改良・舗装を推進する。

c 特用林産物の振興

ソテツの生産体制や集出荷体制を整備するなど地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを推進する。

d 森林とのふれあいの推進

奄美特有の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに、地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。

また、森林ボランティアの育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学校等を対象とした森林環境教育を推進する。

(I) 商工業

a 工業

(a) 特産品

島内で生産されているさとうきびを利用した黒糖や、地域団体商標を取得した「かけるまきび酢」、自然海塩等の健康や癒しをテーマにした特産品の生産振興を促進するとともに、物産展・インターネット等を活用した販路拡大を図る。

奄美ミュージアム構想を踏まえ、群島が一体となって、奄美ブランドの確立を目指した販路拡大や奄美の情報発信等の取組を促進する。

(b) 企業立地

税制優遇措置等の企業立地優遇制度の拡充を促進し、企業の立地動向等の情報を積極的に収集しながら、雇用力のある優良企業や地域の農林水産物を活用した製造・加工工場など地域の特性を生かした企業の立地推進に努める。

また、地元企業等と連携して地域資源を生かした新たな事業展開を促進する。

b 中小企業

ICTの革新など社会経済の変化に対応した新事業の創出等を促進するとともに、中小企業経営革新支援制度 や県中小企業融資制度 の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新へ向けた取組を支援する。

また、商工会などが実施する指導事業等の充実・強化を図る。

c 起業化

(財)かごしま産業支援センターを中心として、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実・強化に努めるとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。

(オ) 雇用機会の拡充など就業の促進

地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。

ICTによる地理的格差の解消や高度なICT利活用能力を有する人材のUITターンと育成を促進し、各種産業の立地促進や競争力の向上を図る。

税制優遇措置等の企業立地優遇制度の拡充を促進し、企業の立地動向等の情報を積極的に収集しながら、雇用力のある優良企業や地域の農林水産物を活用した製造・加工工場など地域の特性を生かした企業の立地推進に努める。

地元企業等と連携して地域資源を生かした新たな事業展開を促進する。

ICTの革新など社会経済の変化に対応した新事業の創出等を促進するとともに、中小企業経営革新支援制度 や県中小企業融資制度 の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新へ向けた取組を支援する。

(財)かごしま産業支援センターを中心として、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実・強化に努めるとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。

地域雇用開発促進法 に基づく地域求職者雇用奨励金 や地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）等の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進する。

新規就農者の確保・育成については、就農相談から就農前研修、経営の開始・定着に至るきめ細かな支援に努める。

医療・福祉・介護事業における雇用の創出については、地域医療を担う人材や、介護・福祉ニーズに的確に対応できるよう緊急かつ重点的な人材の育成・確保に取り組むとともに、要介護高齢者への多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進する。

イ 豊かな自然と個性的な文化を生かした観光の展開

(ア) 観光資源の活用

特徴ある自然や文化、地場産業など群島の魅力や資源を有機的に結び、観光を中心に産業や文化等を総合的に振興する奄美ミュージアム の取組を促進する。

豊かな観光資源を有効に活用したエコツーリズム など、体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。

マリンスポーツや海の癒し効果等を活用したアイランドセラピー構想 を促進し、ヘルスツーリズム による新たな観光産業の創出に努める。

(イ) 観光施設等の受入体制の整備

海上タクシー等を活用した周遊性のある観光ルートづくりに努める。

世界自然遺産 登録も見据えながら、観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備するとともに、美しいサンゴ礁や特色ある景観等の自然資源の保護や環境と調和した観光地づくり、沿道における植栽等やトイレ、休憩所等の施設整備を行い、地域住民との協働による適切な維持管理のもとに快適性の向上に努める。

地域住民と一体となったホスピタリティ の向上や観光事業者等の接客研修等によるサービス提供体制の充実を促進するとともに、外国人観光客を含むすべての観光客が安心して観光できるような案内機能の充実を図る。

また、観光ボランティアガイド等の人材の育成・確保や組織化を図るとともに、特色ある体験・滞在型観光プログラムを一元的に提供できる体制の整備等ソフト面の充実・強化を図る。

体験・滞在型観光などの新たなニーズに対応した観光施設や宿泊施設等の整備・充実を促進する。

(ウ) 観光交通体系の整備

群島内外を結んだ周遊型観光を促進するため、港湾等の交通拠点の整備を推進する。

古仁屋の「せとうち海の駅」を拠点として、加計呂麻島、請島、与路島、徳之島等を観光船等で周遊できるクルージングネットワークの形成を図るとともに、港と島内の観光地を結ぶ県道等の整備を引き続き推進する。

(エ) 魅力ある観光情報の発信

マスコミやインターネット等を活用して、国内外へ魅力ある観光情報の発信に努める。

ヘルスツーリズム ，ブルー・ツーリズム，エコツーリズム ，マリンスポーツ教室，視察研修等の誘致のための情報提供や旅行エージェント及び航空会社等との連携による広報・誘致活動の展開を図る。

(オ) 地域産業との連携

農林水産業等の地域産業と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、黒糖、かけるまきび酢等の特産品、土産品の開発・提供を促進する。

大島海峡や焼内湾等で養殖が行われているクロマグロと観光を結びつけた取組を促進する。

ウ 世界自然遺産登録を視野に入れた人と自然が共生する地域づくり

(ア) 共生ネットワークの形成

加計呂麻島、請島、与路島の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統技術・芸能、特産品等の奄美の「宝」を保全・活用するため、奄美群島自然共生プラン に基づき、関係機関、地域住民、NPO 等のネットワークの形成を促進するとともに、その価値が広く共有されるための地域内外への情報発信等に取り組む。

(イ) 世界自然遺産登録に向けた取組の推進

世界自然遺産 登録の早期実現を図るため、関係機関等との連携を深め、気運の醸成や国立公園等の保護地域の指定推進に取り組むとともに、希少野生生物保護対策や現在指定されている国定公園、鳥獣保護区等の適正な保全・管理、自然保護に関する普及啓発に努める。

希少野生動植物 の保護対策については、その保護を目的とした条例等に基づき適切な施策を講じるとともに、多様な自然の生態系を把握し保全するためのモニタリング調査や情報発信に努める。

サンゴ礁の保全については、オニヒトデ等の駆除やモニタリング調査等に取り組む、保護・再生を図る。

奄美固有の生態系に係る調査研究及び普及啓発の拠点となる奄美野生生物保護センターの機能の活用を図る。

減少あるいは衰退しつつある自然生態系等については、健全なものに蘇らせるための検討を行う。

また、保護地域以外の地域においても希少野生動植物 の保護・配慮について、具体的な対応等を検討し取組を進める。

(ウ) エコツーリズムの推進

加計呂麻島、請島、与路島の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の特色を生かしたエコツーリズム や環境学習の推進を図る。

また、過剰な利用により貴重な自然環境が損なわれないよう、現況等の把握に努め、市町村、関係機関、NPO 等との協働により、自然や景観の保全と利用のあり方に関する普及啓発を行うとともに、希少野生動植物 等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(I) 地域環境の保全

良好な地域環境を維持するため、市町村と連携を図りながら、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。

ヤンバルトサカヤステについては、地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備について普及啓発を図るとともに、地域特性を踏まえた駆除対策等についても更に検討を進める。

(オ) 循環型社会の形成

ごみ処理については、各島における処理も視野に入れ、引き続きごみの減量化・リサイクルを促進する。

また、家電リサイクルについては、収集運搬料金の負担軽減措置の円滑な実施を促進するとともに、引き続き市町村・関係団体と連携しながら、指定引取場所の設置や収集運搬体制の整備促進を図るほか、自動車リサイクルについても、その円滑な実施の促進を図る。

生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。

産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進する。

また、家畜排せつ物の適正処理の徹底に努めるとともに、家畜排せつ物処理施設の一層の整備と肥料としての利活用を促進する。

さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

(カ) 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

公共事業の実施に当たっては、奄美群島において国立公園等の保護地域へ

の指定及び世界自然遺産 登録を目指すことを踏まえ、環境影響評価法等に基づく環境影響評価を実施することなどにより、貴重な野生動植物の生息・生育環境や良好な景観の形成に配慮した自然環境配慮型の公共事業の取組を推進するとともに、自然再生推進法 の基本理念に基づいた自然再生型公共事業 の検討・採用に努める。

さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究及び開発行為者や施工業者等への啓発、指導の徹底を図る。また、営農面からの流出防止についても、農業者等に対し意識啓発や対策技術の普及・定着に努める。

エ やすらぎとうるおいのある生活空間づくり

(ア) 生活環境

a 水道

未普及地域への水道整備を促進するとともに、安全で安定した生活用水を確保するため、水道施設の統合整備や新たな水源の確保等を促進する。

b 都市整備

生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。

c 安全・安心まちづくりの推進

犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

(イ) 社会福祉

a 高齢者福祉対策の充実

高齢者が長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し、自己の役割を認識し発揮することにより生きがいのある生活が送れるよう、地域社会の担い手として生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する「すこやか長寿社会運動」を積極的に展開する。

また、奄美地域における元気な高齢者の要因を分析した「あまみ長寿・子宝プロジェクト」の事業成果の活用を図り、「長寿・子宝・癒しの島あまみ」の積極的な情報発信に努める。

介護保険制度については、市町村に対し、安定的な事業運営等に資するよう適切な支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。

介護予防対策については、地域支援事業等の充実を図るとともに、高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう地域包括支援センター を中心とした地域包括ケア体制 の整備・充実を図る。

b 障害者福祉対策の充実

障害者等が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスの支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めるとともに、地域間で格差のあるサービスの均衡を図る。

特に、居宅介護やグループホーム 等の充実による地域生活移行等の課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全

体で支える地域共助のシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し提供体制の整備を進める。

c 児童福祉対策の充実

地域の実情に応じた児童福祉施策の充実・強化を促進する。

d 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実

福祉資金の貸付等による母子・寡婦・父子の社会的・経済的な自立を促進する。

家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

e 地域福祉の推進

高齢者支援のための総合的な窓口として設置した地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、高齢者など援護を必要とする方々を地域ぐるみで見守る高齢者等くらし安心ネットワークづくりの促進を図る。

老人福祉施設宿泊体験研修等を通じて、ボランティアやNPO活動の促進を図る。

(ウ) 保健医療

a 健康づくりの推進

生活習慣病の予防を図るため、健康かごしま21や各市町村健康増進計画に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに、医療保険者等が行う特定健診・保健指導等の保健事業を総合的に促進する。

また、地域住民や、各種団体・企業等による自主的な健康増進活動においては、あまみ長寿・子宝プロジェクトで検証したタラソセラピーや長寿食材等の活用を促進する。

かごしま子ども未来プランに基づき、妊婦健診の環境整備を推進するとともに、児童虐待防止対策の強化や総合的な小児医療・周産期医療の充実など、母子保健対策の充実を図る。

b 保健医療体制の総合的整備

地域住民の健康の保持及び増進を図るため、名瀬保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点として整備するとともに、町をはじめ健康関連団体を支援し、住民による主体的な健康づくり活動を促進する。

複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため、今後とも、町保健師の計画的確保や資質向上に努める。

へき地医療拠点病院である県立大島病院による特定診療科の巡回診療、瀬戸内町へき地診療所による出張診療を実施するとともに、群島内の医療連携体制の構築や施設・設備の整備を支援するなど、へき地診療所の診療機能の充実を図るほか、医療従事者の安定的確保に努める。

県立大島病院と各医療機関との緊密な連携による第二次救急医療体制の充実に努めるとともに、重症救急患者等の救急搬送体制の強化を図る。

(I) ハブ対策

ハブ個体数を減少させ咬傷者を減らすため、引き続き生きハブの買上を実施する。

また、ハブ咬傷の危険度を示す環境指標等を作成するとともに、住民への情報提供を行う。

携帯用毒吸出器の普及啓発を図るとともに、はぶウマ抗毒素を市町村や医療機関に配備するなど、咬傷時の緊急治療対策等の充実を図る。

(オ) 物価対策

石油製品等の流通合理化に向けた検討を行い、運送コストの低減や安定供給基盤の強化を図る。

(カ) 防災及び国土保全

a 消防防災の充実

常備消防体制の充実・強化、防火水槽等の消防施設の整備を促進するとともに、消防団活動の活性化に努める。

住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の整備、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、災害時要援護者対策の推進や自主防災組織の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。

災害時における相互応援体制の確立や消防・防災ヘリコプターを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の整備など災害支援体制の充実に努める。

b 治山対策の推進

荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等に配慮した治山対策を推進する。

農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等に配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。

保安林の適正な管理を図るとともに、公益的機能の発揮が要請される森林については、計画的に保安林指定を推進する。

c 治水対策の推進

河川の氾濫等による浸水被害を防止するため、自然環境及び生態系等に配慮した河川整備を推進する。

人家や公共施設、災害時要援護者関連施設等を保全するため、西阿室地区における地すべり対策を推進する。

土砂災害警戒情報や雨量情報の提供による防災の推進や、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

d 海岸保全の推進

高潮や波浪等による災害を防止するため、自然環境や生態系等に配慮した海岸保全施設の整備を推進する。

(キ) 教育文化

a 学校教育の充実

個に応じた指導の充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、へき地・小規模校のよさを生かした特色ある教育活動の充実に努める。また、学校間の交流学习を促進するとともに、インターネット等のICTを活用した「わかる」授業の推進や児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

小・中学校の校舎等については、耐震化や老朽化対策を踏まえ、計画的な整備を促進する。

特別支援教育については、県立大島養護学校のセンター的機能の充実に努めながら、個別の教育支援計画に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズにこたえるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。

b 生涯学習の充実

生涯学習の拠点となる公民館等の機能の充実を促進する。

かごしま県民大学中央センター，市町村，大学等と連携して，生涯学習推進体制の充実を図り，多様で高度な学習機会を提供するとともに，各種講座等を体系化し，学習成果の適切な評価と活用が図られる環境づくりを推進する。

県子ども読書活動推進計画 や健やかスポーツ100日運動 に基づいた取組を積極的に促進する。

地域スポーツの振興を図るため，社会体育施設の整備を促進する。

c 地域文化の推進

各島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため，優れた芸術文化や固有の伝統文化にじかにふれあう機会を創出し，文化活動を促進する。

天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど，地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及高揚を図る。

また，島唄や諸鈍シバヤ，八月踊り等の伝統文化の保存・継承のため，学校教育や生涯学習の場において，それらの活用を図るとともに，デジタル化による記録保存に努めるほか，体験観光ボランティアの組織づくりを進め，固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

(ク) 人づくり

a 地域を支える人材の育成・確保

郷土に根ざした学校教育を推進する。

かごしま県民大学中央センター，市町村，大学等と連携して，生涯学習推進体制の充実を図り，多様で高度な学習機会を提供する。

I C T 利活用の体験・学習機会の拡充や住民相互に指導できる人材の育成など，地域全体のI C T利活用能力の普及・向上を促進する。

b 暮らしを支える人材の育成・確保

地域の保健・福祉・医療を確保するため，医師をはじめとした医療従事者の安定的確保に努める。また，地域において，社会貢献活動を担うボランティア，N P O 等の人材育成を促進する。

地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため，各島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに，その保存・継承を促進する。

環境教育・環境学習等を推進し，地球環境を守るかごしま県民運動を進める人材の育成を図る。

希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

c 産業を支える人材の育成・確保

新規就農者の確保・育成については，就農相談から就農前研修，経営の開始・定着に至るきめ細かな支援に努める。

観光ボランティアガイド等の人材の育成・確保や組織化を図る。

(ケ) 水資源

地域の特性に応じた水資源の確保，保全及び有効利用を図る。

(コ) 電力・新エネルギー

今後の研究開発の状況等を踏まえつつ，地域新エネルギー導入ビジョンに基づいて，太陽光発電，風力発電など地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進する。

オ 群島内外との交流ネットワークの形成

(ア) 海上交通

与路港については、町営フェリーの就航率の向上のため、外郭施設を整備する。

また、加計呂麻港は、漁船等の安全な収容を図るため、漁船溜まりの整備を推進する。

離島航路の維持・改善に努める。

(イ) 陸上交通

加計呂麻島の唯一の県道である一般県道安脚場実久線の整備に努める。

島内各集落間の交流を促進するため、バス路線や生活路線等となっている町道の整備を促進する。

廃止路線代替バス等については、更に地域の実情を踏まえつつ利用促進と運行形態の見直しを図る。

(ウ) 情報通信

A D S L など地域の特性に応じたブロードバンド基盤の整備と利活用を促進する。

地域公共ネットワークなど公共の情報通信基盤の整備促進及び適切な維持管理の確保を図る。

携帯電話の不感地域の解消を図る。

I C T を通じた情報交流により定住・交流人口の拡大を図るとともに、I C Tによる地理的格差の解消や高度なI C T利活用能力を有する人材のU I ターンと育成を促進し、各種産業の立地促進や競争力の向上を図る。

観光情報や物販などのポータルサイトや仮想ショッピングモールの構築を図る。

共聴施設の整備など、地上デジタル放送への円滑な移行を促進するとともに、テレビ・ラジオの難視聴地域の解消を図る。

(エ) 群島内外との交流・連携の促進

地理的・歴史的に関係が深い中国をはじめとするアジア地域との交流など、地域の活性化につながる国際交流を促進する。

地域の活力維持・活性化に向けて、団塊世代、若年層等の交流・移住の促進を図るため、離島での生活や就労を体験する機会の提供や移住相談窓口の設置、空き家・空き部屋の活用による住居の確保、空き家情報の提供、雇用の場の確保など、地域住民、地域コミュニティ、N P O 法人、民間企業等の多様な主体と一体となって受入態勢の整備を図る。

地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成や固有の伝統芸能を通じた文化交流等を積極的に展開する。

特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会を中心に、地域の主体的な取組による官民あげた交流・連携を促進する。

3 喜界島

(1) 地域の概要

喜界島は、航路距離で本土から377km、奄美市名瀬から69kmの奄美大島の東方海上に位置し、面積は約57km²、1町のみで約8,600人が居住している。山岳、河川はほとんどなく、耕地面積が全体の約4割を占めている。航空路では、鹿児島空港と1日2往復、奄美空港と1日3往復プロペラ機で結ばれており、航路では、上下それぞれ週5便の定期船で鹿児島、奄美大島、徳之島等と結ばれている。

さとうきびと畜産や園芸作物を組み合わせた複合経営が盛んであり、また、一本釣漁業や曳縄漁業、クルマエビ養殖も行われている。平成15年度に地下ダムが完成し、畑かん営農の振興と地域経済の浮揚が期待されている。

(2) 施策の展開

ア 地域の特性を生かした産業の展開

(ア) 農業

a 担い手の確保・育成

担い手の確保・育成については、町営農支援センターを中心とした新規就農者の研修や園芸作物の栽培技術の確立・普及、また、これらの活動と連携した町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動による認定農業者等担い手の確保・育成を推進するとともに、女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

b 農地利用、基盤整備等

農地利用については、農地の流動化のための各種施策を推進し、担い手の規模拡大や農地の面的集積を促進する。

なお、担い手の確保が困難な地域にあっては、企業等の農業参入を推進し、耕作放棄地の解消・発生防止を図る。

農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境等への影響にも配慮しながら、地下ダム、ため池、湧水を活用した畑地かんがい施設による農業用水の確保、区画整理、農道等の整備による担い手への農地集積、土層改良による土づくり等を促進するとともに、造成された各種施設のライフサイクルコストの低減と長寿命化を図る。

また、土地の有効利用を図るため、地籍調査事業をこれまで以上に推進する。

c 生産振興、販売、流通等

さとうきびについては、さとうきび増産計画に沿って、春植、株出体系への移行等により収穫面積の拡大に努めるとともに、かんがい施設を活用したかん水の徹底、適期管理、地域に適した品種の普及等により単収の向上を図る。

また、機械化一貫体系の普及・確立や品目別経営安定対策の対象となる担い手・生産組織の育成など、より効率的な生産体制への誘導を図るとともに、粗糖生産においては、国内産糖の価格競争力の強化と需要の維持・拡大に向けて一層の経営合理化を図り、さとうきび生産農家の経営安定と製糖企業の健全な運営を促進する。

野菜・果樹・花きについては、トマト、キク類、マンゴー等の栽培技術の向上に努めるとともに、平張施設など防風施設やハウス施設等の生産施設の整備を推進し、かんがい施設を活用した産地育成を図る。

肉用牛については、さとうきびや園芸作物との複合経営を基本として、自給飼料確保のための飼料生産基盤の整備やさとうきび梢頭部等の低利用飼料資源の利用率向上による豊富な粗飼料資源の積極的活用、肉用牛改良・飼養管理技術の向上等による低コストで高品質な肉用子牛生産、家畜疾病の発生とまん延を防止するため、更なる家畜衛生対策の推進を図る。

ごまについては、さとうきびとの輪作を基本に、契約栽培を推進するとともに、省力機械化体系や安定生産技術の確立を図る。

農産物の販路拡大については、県内外のアンテナショップにおける宣伝販売やホームページによる農畜産物等の紹介等のPR活動を行うとともに、消費者ニーズに対応できる生産・出荷体制の確立を図る。

農産物輸送については、野菜や花、果実輸送の合理化を図るため、集出荷施設及びフリーザーコンテナ等を活用した低温輸送システムや輸送経費の低減を図るための計画出荷体制の確立に努める。

肉用子牛の円滑かつ効率的な取引を推進するため、家畜市場の整備を促進する。

農産物加工については、白ごまなど特色ある地域農産物を用いた加工品の開発を促進し、農家所得の向上と地域の活性化を図る。

d 生産性向上

農業技術の開発については、亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や土壌管理技術の研究のほか、在来種を含む地域特産物の新用途や商品化のための技術開発、重粘土壌に対応できる技術開発を推進する。

特殊病害虫対策については、アリモドキゾウムシやカンキツグリーンング病の根絶に向けた取組を展開する。

また、その他の特殊病害虫についても防除対策を推進する。

e 農業災害対策

農業災害対策については、低コストで災害に強いハウス施設、平張施設や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに、農地の防災についても、ため池や用排水施設の整備のほか海岸保全施設の計画的な整備を推進する。

また、被災農家の経営を支援する農業制度資金の円滑な融通等に努めるとともに、農業共済制度への加入と共済金の早期支払を促進する。

f 農業団体

農業協同組合については、地域農業の担い手づくりなど営農指導体制の強化や、広域的なブランド産地づくり、生産販売体制の強化等を促進する。

g 安全で安心な農畜産物の安定供給

安全で安心な農畜産物の安定供給については、家畜排せつ物の適正処理と有効利用を促進し、良質たい肥による健全な土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減、エコファーマーの確保・育成など環境と調和した農業を推進するとともに、かごしまの農林水産物認証制度の理解促進を図る。また、食肉の衛生的な処理等を図るため、必要な施設や設備の整備を促進する。

さらに、循環型社会の形成を目指して、バイオマス の利活用を促進する。

h 食育及び地産地消

食育 及び地産地消 については，ごまの栽培など様々な体験や，生産者と消費者の交流等を通じて，地域の農林水産業や食文化への理解を促進するとともに，外食・観光産業等との連携による地域の食材や食文化を生かした食の提供により，地域農林水産物の活用を促進する。

i 農村の振興

農村の振興については，共生・協働の農村づくり運動 を進め，集落内の推進体制の見直し等による農村集落の再生や地域外の活力を導入した新たなむらづくりの形成，農地の保全や地域の自然・歴史の活用等によるむらづくりの維持・発展に取り組み，地域の活性化を図る。

水土里サークル活動 については，地域資源の適切な保全管理や農村環境保全に役立つ地域共同の効果の高い取組を促進する。

農村環境の整備については，自然環境等との調和を図りながら，集落道路等の整備を促進し，やすらぎのある農村環境の実現による定住促進を図る。

都市と農村との交流については，奄美特有の芸術文化，食文化，農産物等の豊富な地域資源を生かしたグリーン・ツーリズム 等の取組や観光，商工業等との連携を強化し，農山漁村のライフスタイルを実感できる農林漁業体験等による地域住民と都市住民等との交流活動を促進する。

(イ) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

奄美群島周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産の向上を図るため，沿岸・沖合域における漁場整備を推進する。

b 漁場環境の保全

環境美化運動を推進するとともに，関係機関と連携し，スラッジ など船舶からの排出油や陸上から流出した赤土等による漁場汚染の防止に努めるほか，サンゴ礁周辺の漁場を守るため，オニヒトデ等駆除対策を支援する。

c 漁港の整備

安全な漁業活動を確保するために防波堤や物揚場等の漁港整備を推進する。

d 漁船漁業の振興

周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し，漁業生産の向上を図るため，漁場及び資源の調査を推進する。

また，新しい漁具・漁法の導入を推進するなど，効率的な漁業を推進する。

資源の回復・維持を図るため資源回復計画 等の取組を推進するとともに，操業に支障を及ぼすサメの被害対策を促進する。

遊漁船業等の海洋レクリエーションの導入による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

スジアラ等の地域特産種の種苗生産・放流技術開発・放流効果調査を推進する。

f 海面養殖業の振興

クルマエビ養殖業の振興を図る。

- g 流通の合理化，消費の拡大
 流通関連施設など出荷体制の整備によって島外出荷を推進する。
 島内消費の拡大を図るため，魚食普及活動 や地産地消 の取組を促進する。
 - h 水産加工業の振興
 トビウオ類，シイラ，ソデイカ等の資源を活用した水産加工品の多様化，特産品化を促進する。
 - i 担い手の確保・育成
 新たな担い手の確保を図るため，就業相談や研修を行うとともに，意欲と能力のある担い手の育成を図るため，漁業研修事業の充実や中核的な漁業者グループの育成・活用，漁協青壮年部の活性化等を進める。
 - j 漁業協同組合の育成強化
 県漁業協同組合連合会など系統組織とも連携しながら，漁業協同組合の健全な運営と経営基盤の強化，研修等による組合役職員の資質の向上を図り，県1漁協の実現を促進する。
 - k 漁村の生活環境の向上と活性化
 安全で快適な漁村の実現を図るため，生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに，地域水産物の直販施設の整備等により漁村の活性化を促進する。
- (ウ) 林業
- a 森林整備の推進
 水土保持林及び森林と人との共生林の森林区分ごとに森林の重視すべき機能に応じた森林整備を推進し，森林の多面的機能の維持増進を図る。
 島外からの松くい虫被害材持ち込み等に対する監視を継続する。
 - b 森林とのふれあいの推進
 奄美特有の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに，地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。
 また，森林ボランティア の育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに，小・中学校等を対象とした森林環境教育を推進する。
- (I) 商工業
- a 工業
 - (a) 特産品
 黒糖焼酎については，地域団体商標 や大消費地での物産展等を活用した銘柄確立や国内外への販路拡大を支援する。
 また，消費者ニーズに合った商品開発や島内産黒糖使用による付加価値の高い商品など，多様な商品づくりを促進するとともに，焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。
 白ごまをはじめとする農林水産物を利用した加工品の開発・商品化を促進するとともに，物産展・インターネット等を活用した販路拡大を図る。
 奄美ミュージアム 構想を踏まえ，群島が一体となって，奄美ブランドの確立を目指した販路拡大や奄美の情報発信等の取組を促進する。
 若い世代向けの製品の開発や，産地デザイナー の育成による新柄中心の商品開発を進めるほか，「本場奄美大島紬」の地域団体商標 を有効活用し，ブランド価値を高めながら，産地直接販売や販路新規開拓の推進を図る。

本場奄美大島紬協同組合における産地卸機能の向上や履歴システムの活用による信用力の向上，ICT の活用等により，産地自らが小売業者や消費者に直接販売することも含め，流通経路を多様化する取組を支援する。

県大島紬技術指導センターの研究成果である着姿シミュレーションシステム を活用することなどにより，産地のオリジナルデザイン開発を促進するとともに，センターの試験研究の成果を業界へ移転普及し，製造システムの省力化や，大島紬の生産技術を生かした洋装品や服飾小物等の開発を促進する。

（財）奄美群島地域産業振興基金協会の事業により，大消費地における展示・求評会の開催や，原図コンテストによるデザイン力向上等を推進する。

(b) 企業立地

税制優遇措置等の企業立地優遇制度の拡充を促進し，企業の立地動向等の情報を積極的に収集しながら，雇用力のある優良企業や地域の農林水産物を活用した製造・加工工場など地域の特性を生かした企業の立地推進に努める。

また，地元企業等と連携して地域資源を生かした新たな事業展開を促進する。

b 商業

消費行動等の変化に対応し，地域に根ざしたきめ細かなサービスを提供する商店，商店街づくりを促進するとともに，観光客や島外の顧客をターゲットとした特産品の開発と販売促進に努める。

c 中小企業

ICT の革新など社会経済の変化に対応した新事業の創出等を促進するとともに，中小企業経営革新支援制度 や県中小企業融資制度 の活用により，意欲ある中小企業者の経営革新へ向けた取組を支援する。

また，商工会などが実施する指導事業等の充実・強化を図る。

d 起業化

（財）かごしま産業支援センターを中心として，地域の産業支援機関との連携を進め，起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実・強化に努めるとともに，県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し，島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。

(オ) 雇用機会の拡充など就業の促進

地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び大島紬，黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。

ICT による地理的格差の解消や高度なICT利活用能力を有する人材のUIターンと育成を促進し，各種産業の立地促進や競争力の向上を図る。

税制優遇措置等の企業立地優遇制度の拡充を促進し，企業の立地動向等の情報を積極的に収集しながら，雇用力のある優良企業や地域の農林水産物を活用した製造・加工工場など地域の特性を生かした企業の立地推進に努める。

地元企業等と連携して地域資源を生かした新たな事業展開を促進する。

ICT の革新など社会経済の変化に対応した新事業の創出等を促進すると

ともに、中小企業経営革新支援制度 や県中小企業融資制度 の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新へ向けた取組を支援する。

(財)かごしま産業支援センターを中心として、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実・強化に努めるとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。

地域雇用開発促進法 に基づく地域求職者雇用奨励金 や地域雇用創造推進事業 (新パッケージ事業)等の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進する。

町営農支援センターを中心とした新規就農者の研修や園芸作物の栽培技術の確立・普及、また、これらの活動と連携した町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動による認定農業者 等担い手の確保・育成を推進するとともに、女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

新たな担い手の確保を図るため、漁協等関係団体と連携して、漁業への就業相談や新規就業者を対象にした技術研修等を行う。

(財)かごしま産業支援センターの各種の講座・研修等による従業員等の能力開発や資質向上を図るとともに、商工会等関係機関による研修会・講習会等を通じて、企業経営者や事業後継者の人材育成を図る。

医療・福祉・介護事業における雇用の創出については、地域医療を担う人材や、介護・福祉ニーズに的確に対応できるよう緊急かつ重点的な人材の育成・確保に取り組むとともに、要援護高齢者への多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進する。

イ 豊かな自然と個性的な文化を生かした観光の展開

(ア) 観光資源の活用

特徴ある自然や文化、地場産業など群島の魅力や資源を有機的に結び、観光を中心に産業や文化等を総合的に振興する奄美ミュージアム の取組を促進する。

豊かな観光資源を有効に活用したエコツーリズム や釣り、ダイビングなど、体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。

奄美の癒しの資源や長寿食材 を活用したアイランドセラピー構想 を促進し、ヘルスツーリズム による新たな観光産業の創出に努める。

(イ) 観光施設等の受入体制の整備

島内に点在する伝説にまつわる史跡や夕日の散歩道、百之台公園等を整備・活用するとともに、魅力ある島めぐり観光ルートづくりに努める。

世界自然遺産 登録も見据えながら、観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備するとともに、ガジュマル並木やハイビスカスなど亜熱帯性豊かな樹木等による路傍植栽やサンゴの石垣群の復元等による景観に配慮した街並み整備を促進する。さらに、沿道におけるトイレ、休憩所等の施設整備を行い、地域住民との協働による適切な維持管理のもとに快適性の向上に努める。

地域住民と一体となったホスピタリティ の向上や観光事業者等の接客研修

等によるサービス提供体制の充実を促進するとともに、外国人観光客を含むすべての観光客が安心して観光できるような案内機能の充実を図る。

また、観光ボランティアガイド等の人材の育成・確保や組織化を図るとともに、特色ある体験・滞在型観光プログラムを一元的に提供できる体制の整備等ソフト面の充実・強化を図る。

体験・滞在型観光などの新たなニーズに対応した観光施設や宿泊施設等の整備・充実を促進する。

(ウ) 観光交通体系の整備

群島内外を結んだ周遊型観光を促進するため、空港・港湾等の交通拠点の整備を推進する。

定期航路の船舶の高速化や快適性の向上について検討するとともに、群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワークの形成を図る。

空港や港と島内の観光地を結ぶ主要道路や循環道路の整備を引き続き推進する。

(I) 魅力ある観光情報の発信

マスコミやインターネット等を活用して、国内外へ魅力ある観光情報の発信に努める。

また、マリンスポーツ教室等の誘致のための情報提供や旅行エージェント及び航空会社等との連携による広報・誘致活動の展開を図る。

(オ) 地域産業との連携

農林水産業や大島紬、黒糖焼酎等の特産品の地域産業と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、白ごまをはじめとする農林水産物を利用した特産品、土産品の開発・提供を促進する。

ウ 世界自然遺産登録を視野に入れた人と自然が共生する地域づくり

(ア) 共生ネットワークの形成

喜界島の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統技術・芸能、特産品等の奄美の「宝」を保全・活用するため、奄美群島自然共生プランに基づき、関係機関、地域住民、NPO等のネットワークの形成を促進するとともに、その価値が広く共有されるための地域内外への情報発信等に取り組む。

(イ) 世界自然遺産登録に向けた取組の推進

世界自然遺産登録の早期実現を図るため、関係機関等との連携を深め、気運の醸成や国立公園等の保護地域の指定推進に取り組むとともに、希少野生生物保護対策や現在指定されている国定公園、鳥獣保護区等の適正な保全・管理、自然保護に関する普及啓発に努める。

希少野生動植物の保護対策については、その保護を目的とした条例等に基づき適切な施策を講じるとともに、多様な自然の生態系を把握し保全するためのモニタリング調査や情報発信に努める。

サンゴ礁の保全については、オニヒトデ等の駆除やモニタリング調査等に取り組む、保護・再生を図る。

奄美固有の生態系に係る調査研究及び普及啓発の拠点となる奄美野生生物保護センターの機能の活用を図る。

減少あるいは衰退しつつある自然生態系等については、健全なものに蘇らせるための検討を行う。

また、保護地域以外の地域においても希少野生動植物の保護・配慮について、具体的な対応等を検討し取組を進める。

(ウ) エコツーリズムの推進

喜界島の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の特色を生かしたエコツーリズムや環境学習の推進を図る。

また、過剰な利用により貴重な自然環境が損なわれないよう、現況等の把握に努め、市町村、関係機関、NPO等との協働により、自然や景観の保全と利用のあり方に関する普及啓発を行うとともに、希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(I) 地域環境の保全

良好な地域環境を維持するため、市町村と連携を図りながら、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。

ヤンバルトサカヤステについては、地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策、環境整備について普及啓発を図るとともに、地域特性を踏まえた駆除対策等についても更に検討を進める。

(オ) 循環型社会の形成

ごみ処理については、引き続きごみの減量化・リサイクルを促進するとともに、廃棄物処理施設の整備を促進する。

また、家電リサイクルについては、収集運搬料金の負担軽減措置の円滑な実施を促進するとともに、引き続き市町村・関係団体と連携しながら、指定引取場所の設置や収集運搬体制の整備促進を図るほか、自動車リサイクルについても、その円滑な実施の促進を図る。

生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。

産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、産業廃棄物処理施設の一層の整備を促進する。

また、家畜排せつ物の適正処理の徹底に努めるとともに、家畜排せつ物処理施設の一層の整備と肥料としての利活用を促進する。

さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

(カ) 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

公共事業の実施に当たっては、奄美群島において国立公園等の保護地域への指定及び世界自然遺産登録を目指すことを踏まえ、環境影響評価法等に基づく環境影響評価を実施することなどにより、貴重な野生動植物の生息・生育環境や良好な景観の形成に配慮した自然環境配慮型の公共事業の取組を推進するとともに、自然再生推進法の基本理念に基づいた自然再生型公共事業の検討・採用に努める。

さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究及び開発行為者や施工業者等への啓発、指導の徹底を図る。また、営農面からの流出防止についても、農業者等に対し意識啓発や対策技術の普及・定着に努める。

エ やすらぎとうるおいのある生活空間づくり

(ア) 生活環境

a 水道

安全で安定した生活用水を確保するため、水道施設の統合整備や新たな水源の確保等を促進するとともに、琉球石灰岩に由来する地下水の硬度等の問題に対応するため、高度浄水施設等の整備を促進する。

b 都市整備

生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。

c 住環境の整備

豊かな自然、美しい景観、伝統・文化を生かし、自然災害等に強い住まいづくり・まちづくりや、老朽化した公営住宅の建て替え等を促進する。

d 安全・安心まちづくりの推進

犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

(イ) 社会福祉

a 高齢者福祉対策の充実

高齢者が長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し、自己の役割を認識し発揮することにより生きがいのある生活が送れるよう、地域社会の担い手として生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する「すこやか長寿社会運動」を積極的に展開する。

また、奄美地域における元気な高齢者の要因を分析した「あまみ長寿・子宝プロジェクト」の事業成果の活用を図り、「長寿・子宝・癒しの島あまみ」の積極的な情報発信に努める。

介護保険制度については、市町村に対し、安定的な事業運営等に資するよう適切な支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。

介護予防対策については、地域支援事業等の充実を図るとともに、高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の整備・充実を図る。

b 障害者福祉対策の充実

障害者等が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスの支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めるとともに、地域間で格差のあるサービスの均衡を図る。

特に、グループホーム等の充実による地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支える地域共助のシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し提供体制の整備を進める。

c 児童福祉対策の充実

児童福祉施設の適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備を促進する。

保育所等における多様な保育需要に対応した特別保育の実施促進や放課

後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブ の設置促進など、健やかに子どもを生み育てられる環境づくりを図る。

d 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実

福祉資金の貸付等による母子・寡婦・父子の社会的・経済的な自立を促進するとともに、技能講習会の開催等による就労支援を推進する。

家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

e 地域福祉の推進

高齢者支援のための総合的な窓口として設置した地域包括支援センター の機能強化を図るとともに、町社会福祉協議会が中心となって実施している集落ごとの助け合いの輪を広げる小地域ネットワーク事業 や、高齢者など援護を必要とする方々を地域ぐるみで見守る高齢者等くらし安心ネットワーク づくりなどにより地域住民が支え合う体制づくりを促進するとともに、住民参加による町地域福祉計画 策定の促進を図る。

ボランティア体験事業等を通じて、ボランティアやNPO 活動の促進を図るとともに、町社会福祉協議会の基盤強化等に努める。

(ウ) 保健医療

a 健康づくりの推進

生活習慣病の予防を図るため、健康かごしま21 や各市町村健康増進計画 に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに、医療保険者等が行う特定健診・保健指導 等の保健事業を総合的に促進する。

また、地域住民や、各種団体・企業等による自主的な健康増進活動においては、あまみ長寿・子宝プロジェクト で検証したタラソセラピー や長寿食材 等の活用を促進する。

かごしま子ども未来プラン に基づき、妊婦健診の環境整備を推進するとともに、児童虐待防止対策の強化や総合的な小児医療・周産期医療 の充実など、母子保健対策の充実を図る。

b 保健医療体制の総合的整備

地域住民の健康の保持及び増進を図るため、名瀬保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点として整備するとともに、町をはじめ健康関連団体を支援し、住民による主体的な健康づくり活動を促進する。

複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため、今後とも、町保健師の計画的確保や資質向上に努める。

へき地医療拠点病院 である県立大島病院による特定診療科の巡回診療を実施するとともに、群島内の医療連携体制の構築を図るほか、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保に努める。

県立大島病院と各医療機関との緊密な連携による第二次救急医療体制 の充実に努めるとともに、重症救急患者等の救急搬送体制の強化を図る。

(I) 物価対策

石油製品等の流通合理化に向けた検討を行い、運送コストの低減や安定供給基盤の強化を図る。

(オ) 防災及び国土保全

a 消防防災の充実

消防ポンプ自動車や高規格救急自動車等資機材の整備を促進するとともに、救急救命士の養成を図るなど、常備消防体制の充実・強化を図る。

防火水槽等，消防施設の整備を促進するとともに，消防団活動の活性化に努める。

住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の整備，災害危険箇所の掌握点検・周知徹底，災害時要援護者対策の推進や自主防災組織の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど，地域防災対策の強化に努める。

災害時における相互応援体制の確立や消防・防災ヘリコプターを活用した迅速な応急対策の推進，救急医療体制の整備など災害支援体制の充実に努める。

b 治山対策の推進

荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため，自然環境や生態系等に配慮した治山対策を推進する。

農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため，自然環境や生態系等に配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。

保安林の適正な管理を図るとともに，公益的機能の発揮が期待される森林については，計画的に保安林指定を推進する。

c 治水対策の推進

河川の氾濫等による浸水被害を防止するため，自然環境及び生態系等に配慮した河川整備を推進する。

土砂災害警戒情報や雨量情報の提供による防災の推進や，土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

d 海岸保全の推進

高潮や波浪等による災害を防止するため，自然環境や生態系等に配慮した海岸保全施設の整備を推進する。

(カ) 教育文化

a 学校教育の充実

個に応じた指導の充実に努めるとともに，地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど，へき地・小規模校のよさを生かした特色ある教育活動の充実に努める。また，学校間の交流学習を促進するとともに，インターネット等のICTを活用した「わかる」授業の推進や児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

小・中学校の校舎，学校給食施設，へき地教員宿舎等については，耐震化や老朽化対策を踏まえ，計画的な整備を促進するとともに，県立学校の校舎等についても同様に整備を推進する。

高等学校においては，中学校3校との連携型中高一貫教育を推進し，教員の相互乗り入れ授業，郷土学習等の地域特性を生かした特色ある教育活動を通し，6年間の教育課程のあり方，進路指導等の改善・充実に努める。また，教員の指導法の改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上など学力向上に向けた総合的な取組を推進するとともに，高校生のインターンシップを積極的に推進する。

特別支援教育については，県立大島養護学校のセンター的機能の充実に努めながら，個別の教育支援計画に基づき，特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズにこたえるために，関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。

b 生涯学習の充実

生涯学習の拠点となる公民館や図書館等の機能の充実を促進する。

かごしま県民大学中央センター，市町村，大学等と連携して，生涯学習推進体制の充実を図り，多様で高度な学習機会を提供するとともに，各種講座等を体系化し，学習成果の適切な評価と活用が図られる環境づくりを推進する。

県子ども読書活動推進計画 や健やかスポーツ100日運動 に基づいた取組を積極的に促進する。

地域スポーツの振興を図るため，社会体育施設の整備を促進する。

c 地域文化の推進

喜界島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため，優れた芸術文化や固有の伝統文化にじかにふれあう機会を創出するとともに，文化活動を促進するため，文化施設等の積極的活用を図る。

天然記念物の保護・管理の促進を図り，遺跡の発掘調査を実施して，地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及高揚を図る。

また，島唄や八月踊り等の伝統文化の保存・継承のため，学校教育や生涯学習の場において，それらの活用を図るとともに，デジタル化による記録保存に努めるほか，体験観光ボランティアの組織づくりを進め，固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

(キ) 人づくり

a 地域を支える人材の育成・確保

郷土に根ざした学校教育や高校生の職業意識などを高めるインターンシップ を推進する。

かごしま県民大学中央センター，市町村，大学等と連携して，生涯学習推進体制の充実を図り，多様で高度な学習機会を提供する。

ICT 利活用の体験・学習機会の拡充や住民相互に指導できる人材の育成など，地域全体のICT利活用能力の普及・向上を促進する。

b 暮らしを支える人材の育成・確保

地域の保健・福祉・医療を確保するため，医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材の安定的確保に努める。また，地域において，社会貢献活動を担うボランティア，NPO 等の人材育成を促進する。

地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため，喜界島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに，その保存・継承を促進する。

環境教育・環境学習等を推進し，地球環境を守るかごしま県民運動 を進める人材の育成を図る。

希少野生動植物 等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

c 産業を支える人材の育成・確保

町営農支援センターを中心とした新規就農者の研修や園芸作物の栽培技術の確立・普及，また，これらの活動と連携した町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動による認定農業者 等担い手の確保・育成を推進するとともに，女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成を図るため、漁業研修事業の充実や中核的な漁業者グループの育成・活用、漁協青壮年部の活性化等を進める。

(財)かごしま産業支援センターの各種の講座・研修等による従業員等の能力開発や資質向上を図るとともに、商工会等関係機関による研修会・講習会等を通じて、企業経営者や事業後継者の人材育成を図る。

観光ボランティアガイド等の人材の育成・確保や組織化を図る。

(ク) 水資源

既存水源の有効利用を図りながら、老朽化したため池等の改修を推進し、水資源の安定確保に努めるとともに、地下水や湧水の保全を積極的に図る。

多様な森林整備を行い、水源かん養機能の強化を図る。

(ケ) 電力・新エネルギー

今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、地域新エネルギー導入ビジョンに基づいて、太陽光発電、風力発電など地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進する。

オ 群島内外との交流ネットワークの形成

(ア) 航空交通

航空輸送需要の動向に対応した諸施設の機能保持、充実を図る。

離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら、航空路線の維持を図る。また、鹿児島空港等との路線拡充のための取組を進める。

航空運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光の振興等を図る。

(イ) 海上交通

湾港については、定期船就航率の向上とふ頭の安全性向上のための外郭施設や、機能向上のための臨港道路、小型船溜まりの整備を推進する。

また、町管理港についても漁船等の利用に即した施設の整備を推進する。

離島航路の維持・改善に努める。

(ウ) 陸上交通

島内を循環する一般県道喜界島循環線等の整備を進め、空港、港湾など交通結節点とのアクセスを改善し、大島本島、本土との近接性を確保するとともに、島内各集落との交通の円滑化、住民の利便性向上に努める。

島内各集落間の交流を促進するため、バス路線や生活路線等となっている町道の整備を促進する。

廃止路線代替バス等については、更に地域の実情を踏まえつつ利用促進と運行形態の見直しを図る。

(エ) 情報通信

ブロードバンド基盤の利活用と光ファイバの整備など高度化を促進する。

ICTを通じた情報交流により定住・交流人口の拡大を図るとともに、ICTによる地理的格差の解消や高度なICT利活用能力を有する人材のUITターンと育成を促進し、各種産業の立地促進や競争力の向上を図る。

観光情報や物販などのポータルサイトや仮想ショッピングモールの構築を図る。

共聴施設の整備など、地上デジタル放送への円滑な移行を促進するとともに、ラジオの難聴取の解消を図る。

(オ) 群島内外との交流・連携の促進

地理的・歴史的に関係が深い中国をはじめとするアジア地域との交流など、地域の活性化につながる国際交流を促進する。

地域の活力維持・活性化に向けて、団塊世代、若年層等の交流・移住の促進を図るため、離島での生活や就労を体験する機会の提供や移住相談窓口の設置、空き家・空き部屋の活用による住居の確保、空き家情報の提供、雇用の場の確保など、地域住民、地域コミュニティ、NPO 法人、民間企業等の多様な主体と一体となって受入態勢の整備を図る。

地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成や固有の伝統芸能を通じた文化交流等を積極的に展開する。

特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会を中心に、地域の主体的な取組による官民あげた交流・連携を促進する。

4 徳之島

(1) 地域の概要

徳之島は、航路距離で本土から492km、奄美市名瀬から109kmの奄美大島の南西海上に位置し、面積は約248km²と奄美大島に次ぐ大きな島で、山脈が島を東西に分断しており、3町に約2万7千人が居住している。また、天然記念物として保護されているアマミノクロウサギなどの貴重な動植物が多い。航空路では、鹿児島空港と1日2往復ジェット機で、奄美空港と1日2往復プロペラ機で結ばれており、航路では、亀徳港は奄美大島や沖永良部島等と毎日上下1便ずつの定期船が就航しているほか、平土野港は古仁屋港等と週5便の定期船で結ばれている。

耕地面積は群島中最大で、さとうきびを中心に野菜、畜産との複合経営が営まれており、さとうきびの生産額は群島全体の約5割、畜産も群島の約4割を占める。また、国営かんがい排水事業が平成9年度から実施されており、早期通水による畑かん営農の推進が期待されている。

(2) 施策の展開

ア 地域の特性を生かした産業の展開

(ア) 農業

a 担い手の確保・育成

担い手の確保・育成については、町担い手育成総合支援協議会を中心とした新規就農者や認定農業者等担い手及び水を高度に利用した施設園芸農家等の確保・育成を推進するとともに、女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

b 農地利用，基盤整備等

農地利用については、農地の流動化のための各種施策を推進し、担い手の規模拡大や農地の面的集積を促進する。

なお、担い手の確保が困難な地域にあつては、企業等の農業参入を推進し、耕作放棄地の解消・発生防止を図る。

農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境等への影響にも配慮しながら、ため池やダム等を活用した畑地かんがい施設による農業用水の確保、区画整理、農道等の整備による担い手への農地集積、土層改良による土づくり等を促進するとともに、造成された各種施設のライフサイクルコストの低減と長寿命化を図る。

また、土地の有効利用を図るため、地籍調査事業をこれまで以上に推進する。

c 生産振興，販売，流通等

さとうきびについては、さとうきび増産計画に沿って、基盤整備地区への作付、春植、株出体系への移行等により収穫面積の維持に努めるとともに、かんがい施設を活用したかん水の徹底、適期管理、地域に適した品種の普及等により単収の向上を図る。

また、機械化一貫体系の普及・確立や品目別経営安定対策の対象となる担い手・生産組織の育成など、より効率的な生産体制への誘導を図るとともに、粗糖生産においては、国内産糖の価格競争力の強化と需要の維持・拡大に向けて一層の経営合理化を図り、さとうきび生産農家の経営安定と製糖企業の健全な運営を促進する。

野菜については、ばれいしょを中心に栽培技術の向上や機械化による作

業の省力化等を促進することにより、消費地への安定供給及び更なる産地拡大を図る。

また、たんかん、マンゴー、パッションフルーツ等の果樹やソリダゴ等の花きについては、平張施設 など防風施設やハウス施設等の生産施設の整備を推進するとともに、栽培技術の向上による産地拡大を図る。

肉用牛については、さとうきびや園芸作物との複合経営を基本として、自給飼料確保のための飼料生産基盤の整備やさとうきび梢頭部等の低利用飼料資源の利用率向上による豊富な粗飼料資源の積極的活用、肉用牛改良・飼養管理技術の向上等による低コストで高品質な肉用子牛生産、家畜疾病の発生とまん延を防止するため、更なる家畜衛生対策の推進を図る。

落花生については、優良品種の導入や管理技術の改善による安定生産を図る。

また、「べにふうき」茶については、消費の動向を踏まえた高品質の茶産地育成に取り組む。

農産物の販路拡大については、県内外のアンテナショップ における宣伝販売やホームページによる農畜産物等の紹介等のPR活動を行うとともに、消費者ニーズに対応できる生産・出荷体制の確立を図る。

農産物輸送については、野菜や花、果実輸送の合理化を図るため、集出荷施設及びフリーザーコンテナ等を活用した低温輸送システムや輸送経費の低減を図るための計画出荷体制の確立に努める。

肉用子牛の円滑かつ効率的な取引を推進するため、家畜市場の整備を促進する。

農産物加工については、ウコンなど特色ある地域農産物を用いた加工品の開発を推進し、農家所得の向上と地域の活性化を図る。

d 生産性向上

農業技術の開発については、亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や土壌管理技術の研究のほか、在来種を含む地域特産物の新用途や商品化のための技術開発、重粘土壌 に対応できる技術開発を推進するとともに、高度化・多様化する研究ニーズに適切に対応するため、研究設備・施設の充実・強化を計画的に進める。

特殊病害虫 対策については、カンキツグリ - ニング病等の防除対策を推進する。

鳥獣害対策については、電気柵等の防護柵等による被害防止及び有害鳥獣捕獲等を総合的に推進する。

e 農業災害対策

農業災害対策については、低コストで災害に強いハウス施設、平張施設や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに、農地の防災についても、ため池や用排水施設の整備のほか高潮等による農地の被害を防止するため海岸の保全に努める。

また、被災農家の経営を支援する農業制度資金の円滑な融通等に努めるとともに、農業共済制度への加入と共済金の早期支払を促進する。

f 農業団体

農業協同組合については、地域農業の担い手づくりなど営農指導体制の強化や、広域的なブランド産地づくり、生産販売体制の強化等を促進する。

g 安全で安心な農畜産物の安定供給

安全で安心な農畜産物の安定供給については、家畜排せつ物の適正処理と有効利用を促進し、良質たい肥による健全な土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減、エコファーマーの確保・育成など環境と調和した農業を推進するとともに、かごしまの農林水産物認証制度の理解促進を図る。また、食肉の衛生的な処理等を図るため、必要な施設や設備の整備を促進する。

さらに、循環型社会の形成を目指して、バイオマスの利活用を促進する。

h 食育及び地産地消

食育及び地産地消については、さとうきびの栽培、黒糖づくりなど様々な体験等を通じて、地域の農林水産業や食文化への理解を促進するとともに、外食・観光産業等との連携による特産のばれいしょ等の食材や地域の食文化を生かした食の提供により、地域農林水産物の活用を促進する。

i 農村の振興

農村の振興については、共生・協働の農村づくり運動を進め、集落内の推進体制の見直し等による農村集落の再生や地域外の活力を導入した新たなむらづくりの形成、農地の保全や地域の自然・歴史の活用等によるむらづくりの維持・発展に取り組み、地域の活性化を図る。

水土里サークル活動については、地域資源の適切な保管理や農村環境保全に役立つ地域共同の効果の高い取組を促進する。

都市と農村との交流については、奄美特有の芸術文化、食文化、農産物等の豊富な地域資源を生かしたグリーン・ツーリズム等の取組や観光、商工業等との連携を強化し、農山漁村のライフスタイルを実感できる農林漁業体験等による地域住民と都市住民等との交流活動を促進する。

(イ) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

奄美群島周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産の向上を図るため、沿岸・沖合域における漁場整備を推進する。

b 漁場環境の保全

環境美化運動を推進するとともに、関係機関と連携し、スラッジなど船舶からの排出油や陸上から流出した赤土等による漁場汚染の防止に努めるほか、サンゴ礁周辺の漁場を守るため、オニヒトデ等駆除対策を支援する。

c 漁港の整備

安全な漁業活動を確保するために防波堤や物揚場等の漁港整備を推進する。

d 漁船漁業の振興

周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し、漁業生産の向上を図るため、漁場及び資源の調査を推進する。

また、新しい漁具・漁法の導入を推進するなど、効率的な漁業を推進する。

資源の回復・維持を図るため資源回復計画等の取組を推進するとともに、操業に支障を及ぼすサメの被害対策を促進する。

遊漁船業等の海洋レクリエーションの導入による漁家所得の向上を促進する。

- e 栽培漁業の推進
スジアラ等の地域特産種の種苗生産・放流技術開発・放流効果調査を推進する。
 - f 海面養殖業の振興
ヒトエグサ養殖業の振興を図る。
 - g 流通の合理化，消費の拡大
流通関連施設など出荷体制の整備によって島外出荷を推進する。
島内消費の拡大を図るため，魚食普及活動 や地産地消 の取組を促進する。
 - h 水産加工業の振興
トビウオ類，シイラ，ソデイカ等の資源を活用した水産加工品の多様化，特産品化を促進する。
 - i 担い手の確保・育成
新たな担い手の確保を図るため，就業相談や研修を行うとともに，意欲と能力のある担い手の育成を図るため，漁業研修事業の充実や中核的な漁業者グループの育成・活用，漁協青壮年部の活性化等を進める。
 - j 漁業協同組合の育成強化
県漁業協同組合連合会など系統組織とも連携しながら，漁業協同組合の健全な運営と経営基盤の強化，研修等による組合役職員の資質の向上を図り，県1漁協の実現を促進する。
 - k 漁村の生活環境の向上と活性化
安全で快適な漁村の実現を図るため，生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに，地域水産物の直販施設の整備等により漁村の活性化を促進する。
- (ウ) 林業
- a 森林整備の推進
水土保持林，森林と人との共生林及び資源の循環利用林の森林区分ごとに森林の重視すべき機能に応じた造林・保育や天然林改良等の森林整備を推進し，利用可能な森林資源の充実や公益的機能の維持増進を図る。
島外からの松くい虫被害材持ち込み等に対する監視を継続する。
 - b 木材生産・加工・流通体制の整備
森林の保全と利用の調和を図りながら，効率的かつ安定的な生産体制の整備や建築内装材，家具用材等への利用を促進する。
 - c 特用林産物の振興
しいたけ等の生産体制を整備するなど，地域特性を生かした特用林産物の産地づくりを推進する。
 - d 担い手の育成・確保
林業技術研修制度等を通じ，担い手や事業体の育成・確保を推進するとともに，森林組合については，奄美地域を1組合とする広域合併を促進し，経営基盤の強化を図る。
 - e 森林とのふれあいの推進
奄美特有の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに，地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。
また，森林ボランティア の育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに，小・中学校等を対象とした森林環境教育を推進する。

(I) 商工業

a 工業

(a) 特産品

黒糖焼酎については、地域団体商標 や大消費地での物産展等を活用した銘柄確立や国内外への販路拡大を支援する。

また、消費者ニーズに合った商品開発や島内産黒糖使用による付加価値の高い商品など、多様な商品づくりを促進するとともに、焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。

自然海塩や落花生、パパイア、バンジロウ、ウコン、ガジュツ等の農林水産物を利用した加工品の開発・商品化を促進するとともに、物産展・インターネット等を活用した販路拡大を図る。

奄美ミュージアム 構想を踏まえ、群島が一体となって、奄美ブランドの確立を目指した販路拡大や奄美の情報発信等の取組を促進する。

(b) 企業立地

税制優遇措置等の企業立地優遇制度の拡充を促進し、企業の立地動向等の情報を積極的に収集しながら、雇用力のある優良企業や地域の農林水産物を活用した製造・加工工場など地域の特性を生かした企業の立地推進に努める。

また、地元企業等と連携して地域資源を生かした新たな事業展開を促進する。

b 商業

消費行動等の変化に対応し、地域に根ざしたきめ細かなサービスを提供する商店、商店街づくりを促進するとともに、観光客や島外の顧客をターゲットとした特産品の開発と販売促進に努める。

c 中小企業

ICT の革新など社会経済の変化に対応した新事業の創出等を促進するとともに、中小企業経営革新支援制度 や県中小企業融資制度 の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新へ向けた取組を支援する。

また、商工会などが実施する指導事業等の充実・強化を図る。

d 起業化

(財)かごしま産業支援センターを中心として、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実・強化に努めるとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。

(オ) 雇用機会の拡充など就業の促進

地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。

ICT による地理的格差の解消や高度なICT利活用能力を有する人材のUITターンと育成を促進し、各種産業の立地促進や競争力の向上を図る。

税制優遇措置等の企業立地優遇制度の拡充を促進し、企業の立地動向等の情報を積極的に収集しながら、雇用力のある優良企業や地域の農林水産物を活用した製造・加工工場など地域の特性を生かした企業の立地推進に努める。

地元企業等と連携して地域資源を生かした新たな事業展開を促進する。

ICT の革新など社会経済の変化に対応した新事業の創出等を促進するとともに、中小企業経営革新支援制度 や県中小企業融資制度 の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新へ向けた取組を支援する。

(財)かごしま産業支援センターを中心として、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実・強化に努めるとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。

地域雇用開発促進法 に基づく地域求職者雇用奨励金 や地域雇用創造推進事業 (新パッケージ事業)等の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進する。

町担い手育成総合支援協議会を中心とした新規就農者や認定農業者 等担い手及び水を高度に利用した施設園芸農家等の確保・育成を推進するとともに、女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

新たな担い手の確保を図るため、漁協等関係団体と連携して、漁業への就業相談や新規就業者を対象にした技術研修等を行う。

森林整備や特用林産物生産のための技術研修等を行い、林業への就業を促進する。

(財)かごしま産業支援センターの各種の講座・研修等による従業員等の能力開発や資質向上を図るとともに、商工会等関係機関による研修会・講習会等を通じて、企業経営者や事業後継者の人材育成を図る。

医療・福祉・介護事業における雇用の創出については、地域医療を担う人材や、介護・福祉ニーズに的確に対応できるよう緊急かつ重点的な人材の育成・確保に取り組むとともに、要援護高齢者への多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進する。

イ 豊かな自然と個性的な文化を生かした観光の展開

(ア) 観光資源の活用

特徴ある自然や文化、地場産業など群島の魅力や資源を有機的に結び、観光を中心に産業や文化等を総合的に振興する奄美ミュージアム の取組を促進する。

豊かな観光資源を有効に活用したエコツーリズム やダイビング、釣りなどのマリンスポーツなど、体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。

奄美の癒しの資源や長寿食材 を活用したアイランドセラピー構想 を促進し、ヘルスツーリズム による新たな観光産業の創出に努める。

天城クロスカントリーパーク等でのマラソン、駅伝、トライアスロン大会等の各種スポーツイベント、闘牛大会など観光イベント等の開催や暖かい気候を生かしたスポーツ合宿の誘致に努める。

(イ) 観光施設等の受入体制の整備

与名間海浜公園や瀬田海海浜公園など海洋性レクリエーション施設の活用・充実を図るとともに、金見崎ソテツトンネルや犬田布岬など、個性ある観光資源を生かした周遊観光ルートづくりに努める。

世界自然遺産 登録も見据えながら、観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備するとともに、沿道には、徳之島の特色ある景観及び自然環境に配慮した植栽等やトイレ、休憩所等の施設整備を行い、地域住民との協働による適切な維持管理のもとに快適性の向上に努める。

国内外のトップアスリート等のスポーツ合宿にも対応できるような質の高い環境を提供するため、スポーツ施設の整備・充実を促進する。

地域住民と一体となったホスピタリティの向上や観光事業者等の接客研修等によるサービス提供体制の充実を促進するとともに、外国人観光客を含むすべての観光客が安心して観光できるような案内機能の充実を図る。

また、観光ボランティアガイド等の人材の育成・確保や組織化を図るとともに、特色ある体験・滞在型観光プログラムを一元的に提供できる体制の整備等ソフト面の充実・強化を図る。

体験・滞在型観光などの新たなニーズに対応した観光施設や宿泊施設等の整備・充実を促進する。

(ウ) 観光交通体系の整備

群島内外を結んだ周遊型観光を促進するため、空港・港湾等の交通拠点の整備を推進する。

中国、韓国等からの誘客を視野に入れた国際チャーター便の就航についての検討を進める。

定期航路の船舶の高速化や快適性の向上について検討するとともに、群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワークの形成を図る。

空港や港と島内の観光地を結ぶ主要道路や循環道路の整備を引き続き推進する。

主要観光ルート、休憩展望等のための駐車場や公衆トイレの整備を促進するほか、路傍植栽等による奄美らしい景観形成に努める。

(イ) 魅力ある観光情報の発信

マスコミやインターネット等を活用して、国内外へ魅力ある観光情報の発信に努める。

また、スポーツ合宿等の誘致のための情報提供や旅行エージェント及び航空会社等との連携による広報・誘致活動の展開を図る。

(オ) 地域産業との連携

農林水産業や黒糖焼酎等の特産品の地域産業と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、自然海塩や落花生等の農林水産物を利用した特産品、土産品の開発・提供を促進する。

ウ 世界自然遺産登録を視野に入れた人と自然が共生する地域づくり

(ア) 共生ネットワークの形成

徳之島の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統技術・芸能、特産品等の奄美の「宝」を保全・活用するため、奄美群島自然共生プランに基づき、関係機関、地域住民、NPO等のネットワークの形成を促進するとともに、その価値が広く共有されるための地域内外への情報発信等に取り組む。

(イ) 世界自然遺産登録に向けた取組の推進

世界自然遺産登録の早期実現を図るため、関係機関等との連携を深め、気運の醸成や国立公園等の保護地域の指定推進に取り組むとともに、希少野生

生物保護対策や現在指定されている国定公園，鳥獣保護区等の適正な保全・管理，自然保護に関する普及啓発に努める。

希少野生動植物の保護対策については，その保護を目的とした条例等に基づき適切な施策を講じるとともに，多様な自然の生態系を把握し保全するためのモニタリング調査や情報発信に努める。

アマミノクロウサギ等の希少野生生物のロードキル（交通事故）対策やノイヌ・ノネコ対策に努める。

また，サンゴ礁の保全については，オニヒトデ等の駆除やモニタリング調査等に取り組み，保護・再生を図る。

奄美固有の生態系に係る調査研究及び普及啓発の拠点となる奄美野生生物保護センターの機能の活用を図る。

減少あるいは衰退しつつある自然生態系等については，健全なものに蘇らせるための検討を行う。

また，保護地域以外の地域においても希少野生動植物の保護・配慮について，具体的な対応等を検討し取組を進める。

(ウ) エコツーリズムの推進

徳之島の自然環境の保全に配慮しつつ，地域の特色を生かしたエコツーリズムや環境学習の推進を図る。

また，過剰な利用により貴重な自然環境が損なわれないよう，現況等の把握に努め，市町村，関係機関，NPO等との協働により，自然や景観の保全と利用のあり方に関する普及啓発を行うとともに，希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(I) 地域環境の保全

良好な地域環境を維持するため，市町村と連携を図りながら，大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。

ヤンバルトサカヤスデについては，地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策，環境整備について普及啓発を図るとともに，地域特性を踏まえた駆除対策等についても更に検討を進める。

(オ) 循環型社会の形成

ごみ処理については，引き続きごみの減量化・リサイクルを促進する。

また，家電リサイクルについては，収集運搬料金の負担軽減措置の円滑な実施を促進するとともに，引き続き市町村・関係団体と連携しながら，指定引取場所の設置や収集運搬体制の整備促進を図るほか，自動車リサイクルについても，その円滑な実施の促進を図る。

生活排水等の適正処理を図るため，地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。

産業廃棄物については，廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに，産業廃棄物処理施設の一層の整備を促進する。

また，家畜排せつ物の適正処理の徹底に努めるとともに，家畜排せつ物処理施設の一層の整備と肥料としての利活用を促進する。

さらに，建設廃棄物については，発生量の抑制，再利用の促進，適正処理の徹底に努める。

(カ) 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

公共事業の実施に当たっては，奄美群島において国立公園等の保護地域への指定及び世界自然遺産登録を目指すことを踏まえ，環境影響評価法等に基

づく環境影響評価を実施することなどにより、貴重な野生動植物の生息・生育環境や良好な景観の形成に配慮した自然環境配慮型の公共事業の取組を推進するとともに、自然再生推進法 の基本理念に基づいた自然再生型公共事業 の検討・採用に努める。

さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究及び開発行為者や施工業者等への啓発、指導の徹底を図る。また、営農面からの流出防止についても、農業者等に対し意識啓発や対策技術の普及・定着に努める。

エ やすらぎとうるおいのある生活空間づくり

(ア) 生活環境

a 水道

安全で安定した生活用水を確保するため、水道施設の統合整備や新たな水源の確保等を促進するとともに、琉球石灰岩に由来する地下水の硬度等の問題がある南部地域では、高度浄水施設 等の整備を促進する。

b 都市整備

秩序ある市街地の形成と良好・快適な都市環境を確保するため、街路の整備など都市基盤施設の整備促進を図る。

生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。

c 住環境の整備

豊かな自然、美しい景観、伝統・文化を生かし、自然災害等に強い住まいづくり・まちづくりや、老朽化した公営住宅の建て替え等を促進する。

d 安全・安心まちづくりの推進

犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

(イ) 社会福祉

a 高齢者福祉対策の充実

高齢者が長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し、自己の役割を認識し発揮することにより生きがいのある生活が送れるよう、地域社会の担い手として生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する「すこやか長寿社会運動」を積極的に展開する。

また、奄美地域における元気な高齢者の要因を分析した「あまみ長寿・子宝プロジェクト」の事業成果の活用を図り、「長寿・子宝・癒しの島あまみ」の積極的な情報発信に努める。

介護保険制度については、市町村に対し、安定的な事業運営等に資するよう適切な支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。

介護予防対策については、地域支援事業等の充実を図るとともに、高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう地域包括支援センター を中心とした地域包括ケア体制 の整備・充実に努める。

b 障害者福祉対策の充実

障害者等が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスの

支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めるとともに、地域間で格差のあるサービスの均衡を図る。

特に、グループホーム等の充実による地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支える地域共助のシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し提供体制の整備を進める。

c 児童福祉対策の充実

児童福祉施設の適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備を促進する。

保育所等における多様な保育需要に対応した特別保育の実施促進や放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブの設置促進など、健やかに子どもを生み育てられる環境づくりを図る。

d 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実

福祉資金の貸付等による母子・寡婦・父子の社会的・経済的な自立を促進するとともに、技能講習会の開催等による就労支援を推進する。

家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

e 地域福祉の推進

高齢者支援のための総合的な窓口として設置した地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、見守り活動のモデル地区を設けるなど、高齢者など援護を必要とする方々を地域ぐるみで見守る高齢者等くらし安心ネットワークづくりや住民参加による町地域福祉計画策定の促進を図る。

社会人や学生の社会福祉施設体験学習等を通じて、ボランティアやNPO活動を促進するとともに、町社会福祉協議会の基盤強化等に努める。

(ウ) 保健医療

a 健康づくりの推進

生活習慣病の予防を図るため、健康かごしま21や各市町村健康増進計画に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに、医療保険者等が行う特定健診・保健指導等の保健事業を総合的に促進する。

また、地域住民や、各種団体・企業等による自主的な健康増進活動においては、あまみ長寿・子宝プロジェクトで検証したタラソセラピーや長寿食材等の活用を促進する。

かごしま子ども未来プランに基づき、妊婦健診の環境整備を推進するとともに、児童虐待防止対策の強化や総合的な小児医療・周産期医療の充実など、母子保健対策の充実を図る。

b 保健医療体制の総合的整備

地域住民の健康の保持及び増進を図るため、徳之島保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点として整備するとともに、町をはじめ健康関連団体を支援し、住民による主体的な健康づくり活動を促進する。

複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため、今後とも、町保健師の計画的確保や資質向上に努める。

へき地医療拠点病院である県立大島病院による特定診療科の巡回診療を実施するとともに、群島内や沖縄県との医療連携体制の構築を図るほか、

医師をはじめとした医療従事者の安定的確保に努める。

県立大島病院と各医療機関との緊密な連携による第二次救急医療体制の充実に努めるとともに、重症救急患者等の救急搬送体制の強化を図る。

(I) ハブ対策

ハブ個体数を減少させ咬傷者を減らすため、引き続き生きハブの買上を実施するとともに、効率的捕獲方法や人とハブの棲み分けの可能性を探る。

また、ハブ咬傷の危険度を示す環境指標等を作成するとともに、住民への情報提供を行う。

携帯用毒吸出器の普及啓発を図るとともに、はぶウマ抗毒素を市町村や医療機関に配備するなど、咬傷時の緊急治療対策等の充実に努める。

ハブ毒による筋壊死発生メカニズムの解明や抗筋壊死因子等を応用した治療薬に改善する研究を進める。

(オ) 物価対策

石油製品等の流通合理化に向けた検討を行い、運送コストの低減や安定供給基盤の強化を図る。

(カ) 防災及び国土保全

a 消防防災の充実

消防ポンプ自動車や高規格救急自動車等資機材の整備を促進するとともに、救急救命士の養成を図るなど、常備消防体制の充実・強化を図る。

防火水槽等、消防施設の整備を促進するとともに、消防団活動の活性化に努める。

住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の整備、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、災害時要援護者対策の推進や自主防災組織の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。

災害時における相互応援体制の確立や消防・防災ヘリコプターを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の整備など災害支援体制の充実に努める。

b 治山対策の推進

荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等に配慮した治山対策を推進する。

農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等に配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。

保安林の適正な管理を図るとともに、公益的機能の発揮が期待される森林については、計画的に保安林指定を推進する。

c 治水対策の推進

河川の氾濫等による浸水被害を防止するため、自然環境及び生態系等に配慮した河川整備を推進する。

人家や公共施設、災害時要援護者関連施設等を保全するため、手々その1等における土石流対策、能周地区等における急傾斜地崩壊対策を推進する。

土砂災害警戒情報や雨量情報の提供による防災の推進や、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

d 海岸保全の推進

高潮や波浪等による災害を防止するため、自然環境や生態系等に配慮した海岸保全施設の整備を推進する。

(キ) 教育文化

a 学校教育の充実

個に応じた指導の充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、へき地・小規模校のよさを生かした特色ある教育活動の充実を図る。また、学校間の交流学习を促進するとともに、インターネット等のICTを活用した「わかる」授業の推進や児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

小・中学校の校舎やへき地教員宿舎等については、耐震化や老朽化対策を踏まえ、計画的な整備を促進するとともに、県立学校の校舎等についても同様に整備を推進する。

高等学校においては、教員の指導法の改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上など学力向上に向けた総合的な取組を推進するとともに、高校生のインターンシップを積極的に促進する。

特別支援教育については、県立大島養護学校のセンター的機能の充実を図りながら、個別の教育支援計画に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズにこたえるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。

鹿児島大学大学院が開講している奄美サテライト教室徳之島分室の機能充実に向けて、受講科目の拡充や受講生確保のため、広報活動の強化及び円滑な運営を促進する。

b 生涯学習の充実

生涯学習の拠点となる公民館や図書館等の機能の充実を促進する。

かごしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、生涯学習推進体制の充実を図り、多様で高度な学習機会を提供するとともに、各種講座等を体系化し、学習成果の適切な評価と活用が図られる環境づくりを推進する。

県子ども読書活動推進計画 や健やかスポーツ100日運動 に基づいた取組を積極的に促進する。

地域スポーツの振興を図るため、社会体育施設の整備を促進する。

c 地域文化の推進

徳之島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため、優れた芸術文化や固有の伝統文化にじかにふれあう機会を創出するとともに、文化活動を促進するため、文化施設等の積極的活用や整備の促進を図る。

天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及高揚を図る。

また、島唄や八月踊り等の伝統文化の保存・継承のため、学校教育や生涯学習の場において、それらの活用を図るとともに、デジタル化による記録保存に努めるほか、体験観光ボランティアの組織づくりを進め、固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

(ク) 人づくり

a 地域を支える人材の育成・確保

郷土に根ざした学校教育や高校生の職業意識などを高めるインターンシップを推進する。

鹿児島大学大学院が開講している奄美サテライト教室徳之島分室の機能充実に向けて、受講科目の拡充や受講生確保のため、広報活動の強化及び円滑な運営を促進する。

かごしま県民大学中央センター，市町村，大学等と連携して，生涯学習推進体制の充実を図り，多様で高度な学習機会を提供する。

ICT利活用の体験・学習機会の拡充や住民相互に指導できる人材の育成など，地域全体のICT利活用能力の普及・向上を促進する。

b 暮らしを支える人材の育成・確保

地域の保健・福祉・医療を確保するため，医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材の安定的確保に努める。また，地域において，社会貢献活動を担うボランティア，NPO等の人材育成を促進する。

地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため，徳之島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに，その保存・継承を促進する。

環境教育・環境学習等を推進し，地球環境を守るかごしま県民運動を進める人材の育成を図る。

希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

c 産業を支える人材の育成・確保

町担い手育成総合支援協議会を中心とした新規就農者や認定農業者等担い手及び水を高度に利用した施設園芸農家等の確保・育成を推進するとともに，女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

新たな担い手の確保を図るため，就業相談や研修を行うとともに，意欲と能力のある担い手の育成を図るため，漁業研修事業の充実や中核的な漁業者グループの育成・活用，漁協青壮年部の活性化等を進める。

林業技術研修制度等を通じ，担い手や事業体の育成を推進する。

(財)かごしま産業支援センターの各種の講座・研修等による従業員等の能力開発や資質向上を図るとともに，商工会等関係機関による研修会・講習会等を通じて，企業経営者や事業後継者の人材育成を図る。

観光ボランティアガイド等の人材の育成・確保や組織化を図る。

(ケ) 水資源

既存水源の有効利用を図りながら，ダムの建設や老朽化したため池等の改修を推進し，水資源の安定確保に努める。

多様な森林整備を行い，水源かん養機能の強化を図る。

(コ) 電力・新エネルギー

今後の研究開発の状況等を踏まえつつ，地域新エネルギー導入ビジョンに基づいて，太陽光発電，風力発電など地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進する。

オ 群島内外との交流ネットワークの形成

(ア) 航空交通

航空輸送需要の動向に対応した諸施設の機能保持，充実を図る。

離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら，航空路線の維持を図る。また，鹿児島空港等との路線拡充のための取組を進める。

航空運賃の軽減による住民の生活利便性の向上，観光の振興等を図る。

(イ) 海上交通

亀徳港については，外郭施設等の整備を進め，夏季における定期船の就航

率の向上 ,台風波浪による浸水被害等に対する上屋等の安全性の確保を図る。

また ,平土野港については ,特に冬季における港内静穏度を確保し ,就航率を向上させるため ,外郭施設の整備を推進する。

さらに ,町管理港湾については ,亀徳港や平土野港との機能分担を考慮した施設整備の可能性について検討する。

離島航路の維持・改善に努める。

(ウ) 陸上交通

島内を循環する主要地方道伊仙亀津徳之島空港線及び伊仙天城線等の整備を進め ,島内各地域から空港 ,港湾及び中心市街地へのアクセス改善に努める。

島内各集落間の交流を促進するため ,バス路線や生活路線等となっている町道の整備を促進する。

廃止路線代替バス 等については ,更に地域の実情を踏まえつつ利用促進と運行形態の見直しを図る。

(I) 情報通信

光ファイバやA D S L など ,地域の特性に応じたブロードバンド 基盤の整備と利活用を促進する。

地域公共ネットワーク など公共の情報通信基盤の整備促進及び適切な維持管理の確保を図る。

携帯電話の不感地域の解消を図る。

I C T を通じた情報交流により定住・交流人口の拡大を図るとともに ,I C Tによる地理的格差の解消や高度なI C T利活用能力を有する人材のU Iターンと育成を促進し ,各種産業の立地促進や競争力の向上を図る。

観光情報や物販などのポータルサイト や仮想ショッピングモールの構築を図る。

地上デジタル放送の中継局や共聴施設の整備 ,C A T V のデジタル化など ,地上デジタル放送への円滑な移行を促進するとともに ,テレビ・ラジオの難視聴地域の解消を図る。

(オ) 群島内外との交流・連携の促進

地理的・歴史的に関係が深い中国をはじめとするアジア地域との交流など ,地域の活性化につながる国際交流を促進する。

地域の活力維持・活性化に向けて ,団塊世代 ,若年層等の交流・移住の促進を図るため ,離島での生活や就労を体験する機会の提供や移住相談窓口の設置 ,空き家・空き部屋の活用による住居の確保 ,空き家情報の提供 ,雇用の場の確保など ,地域住民 ,地域コミュニティ ,N P O 法人 ,民間企業等の多様な主体と一体となって受入態勢の整備を図る。

地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄との県際交流を促進するため ,交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに ,それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成や固有の伝統芸能を通じた文化交流等を積極的に展開する。

特に ,奄美・やんばる広域圏交流推進協議会を中心に ,地域の主体的な取組による官民あげた交流・連携を促進する。

5 沖永良部島

(1) 地域の概要

沖永良部島は、航路距離で本土から546km、奄美市名瀬から163kmの奄美大島の南西海上に位置し、面積約94km²、2町に約1万5千人が居住している。航空路では、鹿児島空港と1日3往復、奄美空港及び与論空港と1日1往復プロペラ機で結ばれており、航路では、和泊港は徳之島や与論島等と毎日上下それぞれ1便の定期船が就航し、知名漁港は平土野港等と週2便の定期船で結ばれている。平坦な島で、全面積の49%を耕地が占めている。

切花生産を中心とした花の島で知られており、花きの生産額は群島全体の約9割を占めている。また、野菜の生産も盛んで、特にばれいしょは、「かごしまブランド産地」の指定を受けている。さらに、畜産も盛んで、群島一の農業の島である。

また、国営かんがい排水事業が平成19年度から実施されており、早期通水による畑かん営農の推進が期待されている。

(2) 施策の展開

ア 地域の特性を生かした産業の展開

(ア) 農業

a 担い手の確保・育成

担い手の確保・育成については、町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動による認定農業者等担い手の確保・育成を推進するとともに、女性が農業経営において能力を發揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

b 農地利用，基盤整備等

農地利用については、農地の流動化のための各種施策を推進し、担い手の規模拡大や農地の面的集積を促進する。

なお、担い手の確保が困難な地域にあっては、企業等の農業参入を推進し、耕作放棄地の解消・発生防止を図る。

農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境等への影響にも配慮しながら、地下ダムやため池等を活用した畑地かんがい施設による農業用水の確保、区画整理、農道等の整備による担い手への農地集積等を促進するとともに、造成された各種施設のライフサイクルコストの低減と長寿命化を図る。

また、土層改良を進め、干ばつ被害や潮風害を軽減できる生産条件を整備し、生産拡大が期待される花きなどの安定生産を促進する。

さらに、土地の有効利用を図るため、地籍調査事業をこれまで以上に推進する。

c 生産振興，販売，流通等

さとうきびについては、さとうきび増産計画に沿って、春植、株出体系への移行等により収穫面積の拡大に努めるとともに、適期管理、かん水の徹底、地域に適した品種の普及等により単収の向上を図る。

また、機械化一貫体系の普及・確立や品目別経営安定対策の対象となる担い手・生産組織の育成など、より効率的な生産体制への誘導を図るとともに、粗糖生産においては、国内産糖の価格競争力の強化と需要の維持・拡大に向けて一層の経営合理化を図り、さとうきび生産農家の経営安定と製糖企業の健全な運営を促進する。

野菜については、ばれいしょを中心に栽培技術の向上や機械化による作業の省力化等を促進することにより、消費地への安定供給及び更なる産地拡大を図る。

また、花きについては、新品種の導入や平張施設の普及等による産地体制の強化に努めるとともに、鮮度保持など輸送体制の強化を図る。

さらに、果樹については、マンゴー等の栽培技術の向上や防風施設等の整備を推進し、品質向上と安定生産に努めるとともに、産地拡大を図る。

肉用牛については、さとうきびや園芸作物との複合経営を基本として、自給飼料確保のための飼料生産基盤の整備やさとうきび梢頭部等の低利用飼料資源の利用率向上による豊富な粗飼料資源の積極的活用、肉用牛改良・飼養管理技術の向上等による低コストで高品質な肉用子牛生産、家畜疾病の発生とまん延を防止するため、更なる家畜衛生対策の推進を図る。

葉たばこについては、栽培技術の向上に加え、共同乾燥・貯蔵施設の効率的活用や機械導入による省力化を推進するとともに、ほ場の集団化による生産の合理化等を図りながら、さとうきびとの輪作による良質葉たばこの安定生産に努める。

農産物の販路拡大については、県内外のアンテナショップにおける宣伝販売やホームページによる農畜産物等の紹介等のPR活動を行うとともに、消費者ニーズに対応できる生産・出荷体制の確立を図る。

農産物輸送については、野菜や花、果実輸送の合理化を図るため、集出荷施設及びフリーザーコンテナ等を活用した低温輸送システムや輸送経費の低減を図るための計画出荷体制の確立に努める。

農産物加工については、地域農産物を用いた加工品の開発を促進し、農家所得の向上と地域の活性化を図る。

d 生産性向上

農業技術の開発については、亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や土壌管理技術の研究のほか、在来種を含む地域特産物の新用途や商品化のための技術開発、重粘土壌に対応できる技術開発を推進する。

特殊病害虫対策については、カンキツグリーンング病等の防除対策を推進する。

鳥獣害対策については、電気柵等の防護柵等による被害防止及び有害鳥獣捕獲等を総合的に推進する。

e 農業災害対策

農業災害対策については、低コストで災害に強いハウス施設、平張施設や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに、農地の防災についても、ため池や用排水施設の整備のほか高潮等による農地の被害を防止するため海岸の保全に努める。

また、被災農家の経営を支援する農業制度資金の円滑な融通等に努めるとともに、農業共済制度への加入と共済金の早期支払を促進する。

f 農業団体

農業協同組合については、地域農業の担い手づくりなど営農指導体制の強化や、広域的なブランド産地づくり、生産販売体制の強化等を促進する。

g 安全で安心な農畜産物の安定供給

安全で安心な農畜産物の安定供給については、家畜排せつ物の適正処理と有効利用を促進し、良質たい肥による健全な土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用低減、エコファーマーの確保・育成など環境と調和した農業を推進するとともに、かごしまの農林水産物認証制度の理解促進を図る。

また、循環型社会の形成を目指して、バイオマスの利活用を促進する。

h 食育及び地産地消

食育及び地産地消については、ばれいしょの栽培など様々な体験等を通じて、地域の農林水産業や食文化への理解を促進するとともに、外食・観光産業等との連携による地域の食材や食文化を生かした食の提供により、地域農林水産物の活用を促進する。

i 農村の振興

農村の振興については、共生・協働の農村づくり運動を進め、集落内の推進体制の見直し等による農村集落の再生や地域外の活力を導入した新たなむらづくりの形成、農地の保全や地域の自然・歴史の活用等によるむらづくりの維持・発展に取り組み、地域の活性化を図る。

水土里サークル活動については、地域資源の適切な保全管理や農村環境保全に役立つ地域共同の効果の高い取組を促進する。

農村環境の整備については、自然環境等との調和を図りながら、集落道路、農業集落排水施設等の整備を促進し、やすらぎのある農村環境の実現による定住促進を図る。

都市と農村との交流については、奄美特有の芸術文化、食文化、農産物等の豊富な地域資源を生かしたグリーン・ツーリズム等の取組や観光、商工業等との連携を強化し、農山漁村のライフスタイルを実感できる農林漁業体験等による地域住民と都市住民等との交流活動を促進する。

(イ) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

奄美群島周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産の向上を図るため、沿岸・沖合域における漁場整備を推進する。

b 漁場環境の保全

環境美化運動を推進するとともに、関係機関と連携し、スラッジなど船舶からの排出油や陸上から流出した赤土等による漁場汚染の防止に努めるほか、サンゴ礁周辺の漁場を守るため、オニヒトデ等駆除対策を支援する。

c 漁港の整備

安全な漁業活動を確保するために防波堤や物揚場等の漁港整備を推進する。

d 漁船漁業の振興

周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し、漁業生産の向上を図るため、漁場及び資源の調査を推進する。

また、新しい漁具・漁法の導入を推進するなど、効率的な漁業を推進する。

資源の回復・維持を図るため資源回復計画等の取組を推進するとともに、操業に支障を及ぼすサメの被害対策を促進する。

遊漁船業等の海洋レクリエーションの導入による漁家所得の向上を促進する。

- e 栽培漁業の推進
 - スジアラ等の地域特産種の種苗生産・放流技術開発・放流効果調査を推進する。
 - f 流通の合理化，消費の拡大
 - 流通関連施設など出荷体制の整備によって島外出荷を推進する。
 - 島内消費の拡大を図るため，魚食普及活動 や地産地消 の取組を促進する。
 - g 水産加工業の振興
 - トビウオ類，シイラ，ソデイカ等の資源を活用した水産加工品の多様化，特産品化を促進する。
 - h 担い手の確保・育成
 - 新たな担い手の確保を図るため，就業相談や研修を行うとともに，意欲と能力のある担い手の育成を図るため，漁業研修事業の充実や中核的な漁業者グループの育成・活用，漁協青壮年部や女性グループの活性化等を進める。
 - i 漁業協同組合の育成強化
 - 県漁業協同組合連合会など系統組織とも連携しながら，漁業協同組合の健全な運営と経営基盤の強化，研修等による組合役職員の資質の向上を図り，県1漁協の実現を促進する。
 - j 漁村の生活環境の向上と活性化
 - 安全で快適な漁村の実現を図るため，生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに，地域水産物の直販施設の整備等により漁村の活性化を促進する。
- (ウ) 林業
- a 森林整備の推進
 - 水土保持林及び森林と人との共生林の森林区分ごとに森林の重視すべき機能に応じた森林整備を推進し，森林の多面的機能の維持増進を図る。
 - 島外からの松くい虫被害材持ち込み等に対する監視を継続する。
 - b 森林とのふれあいの推進
 - 奄美特有の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに，地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。
 - また，森林ボランティア の育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに，小・中学校等を対象とした森林環境教育を推進する。
- (I) 商工業
- a 工業
 - (a) 特産品
 - 黒糖焼酎については，地域団体商標 や大消費地での物産展等を活用した銘柄確立や国内外への販路拡大を支援する。
 - また，消費者ニーズに合った商品開発や島内産黒糖使用による付加価値の高い商品など，多様な商品づくりを促進するとともに，焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。
 - パイヤやキクラゲ，アガリクス等の農林水産物等や花き類を利用した加工品の開発・商品化を促進するとともに，物産展・インターネット等を活用した販路拡大を図る。
 - 奄美ミュージアム 構想を踏まえ，群島が一体となって，奄美ブランドの確立を目指した販路拡大や奄美の情報発信等の取組を促進する。

(b) 企業立地

税制優遇措置等の企業立地優遇制度の拡充を促進し，企業の立地動向等の情報を積極的に収集しながら，雇用力のある優良企業や地域の農林水産物を活用した製造・加工工場など地域の特性を生かした企業の立地推進に努める。

また，地元企業等と連携して地域資源を生かした新たな事業展開を促進する。

b 商業

消費行動等の変化に対応し，地域に根ざしたきめ細かなサービスを提供する商店，商店街づくりを促進するとともに，観光客や島外の顧客をターゲットとした特産品の開発と販売促進に努める。

c 中小企業

ICT の革新など社会経済の変化に対応した新事業の創出等を促進するとともに，中小企業経営革新支援制度 や県中小企業融資制度 の活用により，意欲ある中小企業者の経営革新へ向けた取組を支援する。

また，商工会などが実施する指導事業等の充実・強化を図る。

d 起業化

(財)かごしま産業支援センターを中心として，地域の産業支援機関との連携を進め，起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実・強化に努めるとともに，県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し，島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。

(オ) 雇用機会の拡充など就業の促進

地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。

ICT による地理的格差の解消や高度なICT利活用能力を有する人材のUITターンと育成を促進し，各種産業の立地促進や競争力の向上を図る。

税制優遇措置等の企業立地優遇制度の拡充を促進し，企業の立地動向等の情報を積極的に収集しながら，雇用力のある優良企業や地域の農林水産物を活用した製造・加工工場など地域の特性を生かした企業の立地推進に努める。

地元企業等と連携して地域資源を生かした新たな事業展開を促進する。

ICT の革新など社会経済の変化に対応した新事業の創出等を促進するとともに，中小企業経営革新支援制度 や県中小企業融資制度 の活用により，意欲ある中小企業者の経営革新へ向けた取組を支援する。

(財)かごしま産業支援センターを中心として，地域の産業支援機関との連携を進め，起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実・強化に努めるとともに，県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し，島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。

地域雇用開発促進法 に基づく地域求職者雇用奨励金 や地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）等の活用により，雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進する。

町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動による認定農業者 等担い手の確保・育成を推進するとともに，女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

新たな担い手の確保を図るため、漁協等関係団体と連携して、漁業への就業相談や新規就業者を対象にした技術研修等を行う。

(財)かごしま産業支援センターの各種の講座・研修等による従業員等の能力開発や資質向上を図るとともに、商工会等関係機関による研修会・講習会等を通じて、企業経営者や事業後継者の人材育成を図る。

医療・福祉・介護事業における雇用の創出については、地域医療を担う人材や、介護・福祉ニーズに的確に対応できるよう緊急かつ重点的な人材の育成・確保に取り組むとともに、要援護高齢者への多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進する。

イ 豊かな自然と個性的な文化を生かした観光の展開

(ア) 観光資源の活用

特徴ある自然や文化、地場産業など群島の魅力や資源を有機的に結び、観光を中心に産業や文化等を総合的に振興する奄美ミュージアム の取組を促進する。

豊かな観光資源を有効に活用したエコツーリズム など、体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。

タラソおきのえらぶを活用した癒し健康体験など、アイランドセラピー構想 を促進し、ヘルスツーリズム による新たな観光産業の創出に努める。

(イ) 観光施設等の受入体制の整備

昇龍洞や田皆岬など拠点観光地の整備を進め、日本一のガジュマル、西郷隆盛や琉球王朝にまつわる史跡、季節毎の花等を組み合わせることにより、島内を周遊することができる観光ルートづくりに努める。

世界自然遺産 登録も見据えながら、観光客が目的地に円滑に移動できるよう、観光案内標識等を整備するとともに、沿道には、花の島としての特色ある景観及び自然環境に配慮した花木等の植栽やトイレ、休憩所等の施設整備を行い、地域住民との協働による適切な維持管理のもとに快適性の向上に努める。

地域住民と一体となったホスピタリティ の向上や観光事業者等の接客研修等によるサービス提供体制の充実を促進するとともに、外国人観光客を含むすべての観光客が安心して観光できるような案内機能の充実を図る。

また、観光ボランティアガイド等の人材の育成・確保や組織化を図るとともに、特色ある体験・滞在型観光プログラムを一元的に提供できる体制の整備等ソフト面の充実・強化を図る。

体験・滞在型観光などの新たなニーズに対応した観光施設や宿泊施設等の整備・充実を促進する。

(ウ) 観光交通体系の整備

群島内外を結んだ周遊型観光を促進するため、空港・港湾等の交通拠点の整備を推進する。

定期航路の船舶の高速化や快適性の向上について検討するとともに、群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワークの形成を図る。

空港や港と島内の観光地を結ぶ主要道路や循環道路の整備を引き続き推進する。

主要観光ルート、休憩展望等のための駐車場や公衆トイレの整備を促進するほか、路傍植栽等による奄美らしい景観形成に努める。

(I) 魅力ある観光情報の発信

マスコミやインターネット等を活用して、国内外へ魅力ある観光情報の発信に努める。

また、ヘルスツーリズム等の誘致のための情報提供や旅行エージェント及び航空会社等との連携による広報・誘致活動の展開を図る。

(オ) 地域産業との連携

花や園芸作物の産地としての特性を生かして、農林水産業や黒糖焼酎等の特産品の地域産業と連携し、多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や、パイナップルやキクラゲ等の農林水産物を利用した特産品、土産品の開発・提供を促進する。

ウ 世界自然遺産登録を視野に入れた人と自然が共生する地域づくり

(ア) 共生ネットワークの形成

沖永良部島の多様で豊かな自然、その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境、歴史・文化、伝統技術・芸能、特産品等の奄美の「宝」を保全・活用するため、奄美群島自然共生プランに基づき、関係機関、地域住民、NPO等のネットワークの形成を促進するとともに、その価値が広く共有されるための地域内外への情報発信等に取り組む。

(イ) 世界自然遺産登録に向けた取組の推進

世界自然遺産登録の早期実現を図るため、関係機関等との連携を深め、気運の醸成や国立公園等の保護地域の指定推進に取り組むとともに、希少野生生物保護対策や現在指定されている国定公園、鳥獣保護区等の適正な保全・管理、自然保護に関する普及啓発に努める。

希少野生動植物の保護対策については、その保護を目的とした条例等に基づき適切な施策を講じるとともに、多様な自然の生態系を把握し保全するためのモニタリング調査や情報発信に努める。

サンゴ礁の保全については、オニヒトデ等の駆除やモニタリング調査等に取り組む、保護・再生を図る。

奄美固有の生態系に係る調査研究及び普及啓発の拠点となる奄美野生生物保護センターの機能の活用を図る。

減少あるいは衰退しつつある自然生態系等については、健全なものに蘇らせるための検討を行う。

また、保護地域以外の地域においても希少野生動植物の保護・配慮について、具体的な対応等を検討し取組を進める。

(ウ) エコツーリズムの推進

沖永良部島の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の特色を生かしたエコツーリズムや環境学習の推進を図る。

また、過剰な利用により貴重な自然環境が損なわれないよう、現況等の把握に努め、市町村、関係機関、NPO等との協働により、自然や景観の保全と利用のあり方に関する普及啓発を行うとともに、希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(I) 地域環境の保全

良好な地域環境を維持するため、市町村と連携を図りながら、大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。

ヤンバルトサカヤスデについては、地域の実情に応じた効果的な駆除方法

やまん延防止対策，環境整備について普及啓発を図るとともに，地域特性を踏まえた駆除対策等についても更に検討を進める。

(オ) 循環型社会の形成

ごみ処理については，引き続きごみの減量化・リサイクルを促進する。

また，家電リサイクルについては，収集運搬料金の負担軽減措置の円滑な実施を促進するとともに，引き続き市町村・関係団体と連携しながら，指定引取場所の設置や収集運搬体制の整備促進を図るほか，自動車リサイクルについても，その円滑な実施の促進を図る。

生活排水等の適正処理を図るため，地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。

産業廃棄物については，廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに，産業廃棄物処理施設の一層の整備を促進する。

また，家畜排せつ物の適正処理の徹底に努めるとともに，家畜排せつ物処理施設の一層の整備と肥料としての利活用を促進する。

さらに，建設廃棄物については，発生量の抑制，再利用の促進，適正処理の徹底に努める。

(カ) 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

公共事業の実施に当たっては，奄美群島において国立公園等の保護地域への指定及び世界自然遺産登録を目指すことを踏まえ，環境影響評価法等に基づく環境影響評価を実施することなどにより，貴重な野生動植物の生息・生育環境や良好な景観の形成に配慮した自然環境配慮型の公共事業の取組を推進するとともに，自然再生推進法の基本理念に基づいた自然再生型公共事業の検討・採用に努める。

さらに，赤土等流出防止対策については，公共事業等の各段階での対策，各種防止技術の調査研究及び開発行為者や施工業者等への啓発，指導の徹底を図る。また，営農面からの流出防止についても，農業者等に対し意識啓発や対策技術の普及・定着に努める。

エ やすらぎとうるおいのある生活空間づくり

(ア) 生活環境

a 水道

安全で安定した生活用水を確保するため，新たな水源確保等を促進するとともに，琉球石灰岩に由来する地下水の硬度等の問題に対応するため，高度浄水施設等の整備を促進する。

b 都市整備

生活排水等の適正処理を図るため，地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。

c 住環境の整備

豊かな自然，美しい景観，伝統・文化を生かし，自然災害等に強い住まいづくり・まちづくりや，老朽化した公営住宅の建て替え等を促進する。

d 安全・安心まちづくりの推進

犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに，通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

(イ) 社会福祉

a 高齢者福祉対策の充実

高齢者が長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し、自己の役割を認識し発揮することにより生きがいのある生活が送れるよう、地域社会の担い手として生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する「すこやか長寿社会運動」を積極的に展開する。

また、奄美地域における元気な高齢者の要因を分析した「あまみ長寿・子宝プロジェクト」の事業成果の活用を図り、「長寿・子宝・癒しの島あまみ」の積極的な情報発信に努める。

介護保険制度については、市町村に対し、安定的な事業運営等に資するよう適切な支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。

介護予防対策については、地域支援事業等の充実を図るとともに、高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の整備・充実を図る。

b 障害者福祉対策の充実

障害者等が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスの支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めるとともに、地域間で格差のあるサービスの均衡を図る。

特に、グループホーム等の充実による地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支える地域共助のシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し提供体制の整備を進める。

c 児童福祉対策の充実

児童福祉施設の適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備を促進する。

保育所等における多様な保育需要に対応した特別保育の実施促進や放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブの設置促進など、健やかに子どもを生き育てられる環境づくりを図る。

d 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実

福祉資金の貸付等による母子・寡婦・父子の社会的・経済的な自立を促進するとともに、技能講習会の開催等による就労支援を推進する。

家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

e 地域福祉の推進

高齢者支援のための総合的な窓口として設置した地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、在宅福祉アドバイザーや傾聴ボランティアを中心に高齢者など援護を必要とする方々を地域ぐるみで見守る高齢者等くらし安心ネットワークづくりや、住民参加による町地域福祉計画策定の促進を図る。

福祉施設におけるワークキャンプ等を通じて、ボランティアやNPO活動を促進するとともに、町社会福祉協議会の基盤強化等に努める。

(ウ) 保健医療

a 健康づくりの推進

生活習慣病の予防を図るため、健康かごしま21や各市町村健康増進計画に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに、医療保険者等が行う特定健診・保健指導等の保健事業を総合的に促進する。

また、地域住民や、各種団体・企業等による自主的な健康増進活動においては、あまみ長寿・子宝プロジェクトで検証したタラソセラピーや長寿食材等の活用を促進する。

かごしま子ども未来プランに基づき、妊婦健診の環境整備を推進するとともに、児童虐待防止対策の強化や総合的な小児医療・周産期医療の充実など、母子保健対策の充実を図る。

b 保健医療体制の総合的整備

地域住民の健康の保持及び増進を図るため、徳之島保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点として整備するとともに、町をはじめ健康関連団体を支援し、住民による主体的な健康づくり活動を促進する。

複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため、今後とも、町保健師の計画的確保や資質向上に努める。

へき地医療拠点病院である県立大島病院による特定診療科の巡回診療を実施するとともに、群島内や沖縄県との医療連携体制の構築を図るほか、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保に努める。

県立大島病院と各医療機関との緊密な連携による第二次救急医療体制の充実に努めるとともに、重症救急患者等の救急搬送体制の強化を図る。

(I) 物価対策

石油製品等の流通合理化に向けた検討を行い、運送コストの低減や安定供給基盤の強化を図る。

(オ) 防災及び国土保全

a 消防防災の充実

消防ポンプ自動車や高規格救急自動車等資機材の整備を促進するとともに、救急救命士の養成を図るなど、常備消防体制の充実・強化を図る。

防火水槽等、消防施設の整備を促進するとともに、消防団活動の活性化に努める。

住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の整備、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、災害時要援護者対策の推進や自主防災組織の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。

災害時における相互応援体制の確立や消防・防災ヘリコプターを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の整備など災害支援体制の充実に努める。

b 治山対策の推進

荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等に配慮した治山対策を推進する。

農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等に配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。

保安林の適正な管理を図るとともに、公益的機能の発揮が期待される森林については、計画的に保安林指定を推進する。

c 治水対策の推進

河川の氾濫等による浸水被害を防止するため、自然環境及び生態系等に配慮した河川整備を推進する。

土砂災害警戒情報や雨量情報の提供による防災の推進や、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

d 海岸保全の推進

高潮や波浪等による災害を防止するため、自然環境や生態系等に配慮した海岸保全施設の整備を推進する。

(カ) 教育文化

a 学校教育の充実

個に応じた指導の充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、へき地・小規模校のよさを生かした特色ある教育活動の充実に努める。また、学校間の交流学习を促進するとともに、インターネット等のICTを活用した「わかる」授業の推進や児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

小・中学校の校舎等については、耐震化や老朽化対策を踏まえ、計画的な整備を促進するとともに、県立学校の校舎等についても同様に整備を推進する。

高等学校においては、教員の指導法の改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上など学力向上に向けた総合的な取組を推進するとともに、高校生インターンシップを積極的に促進する。

特別支援教育については、県立大島養護学校のセンター的機能の充実に努めながら、個別の教育支援計画に基づき、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズにこたえるために、関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。

b 生涯学習の充実

生涯学習の拠点となる公民館や図書館等の機能の充実に努める。

かごしま県民大学中央センター、市町村、大学等と連携して、生涯学習推進体制の充実に努め、多様で高度な学習機会を提供するとともに、各種講座等を体系化し、学習成果の適切な評価と活用が図られる環境づくりを推進する。

県子ども読書活動推進計画 や健やかスポーツ100日運動 に基づいた取組を積極的に促進する。

地域スポーツの振興を図るため、社会体育施設の整備を促進する。

c 地域文化の推進

沖永良部島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため、優れた芸術文化や固有の伝統文化にじかにふれあう機会を創出するとともに、文化活動を促進するため、文化施設等の積極的活用や整備の促進を図る。

天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど、地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及高揚を図る。

また、村踊り等の伝統文化の保存・継承のため、学校教育や生涯学習の場において、それらの活用を図るとともに、デジタル化による記録保存に努めるほか、体験観光ボランティアの組織づくりを進め、固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

(キ) 人づくり

a 地域を支える人材の育成・確保

郷土に根ざした学校教育や高校生の職業意識などを高めるインターンシップを推進する。

かごしま県民大学中央センター，市町村，大学等と連携して，生涯学習推進体制の充実を図り，多様で高度な学習機会を提供する。

ICT利活用の体験・学習機会の拡充や住民相互に指導できる人材の育成など，地域全体のICT利活用能力の普及・向上を促進する。

b 暮らしを支える人材の育成・確保

地域の保健・福祉・医療を確保するため，医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材の安定的確保に努める。また，地域において，社会貢献活動を担うボランティア，NPO等の人材育成を促進する。

地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため，沖永良部島固有の郷土芸能や伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに，その保存・継承を促進する。

環境教育・環境学習等を推進し，地球環境を守るかごしま県民運動を進める人材の育成を図る。

希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

c 産業を支える人材の育成・確保

町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動による認定農業者等担い手の確保・育成を推進するとともに，女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

新たな担い手の確保を図るため，就業相談や研修を行うとともに，意欲と能力のある担い手の育成を図るため，漁業研修事業の充実や中核的な漁業者グループの育成・活用，漁協青壮年部や女性グループの活性化等を進める。

(財)かごしま産業支援センターの各種の講座・研修等による従業員等の能力開発や資質向上を図るとともに，商工会等関係機関による研修会・講習会等を通じて，企業経営者や事業後継者の人材育成を図る。

観光ボランティアガイド等の人材の育成・確保や組織化を図る。

(ク) 水資源

既存水源の有効利用を図りながら，地下ダムの建設や老朽化したため池等の改修を推進し，水資源の安定確保に努めるとともに，地下水や湧水の保全を積極的に図る。

多様な森林整備を行い，水源かん養機能の強化を図る。

(ケ) 電力・新エネルギー

今後の研究開発の状況等を踏まえつつ，地域新エネルギー導入ビジョンに基づいて，太陽光発電，風力発電など地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進する。

オ 群島内外との交流ネットワークの形成

(ア) 航空交通

航空輸送需要の動向に対応した諸施設の機能保持，充実を図る。

離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら，航空

路線の維持を図る。また、鹿児島空港等との路線拡充のための取組を進める。

航空運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光の振興等を図る。

(イ) 海上交通

和泊港については、外郭施設及び水域施設等の整備を図り、花きなどの出荷が集中する春季における北東方向の波浪に対応する整備を推進する。

また、伊延港については、漁船等の安全な収容を図るため漁船溜りの整備を推進する。

離島航路の維持・改善に努める。

(ウ) 陸上交通

島内を循環する一般県道国頭知名線等の整備を進め、島内各地域から空港、港湾及び中心市街地へのアクセスを改善するとともに、島内各集落間の交通の円滑化、住民の利便性向上に努める。

島内各集落間の交流を促進するため、バス路線や生活路線等となっている町道の整備を促進する。

廃止路線代替バス等については、更に地域の実情を踏まえつつ利用促進と運行形態の見直しを図る。

(エ) 情報通信

光ファイバなど地域の特性に応じたブロードバンド基盤の整備と利活用を促進する。

地域公共ネットワークなど公共の情報通信基盤の整備促進及び適切な維持管理の確保を図る。

携帯電話の不感地域の解消を図る。

ICTを通じた情報交流により定住・交流人口の拡大を図るとともに、ICTによる地理的格差の解消や高度なICT利活用能力を有する人材のUITターンと育成を促進し、各種産業の立地促進や競争力の向上を図る。

観光情報や物販などのポータルサイトや仮想ショッピングモールの構築を図る。

CATVのデジタル化など地上デジタル放送への円滑な移行を促進するとともに、ラジオの難聴取の解消を図る。

(オ) 群島内外との交流・連携の促進

地理的・歴史的に関係が深い中国をはじめとするアジア地域との交流など、地域の活性化につながる国際交流を促進する。

地域の活力維持・活性化に向けて、団塊世代、若年層等の交流・移住の促進を図るため、離島での生活や就労を体験する機会の提供や移住相談窓口の設置、空き家・空き部屋の活用による住居の確保、空き家情報の提供、雇用の場の確保など、地域住民、地域コミュニティ、NPO法人、民間企業等の多様な主体と一体となって受入態勢の整備を図る。

地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成や固有の伝統芸能を通じた文化交流等を積極的に展開する。

特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会を中心に、地域の主体的な取組による官民あげた交流・連携を促進する。

6 与論島

(1) 地域の概要

与論島は、航路距離で本土から592km、奄美市名瀬から209kmの奄美大島の南西海上に位置し、県最南端の島である。沖縄までわずか23km弱と間近に眺望できるところに位置し、面積は約20km²、1町に約5,700人が居住している。航空路では、鹿児島空港、沖永良部空港及び那覇空港と1日1往復プロペラ機で結ばれており、航路では、沖永良部島や沖縄本島等と毎日上下それぞれ1便ずつの定期船で結ばれている。

海洋性レクリエーションを中心とした観光の島として全国に知られており、観光が最も重要な産業のひとつとなっている。また、平坦地が多く、耕地条件に恵まれ、さとうきび栽培や畜産が盛んであるほか、野菜・花きの産地化が図られつつある。

(2) 施策の展開

ア 地域の特性を生かした産業の展開

(ア) 農業

a 担い手の確保・育成

担い手の確保・育成については、町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動による認定農業者等担い手の確保・育成を推進するとともに、女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

b 農地利用，基盤整備等

農地利用については、農地の流動化のための各種施策を推進し、担い手の規模拡大や農地の面的集積を促進する。

なお、担い手の確保が困難な地域にあつては、企業等の農業参入を推進し、耕作放棄地の解消・発生防止を図る。

農業生産基盤については、赤土流出防止など自然環境等への影響にも配慮しながら、ため池や湧水等を活用した畑地かんがい施設による農業用水の確保、区画整理等の整備による担い手への農地集積等を促進するとともに、造成された各種施設のライフサイクルコストの低減と長寿命化を図る。

c 生産振興，販売，流通等

さとうきびについては、さとうきび増産計画に沿って、遊休農地、基盤整備地区への作付、飼料作物との農地調整等により収穫面積の拡大に努めるとともに、かん水の徹底、適期管理、地域に適した品種の普及等により単収の向上を図る。

また、機械化一貫体系の普及・確立や品目別経営安定対策の対象となる担い手・生産組織の育成など、より効率的な生産体制への誘導を図るとともに、粗糖生産においては、国内産糖の価格競争力の強化と需要の維持・拡大に向けて一層の経営合理化を図り、さとうきび生産農家の経営安定と製糖企業の健全な運営を促進する。

野菜については、さといもなどの優良種苗の導入や栽培技術の向上により、消費地への安定供給及び更なる産地拡大を図る。

また、いんげんやキク、ソリダゴ等の花き、マンゴー等の果樹については、新品種の導入や平張施設の普及等による産地体制の強化に努めるとともに、鮮度保持など輸送体制の強化を図る。

肉用牛については、さとうきびや園芸作物との複合経営を基本として、

自給飼料確保のための飼料生産基盤の整備やさとうきび梢頭部等の低利用飼料資源の利用率向上による豊富な粗飼料資源の積極的活用，肉用牛改良・飼養管理技術の向上等による低コストで高品質な肉用子牛生産，家畜疾病の発生とまん延を防止するため，更なる家畜衛生対策の推進を図る。

農産物の販路拡大については，県内外のアンテナショップにおける宣伝販売やホームページによる農畜産物等の紹介等のPR活動を行うとともに，消費者ニーズに対応できる生産・出荷体制の確立を図る。

農産物輸送については，野菜や花，果実輸送の合理化を図るため，集出荷施設及びフリーザーコンテナ等を活用した低温輸送システムや輸送経費の低減を図るための計画出荷体制の確立に努める。

農産物加工については，地域農産物を用いた加工品の開発を促進し，農家所得の向上と地域の活性化を図る。

d 生産性向上

農業技術の開発については，亜熱帯果樹・さとうきび・野菜・花きなどの栽培技術や土壌管理技術の研究のほか，在来種を含む地域特産物の新用途や商品化のための技術開発，重粘土壌に対応できる技術開発を推進する。

特殊病害虫対策については，カンキツグリーニング病の防除及び拡大防止など，特殊病害虫の防除対策を推進する。

e 農業災害対策

農業災害対策については，低コストで災害に強いハウス施設，平張施設や防風林等の積極的な整備促進を図るとともに，農地の防災についても，ため池や用排水施設の整備のほか高潮等による農地の被害を防止するための海岸の保全に努める。

また，被災農家の経営を支援する農業制度資金の円滑な融通等に努めるとともに，農業共済制度への加入と共済金の早期支払を促進する。

f 農業団体

農業協同組合については，地域農業の担い手づくりなど営農指導体制の強化や，広域的なブランド産地づくり，生産販売体制の強化等を促進する。

g 安全で安心な農畜産物の安定供給

安全で安心な農畜産物の安定供給については，家畜排せつ物の適正処理と有効利用を促進し，良質たい肥による健全な土づくり，化学肥料・化学合成農薬の使用低減，エコファーマーの確保・育成など環境と調和した農業を推進するとともに，かごしまの農林水産物認証制度の理解促進を図る。

また，循環型社会の形成を目指して，バイオマス の利活用を促進する。

h 食育及び地産地消

食育及び地産地消については，さとうきびの栽培，黒糖づくりなど様々な体験等を通じて，地域の農林水産業や食文化への理解を促進するとともに，外食・観光産業等との連携によるモズク等の食材や地域の食文化を生かした食の提供により，地域農林水産物の活用を促進する。

i 農村の振興

農村の振興については，共生・協働の農村づくり運動を進め，集落内の推進体制の見直し等による農村集落の再生や地域外の活力を導入した新たな

なむらづくりの形成，農地の保全や地域の自然・歴史の活用等によるむらづくりの維持・発展に取り組み，地域の活性化を図る。

水土里サークル活動については，地域資源の適切な保全管理や農村環境保全に役立つ地域共同の効果の高い取組を促進する。

農村環境の整備については，自然環境等との調和を図りながら，集落道路，農業集落排水施設等の整備を促進し，やすらぎのある農村環境の実現による定住促進を図る。

都市と農村との交流については，奄美特有の芸術文化，食文化，農産物等の豊富な地域資源を生かしたグリーン・ツーリズム等の取組や観光，商工業等との連携を強化し，農山漁村のライフスタイルを実感できる農林漁業体験等による地域住民と都市住民等との交流活動を促進する。

(イ) 水産業

a 沿岸・沖合漁場の整備開発

奄美群島周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し漁業生産の向上を図るため，沿岸・沖合域における漁場整備を推進する。

b 漁場環境の保全

環境美化運動を推進するとともに，関係機関と連携し，スラッジなど船舶からの排出油や陸上から流出した赤土等による漁場汚染の防止に努めるほか，サンゴ礁周辺の漁場を守るため，オニヒトデ等駆除対策を支援する。

c 漁港の整備

安全な漁業活動を確保するために防波堤や物揚場等の漁港整備を推進する。

d 漁船漁業の振興

周辺海域における漁業資源の有効利用を促進し，漁業生産の向上を図るため，漁場及び資源の調査を推進する。

また，新しい漁具・漁法の導入を推進するなど，効率的な漁業を推進する。

資源の回復・維持を図るため資源回復計画等の取組を推進するとともに，操業に支障を及ぼすサメの被害対策を促進する。

遊漁船業等の海洋レクリエーションの導入による漁家所得の向上を促進する。

e 栽培漁業の推進

スジアラ等の地域特産種の種苗生産・放流技術開発・放流効果調査を推進する。

f 海面養殖業の振興

モズク養殖業の振興を図る。

g 流通の合理化，消費の拡大

流通関連施設など出荷体制の整備によって島外出荷を推進する。

島内消費の拡大を図るため，魚食普及活動や地産地消の取組を促進する。

h 水産加工業の振興

トビウオ類，シイラ，ソデイカ等の資源を活用した水産加工品の多様化，特産品化を促進する。

i 担い手の確保・育成

新たな担い手の確保を図るため，就業相談や研修を行うとともに，意欲

と能力のある担い手の育成を図るため、漁業研修事業の充実や中核的な漁業者グループの育成・活用、女性グループの活性化等を進める。

j 漁業協同組合の育成強化

県漁業協同組合連合会など系統組織とも連携しながら、漁業協同組合の健全な運営と経営基盤の強化、研修等による組合役職員の資質の向上を図り、県1漁協の実現を促進する。

k 漁村の生活環境の向上と活性化

安全で快適な漁村の実現を図るため、生活環境施設や防災安全施設等の整備を促進するとともに、地域水産物の直販施設の整備等により漁村の活性化を促進する。

(ウ) 林業

a 森林整備の推進

水土保持林及び森林と人との共生林の森林区分ごとに森林の重視すべき機能に応じた森林整備を推進し、森林の多面的機能の維持増進を図る。

島外からの松くい虫被害材持ち込み等に対する監視を継続する。

b 森林とのふれあいの推進

奄美特有の自然や景観を生かした森林の整備・保全を図るとともに、地域住民等の憩いの場等としての利用を促進する。

また、森林ボランティアの育成など体験学習等の支援体制を整備するとともに、小・中学校等を対象とした森林環境教育を推進する。

(I) 商工業

a 工業

(a) 特産品

黒糖焼酎については、地域団体商標や大消費地での物産展等を活用した銘柄確立や国内外への販路拡大を支援する。

また、消費者ニーズに合った商品開発や島内産黒糖使用による付加価値の高い商品など、多様な商品づくりを促進するとともに、焼酎蒸留廃液の農地還元以外の処理システムの確立及び有効活用を促進する。

パパイヤやモズク、トビウオ等の農水産物を利用した郷土料理や特産品等の開発・商品化を促進するとともに、物産展・インターネット等を活用した販路拡大を図る。

奄美ミュージアム構想を踏まえ、群島が一体となって、奄美ブランドの確立を目指した販路拡大や奄美の情報発信等の取組を促進する。

(b) 企業立地

県及び町が一体となって、工業用地の確保や税制優遇措置等の企業立地優遇制度の拡充を促進し、企業の立地動向等の情報を積極的に収集しながら、雇用力のある優良企業や地域の農林水産物を活用した製造・加工工場など地域の特性を生かした企業の立地推進に努める。

また、地元企業等と連携して地域資源を生かした新たな事業展開を促進する。

b 商業

消費行動等の変化に対応し、地域に根ざしたきめ細かなサービスを提供する商店、商店街づくりを促進するとともに、観光客や島外の顧客をターゲットとした特産品の開発と販売促進に努める。

c 中小企業

ICT の革新など社会経済の変化に対応した新事業の創出等を促進するとともに、中小企業経営革新支援制度 や県中小企業融資制度 の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新へ向けた取組を支援する。

また、商工会などが実施する指導事業等の充実・強化を図る。

d 起業化

(財)かごしま産業支援センターを中心として、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実・強化に努めるとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。

(オ) 雇用機会の拡充など就業の促進

地域の特性を生かした農林水産業や観光の振興及び黒糖焼酎など地場産業の育成による地域経済の振興発展を図る。

ICT による地理的格差の解消や高度なICT利活用能力を有する人材のUIターンと育成を促進し、各種産業の立地促進や競争力の向上を図る。

県及び町が一体となって、工業用地の確保や税制優遇措置等の企業立地優遇制度の拡充を促進し、企業の立地動向等の情報を積極的に収集しながら、雇用力のある優良企業や地域の農林水産物を活用した製造・加工工場など地域の特性を生かした企業の立地推進に努める。

地元企業等と連携して地域資源を生かした新たな事業展開を促進する。

ICT の革新など社会経済の変化に対応した新事業の創出等を促進するとともに、中小企業経営革新支援制度 や県中小企業融資制度 の活用により、意欲ある中小企業者の経営革新へ向けた取組を支援する。

(財)かごしま産業支援センターを中心として、地域の産業支援機関との連携を進め、起業化や新事業の創出に向けた総合的な支援体制の充実・強化に努めるとともに、県工業技術センター等による地域資源の高度利用に関する研究を推進し、島内の豊かな地域資源を生かした起業化や新分野展開への取組を促進する。

地域雇用開発促進法 に基づく地域求職者雇用奨励金 や地域雇用創造推進事業 (新パッケージ事業)等の活用により、雇用機会の拡充等に向けた取組を積極的に推進する。

町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動による認定農業者 等担い手の確保・育成を推進するとともに、女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

新たな担い手の確保を図るため、漁協等関係団体と連携して、漁業への就業相談や新規就業者を対象にした技術研修等を行う。

(財)かごしま産業支援センターの各種の講座・研修等による従業員等の能力開発や資質向上を図るとともに、商工会等関係機関による研修会・講習会等を通じて、企業経営者や事業後継者の人材育成を図る。

医療・福祉・介護事業における雇用の創出については、地域医療を担う人材や、介護・福祉ニーズに的確に対応できるよう緊急かつ重点的な人材の育成・確保に取り組むとともに、要援護高齢者への多様なサービス基盤の確保、民間事業者への事業支援、介護労働者の能力開発の支援、介護労働者の雇用管理の改善を推進する。

イ 豊かな自然と個性的な文化を生かした観光の展開

(ア) 観光資源の活用

特徴ある自然や文化，地場産業など群島の魅力や資源を有機的に結び，観光を中心に産業や文化等を総合的に振興する奄美ミュージアム の取組を促進する。

豊かな観光資源を有効に活用したエコツーリズム やダイビング，体験農園，陶芸など，体験・滞在型観光プログラムづくりを促進する。

タラソセラピー など奄美の癒しの資源や長寿食材 を活用したアイランドセラピー構想 を促進し，ヘルスツーリズム による新たな観光産業の創出に努める。

(イ) 観光施設等の受入体制の整備

海洋レクリエーション施設である与論港コースタルリゾートの活用・充実を図るとともに，安心安全で美しい海水浴場の保全に努める。

世界自然遺産 登録も見据えながら 観光客が目的地に円滑に移動できるよう，観光案内標識等を整備するとともに，琉球王朝の流れをくむ与論城趾周辺の街並み整備，沿道には，与論島特有のトロピカルな景観及び自然環境に配慮した植栽等やトイレ，休憩所等の施設整備を行い，地域住民との協働による適切な維持管理のもとに快適性の向上に努める。

地域住民と一体となったホスピタリティ の向上や観光事業者等の接客研修等によるサービス提供体制の充実を促進するとともに，外国人観光客を含むすべての観光客が安心して観光できるような案内機能の充実を図る。

また，観光ボランティアガイド，インストラクター等の人材の育成・確保や組織化を図るとともに，特色ある体験・滞在型観光プログラムを一元的に提供できる体制の整備等ソフト面の充実・強化を図る。

体験・滞在型観光などの新たなニーズに対応した観光施設や宿泊施設等の整備・充実を促進する。

(ウ) 観光交通体系の整備

群島内外を結んだ周遊型観光を促進するため，空港・港湾等の交通拠点の整備を推進する。

定期航路の船舶の高速化や快適性の向上について検討するとともに，群島内の島々を観光船等で周遊できるクルージングネットワークの形成を図る。

空港や港と島内の観光地を結ぶ主要道路や循環道路の整備を引き続き推進する。

(エ) 魅力ある観光情報の発信

マスコミやインターネット等を活用して，国内外へ魅力ある観光情報の発信に努める。

また，与論十五夜踊り等の伝統芸能を活用したイベントによる奄美の民俗・文化とふれあう機会の拡大に努めるとともに，修学旅行等の誘致のための情報提供や旅行エージェント及び航空会社等との連携による広報・誘致活動の展開を図る。

(オ) 地域産業との連携

農水産業や黒糖焼酎等の特産品の地域産業と連携し，多彩な体験プログラムの提供等による体験型観光の推進や，パイヤやモズク等の農水産物を生かした郷土料理や特産品等の開発・提供を促進する。

ウ 世界自然遺産登録を視野に入れた人と自然が共生する地域づくり

(ア) 共生ネットワークの形成

与論島の多様で豊かな自然，その自然と深く関わりながら育まれてきた生活環境，歴史・文化，伝統技術・芸能，特産品等の奄美の「宝」を保全・活用するため，奄美群島自然共生プランに基づき，関係機関，地域住民，NPO等のネットワークの形成を促進するとともに，その価値が広く共有されるための地域内外への情報発信等に取り組む。

(イ) 世界自然遺産登録に向けた取組の推進

世界自然遺産登録の早期実現を図るため，関係機関等との連携を深め，気運の醸成や国立公園等の保護地域の指定推進に取り組むとともに，希少野生生物保護対策や現在指定されている国定公園，鳥獣保護区等の適正な保全・管理，自然保護に関する普及啓発に努める。

希少野生動植物の保護対策については，その保護を目的とした条例等に基づき適切な施策を講じるとともに，多様な自然の生態系を把握し保全するためのモニタリング調査や情報発信に努める。

サンゴ礁の保全については，ヨロン島ウルプロジェクトやヨロン島サンゴ礁基金の活用等による取組を推進するとともに，関係機関，地域住民，NPO等の連携を深め，地域一体となってオニヒトデ等の駆除やモニタリング調査等に取り組み，サンゴ礁の保護・再生を図る。

奄美固有の生態系に係る調査研究及び普及啓発の拠点となる奄美野生生物保護センターの機能の活用を図る。

減少あるいは衰退しつつある自然生態系等については，健全なものに蘇らせるための検討を行う。

また，保護地域以外の地域においても希少野生動植物の保護・配慮について，具体的な対応等を検討し取組を進める。

(ウ) エコツーリズムの推進

与論島の自然環境の保全に配慮しつつ，地域の特色を生かしたエコツーリズムや環境学習の推進を図る。

また，過剰な利用により貴重な自然環境が損なわれないよう，現況等の把握に努め，市町村，関係機関，NPO等との協働により，自然や景観の保全と利用のあり方に関する普及啓発を行うとともに，希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

(イ) 地域環境の保全

良好な地域環境を維持するため，市町村と連携を図りながら，大気環境や水環境の保全及び騒音や悪臭等の防止に努める。

ヤンバルトサカヤステについては，地域の実情に応じた効果的な駆除方法やまん延防止対策，環境整備について普及啓発を図るとともに，地域特性を踏まえた駆除対策等についても更に検討を進める。

(オ) 循環型社会の形成

ごみ処理については，引き続き一般廃棄物の最終処分場の整備や，ごみの減量化・リサイクルを促進する。

また，家電リサイクルについては，収集運搬料金の負担軽減措置の円滑な実施を促進するとともに，引き続き市町村・関係団体と連携しながら，指定引取場所の設置や収集運搬体制の整備促進を図るほか，自動車リサイクルについても，その円滑な実施の促進を図る。

生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。

産業廃棄物については、廃棄物の減量化・リサイクルを推進するとともに、産業廃棄物処理施設の一層の整備を促進する。

また、家畜排せつ物の適正処理の徹底に努めるとともに、家畜排せつ物処理施設の一層の整備と肥料としての利活用を促進する。

さらに、建設廃棄物については、発生量の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底に努める。

(カ) 自然環境配慮型・自然再生型公共事業等の実施

公共事業の実施に当たっては、奄美群島において国立公園等の保護地域への指定及び世界自然遺産登録を目指すことを踏まえ、環境影響評価法等に基づく環境影響評価を実施することなどにより、貴重な野生動植物の生息・生育環境や良好な景観の形成に配慮した自然環境配慮型の公共事業の取組を推進するとともに、自然再生推進法の基本理念に基づいた自然再生型公共事業の検討・採用に努める。

さらに、赤土等流出防止対策については、公共事業等の各段階での対策、各種防止技術の調査研究及び開発行為者や施工業者等への啓発、指導の徹底を図る。また、営農面からの流出防止についても、農業者等に対し意識啓発や対策技術の普及・定着に努める。

エ やすらぎとうるおいのある生活空間づくり

(ア) 生活環境

a 水道

安全で安定した生活用水を確保するため、老朽化した水道施設の更新等を促進する。

b 都市整備

生活排水等の適正処理を図るため、地域の実情に合った生活排水処理施設の整備を促進する。

c 住環境の整備

豊かな自然、美しい景観、伝統・文化を生かし、自然災害等に強い住まいづくり・まちづくりや、老朽化した公営住宅の建て替え等を促進する。

d 安全・安心まちづくりの推進

犯罪の未然防止や交通安全思想の普及啓発に努めるとともに、通学路等の交通安全施設についても計画的な整備を進める。

(イ) 社会福祉

a 高齢者福祉対策の充実

高齢者が長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かして積極的に社会参加し、自己の役割を認識し発揮することにより生きがいのある生活が送れるよう、地域社会の担い手として生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進する「すこやか長寿社会運動」を積極的に展開する。

また、奄美地域における元気な高齢者の要因を分析した「あまみ長寿・子宝プロジェクト」の事業成果の活用を図り、「長寿・子宝・癒しの島あまみ」の積極的な情報発信に努める。

介護保険制度については、市町村に対し、安定的な事業運営等に資する

よう適切な支援を行うほか、高齢者の状態に応じた適切な介護サービス提供基盤の確保や各種研修等を通じた介護サービスの質の確保・向上等に努める。

介護予防対策については、地域支援事業等の充実を図るとともに、高齢者が安心して在宅での生活を続けられるよう地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の整備・充実を図る。

b 障害者福祉対策の充実

障害者等が自ら居住する場所を選択し、必要とする障害福祉サービスの支援を受けつつ、障害者等の自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービスの提供体制の整備を進めるとともに、地域間で格差のあるサービスの均衡を図る。

特に、グループホーム等の充実による地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制を整えるとともに、障害者等の生活を地域全体で支える地域共助のシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し提供体制の整備を進める。

c 児童福祉対策の充実

児童福祉施設の適正な水準を確保するとともに、老朽施設の改築等による生活・保育環境の整備を促進する。

保育所等における多様な保育需要に対応した特別保育の実施促進や放課後児童の健全育成を図るための放課後児童クラブの設置促進など、健やかに子どもを生き育てられる環境づくりを図る。

d 母子・寡婦・父子家庭の福祉対策の充実

福祉資金の貸付等による母子・寡婦・父子の社会的・経済的な自立を促進するとともに、技能講習会の開催等による就労支援を推進する。

家庭生活支援員の派遣や生活・生業等についての相談、指導などの施策を推進する。

e 地域福祉の推進

高齢者支援のための総合的な窓口として設置した地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、集落ごとの見守り活動の充実を図るなど、高齢者など援護を必要とする方々を地域ぐるみで見守る高齢者等くらし安心ネットワークづくりや住民参加による町地域福祉計画策定の促進を図る。

関係機関、団体等と連携して、ボランティアやNPO活動を促進するとともに、町社会福祉協議会の基盤強化等に努める。

(ウ) 保健医療

a 健康づくりの推進

生活習慣病の予防を図るため、健康かごしま21や各市町村健康増進計画に基づき、住民の生活習慣の改善への取組を進めるとともに、医療保険者等が行う特定健診・保健指導等の保健事業を総合的に促進する。

また、地域住民や、各種団体・企業等による自主的な健康増進活動においては、あまみ長寿・子宝プロジェクトで検証したタラソセラピーや長寿食材等の活用を促進する。

かごしま子ども未来プランに基づき、妊婦健診の環境整備を推進するとともに、児童虐待防止対策の強化や総合的な小児医療・周産期医療の充実など、母子保健対策の充実を図る。

b 保健医療体制の総合的整備

地域住民の健康の保持及び増進を図るため、徳之島保健所を地域保健対策の広域的かつ専門的・技術的拠点として整備するとともに、町をはじめ健康関連団体を支援し、住民による主体的な健康づくり活動を促進する。

複雑化・多様化する住民の健康問題に適切に対応するため、今後とも、町保健師の計画的確保や資質向上に努める。

群島内や沖縄県との医療連携体制の充実を図るとともに、医師をはじめとした医療従事者の安定的確保に努める。

県立大島病院と各医療機関との緊密な連携による第二次救急医療体制の充実に努めるとともに、重症救急患者等の救急搬送体制の強化を図る。

(I) 物価対策

石油製品等の流通合理化に向けた検討を行い、運送コストの低減や安定供給基盤の強化を図る。

(オ) 防災及び国土保全

a 消防防災の充実

消防ポンプ自動車や高規格救急自動車等資機材の整備を促進するとともに、救急救命士の養成を図るなど、常備消防体制の充実・強化を図る。

防火水槽等、消防施設の整備を促進するとともに、消防団活動の活性化に努める。

住民や防災関係機関等への迅速・的確な情報提供体制の整備、災害危険箇所の掌握点検・周知徹底、災害時要援護者対策の推進や自主防災組織の育成等による住民の防災意識の高揚を図るなど、地域防災対策の強化に努める。

災害時における相互応援体制の確立や消防・防災ヘリコプターを活用した迅速な応急対策の推進、救急医療体制の整備など災害支援体制の充実に努める。

b 治山対策の推進

荒廃山地の早期復旧と山地災害の未然防止を図るため、自然環境や生態系等に配慮した治山対策を推進する。

農地や人家等における風害・潮害の防止を図るため、自然環境や生態系等に配慮した海岸防災林の計画的な整備を図る。

保安林の適正な管理を図るとともに、公益的機能の発揮が期待される森林については、計画的に保安林指定を推進する。

c 治水対策の推進

土砂災害警戒情報や雨量情報の提供による防災の推進や、土砂災害防止法に基づく警戒避難体制の整備等のソフト対策を推進する。

d 海岸保全の推進

高潮や波浪等による災害を防止するため、自然環境や生態系等に配慮した海岸保全施設の整備を推進する。

(カ) 教育文化

a 学校教育の充実

個に応じた指導の充実に努めるとともに、地域の伝統・文化や豊かな自然を生かした体験活動を取り入れるなど、へき地・小規模校のよさを生かした特色ある教育活動の充実に努める。また、学校間の交流学習を促進するとともに、インターネット等のICTを活用した「わかる」授業の推進や児童生徒の情報活用能力の育成を図る。

小・中学校の校舎，学校給食施設，へき地教員宿舎等については，耐震化や老朽化対策を踏まえ，計画的な整備を促進するとともに，県立学校の校舎等についても同様に整備を推進する。

高等学校においては，中学校１校との連携型中高一貫教育を推進し，教員の相互乗り入れ授業，郷土学習等の地域特性を生かした特色ある教育活動を通し，６年間の教育課程のあり方，進路指導等の改善・充実を図る。また，教員の指導法の改善及び生徒の自己学習力や学ぶ意欲の向上など学力向上に向けた総合的な取組を推進するとともに，高校生のインターンシップを積極的に促進する。

特別支援教育については，県立大島養護学校のセンター的機能の充実を図りながら，個別の教育支援計画に基づき，特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズにこたえるために，関係機関が連携・協働して体制整備を推進する。

b 生涯学習の充実

生涯学習の拠点となる公民館や図書館等の機能の充実を促進する。

かごしま県民大学中央センター，市町村，大学等と連携して，生涯学習推進体制の充実を図り，多様で高度な学習機会を提供するとともに，各種講座等を体系化し，学習成果の適切な評価と活用が図られる環境づくりを推進する。

県子ども読書活動推進計画 や健やかスポーツ１００日運動 に基づいた取組を積極的に促進する。

地域スポーツの振興を図るため，社会体育施設の整備を促進する。

c 地域文化の推進

与論島の風土に根ざした豊かな地域文化を振興するため，優れた芸術文化や固有の伝統文化にじかにふれあう機会を創出するとともに，文化活動を促進するため，文化施設等の積極的活用を図る。

天然記念物の保護・管理や史跡の整備を促進するなど，地域の文化財の保存・活用及び愛護思想の普及高揚を図る。

また，与論十五夜踊り等の伝統文化の保存・継承のため，学校教育や生涯学習の場において，それらの活用を図るとともに，デジタル化による記録保存に努めるほか，体験観光ボランティアの組織づくりを進め，固有の文化等を継承・活用する活動を促進する。

(キ) 人づくり

a 地域を支える人材の育成・確保

郷土に根ざした学校教育や高校生の職業意識などを高めるインターンシップを推進する。

かごしま県民大学中央センター，市町村，大学等と連携して，生涯学習推進体制の充実を図り，多様で高度な学習機会を提供する。

ICT利活用の体験・学習機会の拡充や住民相互に指導できる人材の育成など，地域全体のICT利活用能力の普及・向上を促進する。

b 暮らしを支える人材の育成・確保

地域の保健・福祉・医療を確保するため，医師をはじめとした医療従事者や福祉・介護人材の安定的確保に努める。また，地域において，社会貢献活動を担うボランティア，NPO等の人材育成を促進する。

地域の伝統文化を担う人材の育成を図るため，与論島固有の郷土芸能や

伝統行事等に触れる機会の確保に努めるとともに、その保存・継承を促進する。

環境教育・環境学習等を推進し、地球環境を守るかごしま県民運動を進める人材の育成を図る。

希少野生動植物等について適切な知識を有するガイド等の人材育成を促進する。

c 産業を支える人材の育成・確保

町担い手育成総合支援協議会の経営改善支援活動による認定農業者等担い手の確保・育成を推進するとともに、女性が農業経営において能力を発揮できる環境整備や高齢農業者が活動しやすい環境づくりを促進する。

新たな担い手の確保を図るため、就業相談や研修を行うとともに、意欲と能力のある担い手の育成を図るため、漁業研修事業の充実や中核的な漁業者グループの育成・活用、女性グループの活性化等を進める。

(財)かごしま産業支援センターの各種の講座・研修等による従業員等の能力開発や資質向上を図るとともに、商工会等関係機関による研修会・講習会等を通じて、企業経営者や事業後継者の人材育成を図る。

観光ボランティアガイド、インストラクター等の人材の育成・確保や組織化を図る。

(ク) 水資源

既存水源の有効利用を図りながら、老朽化したため池等の改修を推進し、水資源の安定確保に努めるとともに、地下水や湧水の保全を積極的に図る。

(ケ) 電力・新エネルギー

今後の研究開発の状況等を踏まえつつ、地域新エネルギー導入ビジョンに基づいて、太陽光発電、風力発電など地域特性を生かした新エネルギーの導入を促進する。

オ 群島内外との交流ネットワークの形成

(ア) 航空交通

航空輸送需要の動向に対応した諸施設の機能保持、充実を図る。

離島航空路線に係る補助や着陸料の軽減措置等の支援に努めながら、航空路線の維持を図る。また、鹿児島空港等との路線拡充のための取組を進める。

航空運賃の軽減による住民の生活利便性の向上、観光の振興等を図る。

(イ) 海上交通

与論港については、外郭施設の整備による港内静穏度の確保が困難なことから、今後は適正に維持管理を行い航路の存続を図る。

離島航路の維持・改善に努める。

(ウ) 陸上交通

島内を循環する一般県道与論島循環線等の整備を進め、空港、港湾とのアクセスを改善することにより、観光立島を支援するとともに、住民の利便性向上に努める。

島内各集落間の交流を促進するため、バス路線や生活路線等となっている町道の整備を促進する。

廃止路線代替バス等については、更に地域の実情を踏まえつつ利用促進と運行形態の見直しを図る。

(I) 情報通信

光ファイバによるブロードバンド 基盤の整備と利活用を促進する。

地域公共ネットワーク など公共の情報通信基盤の整備促進及び適切な維持管理の確保を図る。

I C T を通じた情報交流により定住・交流人口の拡大を図るとともに、I C Tによる地理的格差の解消や高度な I C T利活用能力を有する人材のU I ターンと育成を促進し、各種産業の立地促進や競争力の向上を図る。

観光情報や物販などのポータルサイト や仮想ショッピングモール の構築を図る。

地上デジタル放送への円滑な移行を促進するとともに、ラジオの難聴取の解消を図る。

(オ) 群島内外との交流・連携の促進

地理的・歴史的に関係が深い中国をはじめとするアジア地域との交流など、地域の活性化につながる国際交流を促進する。

地域の活力維持・活性化に向けて、団塊世代、若年層等の交流・移住の促進を図るため、離島での生活や就労を体験する機会の提供や移住相談窓口の設置、空き家・空き部屋の活用による住居の確保、空き家情報の提供、雇用の場の確保など、地域住民、地域コミュニティ、N P O 法人、民間企業等の多様な主体と一体となって受入態勢の整備を図る。

地理的・歴史的・文化的につながりの深い沖縄との県際交流を促進するため、交通や情報通信ネットワークの整備等の交流・連携の基盤づくりを促進するとともに、それぞれの地域の特色ある観光拠点を結んだ観光ネットワークの形成や固有の伝統芸能を通じた文化交流等を積極的に展開する。

特に、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会を中心に、地域の主体的な取組による官民あげた交流・連携を促進する。

第4 独立行政法人奄美群島振興開発基金

(独)奄美群島振興開発基金は、群島における産業と金融の実体に即応し、振興開発計画の目標達成に必要な資金の確保と金融の円滑化に重要な役割を果たしている。

保証業務については、第1次産業についても信用保証を行うなど他に類のない総合的保証機関として機能しており、融資業務については、政府系金融機関の群島内の貸付実績において、大きな比重を占めている。

今後とも、群島経済の自立的発展に資するため、地域の関係機関との連携を強化しながら、(独)奄美群島振興開発基金の活用を図ることとし、このため、経営基盤の強化、産業の振興に必要な業務等の充実を促進する。

第5 計画実現の方策

1 群島民との協働

今後、奄美群島の振興開発を推進するためには、群島の特性である、いわゆる「結(ユイ)の精神」を生かし、行政だけでなく地域の自治会、ボランティア、NPOなど多様な主体が連携・協力して地域の活性化や課題解決に取り組む「共生・協働の地域社会づくり」を推進することが必要である。

このため、地域コミュニティが地域に必要なサービスを「協働」により提供するだけでなく、身近な事柄についての決定に「参加」するような住民自治の充実を図り、市町村における協働の取組を促進するなどの考え方を基本としながら、各般の施策の展開を図り、幅広い協働による地域づくりを推進する。

2 関係機関との連携・協力

この計画は、今後の奄美群島の振興開発の方向と、その実現に向けた諸施策の展開の方策を定めたものであり、計画の内容を達成するためには、国の特別措置に加えて、県・市町村の積極的・重点的な取組はもとより、地元の発意と創意工夫による主体的な地域づくりが不可欠である。

また、計画の実施に当たっては、国、県、市町村、民間事業者等の各事業主体間及び事業間の連携を強化し、振興開発の推進に必要な行財政、金融、税制等に関する措置を有効かつ適切に活用しつつ、ソフト・ハード両面から効率的・効果的な施策展開に努める。

3 計画の進捗状況の点検

振興開発の状況を適時的確に把握し、それを踏まえて適切な施策を講じるため、諸施策の目的の明確化と評価・検証を行うことが必要である。

このため、施策・事業の効果を評価するための目標を設定するとともに、計画期間終了年度の前年度に奄美群島振興開発総合調査を実施し、同目標の進捗状況及び計画に掲げた主要施策の実施状況に関する評価・検証を行い、その結果を公表する。

施策・事業の効果を評価するための目標

番号	指 標 名		基 準 時		目 標
1	農業産出額		H19年	30,680百万円	36,800百万円
2	認定農業者数		H20.3	1,316戸	1,600戸
3	海面漁業の生産額		H17年	8,756百万円	10,500百万円
4	林業生産額		H19年度	336百万円	400百万円
5	製造品出荷額		H19年	34,815百万円	37,000百万円
6	企業立地	件 数	H20.4	13件	20件
		雇 用 者 数		618人	750人
7	宿泊観光客数		H18年	768千人	1,000千人
8	スポーツ合宿	合 宿 数	H19年度	136団体	200団体
		延べ参加者数		19,552人	30,000人
9	クルーズ船入港	入 港 数	H19年度	9隻	20隻
		乗 客 数		3,359人	7,500人
10	汚水処理人口普及率		H19年度末	60.7%	80.0%
11	医師数（人口10万人当たり）		H18.12	161.1人	175人

参 考 資 料

計画に用いられた用語の解説

計画に用いられた用語の解説

[]は掲載ページ

あ行

ICT [10, 11, 18, 19, 21, 25, 30, 31, 32, 37, 43, 44, 45, 51, 52, 58, 59, 60, 65, 71, 72, 73, 78, 83, 84, 86]

Information and Communication Technologyの略で、情報や通信に関する技術の総称。従来から用いられているITと同義語であるが、ICTは情報通信技術の利活用としてのコミュニケーションにも重点を置いた用語であり、国の政策においても2005年策定の「u-Japan構想」、「ICT政策大綱」から、ICTの用語が使用されている。

IP電話[3]

インターネットの通信技術を利用した電話サービスであり、一般加入電話ほど通信の安定性は保証されないが、距離にかかわらず全国一律の料金、同じプロバイダー加入者同士の通話は無料など、一般加入電話より安価に通話が可能である。IP電話を利用するためには、ブロードバンドが整備されていることが前提条件となる。

アイランドテラピー構想[12, 26, 38, 52, 66, 79]

島の個性豊かな自然や風土を生かした保養、療養活動の取組による離島の活性化方策（平成8年に国土庁（現国土交通省）が提唱）

奄美群島自然共生プラン[3, 13, 26, 39, 53, 67, 80]

奄美群島の多様な自然との共生を目指した地域づくりの指針。平成15年9月、県と地元市町村が一体となり策定したもので、奄美固有の自然とこれにかかわる生活、文化などを地域づくりの資源＝「宝」として位置づけ、これらを再認識・再発見するとともに、これらを核とした「人と自然が共生する」個性的な地域づくりを目指している。

あまみ長寿・子宝プロジェクト[15, 16, 28, 29, 41, 42, 55, 56, 69, 70, 81, 82]

奄美群島の長寿や子宝などの特性を分析・検証した成果を核とし、少子・高齢化に対応したモデルとなる総合的な地域社会づくりとともに、長寿・癒し等の資源や魅力を活用した産業・観光振興を促進することにより、「長寿・子宝・癒しの島 あまみ」の構築を図り、奄美群島の自立的発展、ひいては、県民・国民の健康寿命の延伸と次世代育成の支援を促進することを目的とする計画

奄美ミュージアム[10, 12, 24, 25, 36, 38, 51, 52, 64, 66, 77, 79]

奄美群島をまるごと博物館に見立てて、地域の自然環境や伝統文化、地場産業等を有機的に結び、これらを生かして産業や観光、文化等を総合的に振興させていこうとする地域活性化策

アンテナショップ[6, 34, 48, 62, 75]

生産者等によるブランド産品等の評価調査や競合産地の品質調査等を行うとともに、販売促進キャンペーンの実施や情報発信等を行う店舗

インターンシップ[18, 19, 43, 44, 58, 71, 72, 84]

企業や福祉施設などで、生徒が在学中に自分の学習内容や進路などに関連した就業体験をすること

ADSL [3, 21, 32, 60]

一般加入電話用の回線網を利用して高速なデータ通信を行う方式のこと。電話交換局に設備を設置するだけで、回線網の整備が不要であり、国内では2001年から急速に普及した。現在では、より高速の光ファイバの普及に伴いADSLの利用は減少しつつあるが、離島や山間地等の条件不利地域においては、比較的安価に整備可能であるADSLが、引き続きブロードバンドの整備手法の中心となっている。

エコツーリズム[3, 12, 13, 26, 27, 38, 40, 52, 54, 66, 67, 79, 80]

観光旅行者が、ガイド等の案内や助言を受けて、自然観光資源の保護に配慮しながら、ふれあい、学び、知る活動のこと

エコファーマー[7, 23, 34, 49, 63, 75]

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくり技術、化学肥料使用低減技術、化学合成農薬使用低減技術を一体的に導入する計画を立て、都道府県知事の認定を受けた農業者

NPO [1, 13, 14, 16, 19, 21, 26, 27, 29, 31, 32, 39, 40, 42, 44, 46, 53, 54, 56, 59, 60, 67, 69, 72, 73, 80, 82, 84, 86, 87]

Non-Profit Organizationの略で民間非営利組織と訳される。一般的には、営利を目的としない自発的・自立的な社会貢献活動を行う団体であるとされており、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人（通称NPO法人）だけでなく、市民活動団体やボランティア団体など、法人格の有無に関係なく含まれるものとされている。

か行

かごしま子ども未来プラン[16, 29, 42, 56, 70, 82]

次世代育成支援対策推進法、少子化社会対策基本法、児童福祉法など関係法令の趣旨に基づき、本県の少子化対策や子育て支援に関する施策を総合的に推進するための指針（計画期間は、平成17年度から26年度までの10年間）

かごしまの農林水産物認証制度[7, 23, 34, 49, 63, 75]

安心・安全な農林水産物を生産する生産者の取組を消費者に正確に伝え、県産農林水産物に対する消費者の安心と信頼を確保するため、全国に先駆けて導入した認証制度。県内で生産される農林水産物を対象に、安心・安全を考えて県が策定した基準に沿って、生産者が生産工程管理を行う取組を外部機関が審査・認証する制度であり、認証された農林水産物については、認証マークを表示することができる。

かごしまブランド産地[61]

安心・安全で品質の良いものを安定的に出荷できる競争力の強い産地づくりを進めるとともに、県産農畜産物のイメージアップと販路拡大などによる販売力を強化するため、平成元年度から「かごしまブランド」確立運動を展開している。市場や消費者から高く評価され、県内他産地のモデルとなる産地を「かごしまブランド産地」として指定しており、平成7年6月に指定された「沖永良部ばれいしょ」をはじめ、平成21年5月末現在、14品目22産地が指定されている。

仮想ショッピングモール[21,32,45,60,73,86]

オンラインショップ（インターネット上の通信販売）のサイト（ホームページ）へのリンクを集めたポータルサイトの一種

希少野生動植物[3,13,14,19,27,31,39,40,44,54,59,67,72,80,85]

種の保存法又は県希少野生動植物の保護に関する条例で定めた絶滅のおそれのある野生動植物。これらのうち特に保護を図るものとして指定された種の個体は、捕獲、採取等が原則禁止となる。

着姿シミュレーションシステム[10,37]

スキャナーで読み込んだ反物の図柄や、パソコンで作成した図柄のデザインを専用のソフトに取り込み、パソコン上で、着物を仕立てて着用した時の着姿を立体画像として見たり、等身大までの印刷ができるシステム

共生・協働の地域社会[1,87]

21世紀の新しい地方自治の姿（行政の仕組み）として、県民自らが積極的に地域社会にかかわることにより、行政だけでなく、地域の自治会、ボランティア、NPO、企業などの多様な主体が協力し、支え合う地域社会

共生・協働の農村づくり運動[2,7,23,35,49,63,75]

「人と自然と地域が支え合う みんなで創る農村社会」を目指した本県独自の運動で、これまでの「新・農村振興運動」に、「共生・協働」の考え方も取り入れ、農村集落の再生、新たなむらづくりの形成、むらづくりの維持・発展、の3つを推進方向として掲げ展開している。

魚食普及活動[8,36,50,64,76]

魚離れの進行を抑制し、消費拡大を図るため、魚のさばき方講習や料理教室の開催、魚料理法や栄養特性のPR、学校給食の利活用、魚に親しみを持ってもらうイベント等の活動

グリーン・ツーリズム[2,7,12,13,23,35,49,63,76]

都市住民などが農山漁村に滞在しながら、その地域の自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動

グループホーム[15,28,41,56,69,82]

地域社会にあるアパート、一戸建等の住宅において、数人の身体障害者、知的障害者及び精神障害者が共同で生活する形態で、同居あるいは近隣に居住

している専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスが提供されるもの。このほか、痴呆性高齢者を対象としたグループホームがある。

傾聴ボランティア[16,69]

相手との信頼関係を前提に、相手の話を否定することなく、まるごと受け止めて聴く一定の技術（傾聴技術）を身に付けた元気高齢者等のボランティア

健康かごしま21[16,29,42,56,70,82]

生活習慣の改善等により疾病の発症を予防する一次予防に重点をおき、県民の健康づくりを支援する計画。県民の健康や生活習慣の現状を踏まえ、3つの重点目標項目を中心に9領域（栄養・運動・休養・喫煙・飲酒など）92の目標項目について156の目標値を設定（計画期間は、平成13年度から24年度までの12年間）

県子ども読書活動推進計画[18,31,44,58,71,84]

21世紀を担う子どもたちの読書活動の充実を目指し、「子ども読書活動の推進に関する法律」の規定に基づき、国の基本計画を基本とするとともに、本県における子どもたちの読書活動の推進状況等を踏まえて策定した計画

県中小企業融資制度[10,11,25,37,38,51,52,65,78]

中小企業者の経営の合理化及び安定強化に必要な資金の融資を行うことにより、本県中小企業の健全な振興発展を図ることを目的として、「汎用資金」「経済活性化支援資金」「経営安定対策資金」の3分類、15種類（H21.4.1現在）の資金がある。

高度浄水施設[41,55,68]

各種化学物質や湖沼の富栄養化等による水道水源の汚染に対処するため、活性炭処理、オゾン処理、生物処理、紫外線処理等を単独又は複数組み合わせる異臭味などを取り除く浄水処理施設。奄美群島における水道原水の一部は、琉球石灰岩に由来する地下水のため、マグネシウムやカルシウムなどを多く含んでおり、これらを除去する方法として電気透析法、石灰軟化凝析法等がある。

高齢者等くらし安心ネットワーク[16,29,42,56,69,82]

ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、障害者など援護を必要とする方々が、住み慣れた家庭や地域で安心して暮らしていけるように、地域住民の方々の協力により構築される見守り体制のこと。市町村が設置する在宅福祉アドバイザーを核に、声かけや安否確認などの見守り活動や在宅福祉サービスに関する情報提供、ニーズの掘り起こしなどを行う。また、在宅福祉アドバイザーの中から「あんしんパートナー」を養成し、ひきこもりがちな独居高齢者に対する傾聴ボランティア活動を行う。

さ行

災害時要援護者関連施設[17,30,57]

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設

在宅福祉アドバイザー[69]

ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、障害者など援護を必要とする方々に対し、声かけ・安否確認等の見守り活動や在宅福祉サービスに関する情報提供、ニーズの掘り起こしなどを行う高齢者等くらし安心ネットワークの核（取りまとめ役）として、市町村が設置するもの

サテライト教室[18,19,58]

大学若しくは大学院等の高等教育機関が、本校キャンパス以外に設置した教室において行う講義

さとうきび増産計画[6,33,47,61,74]

県が、さとうきびの島ごと及び県における生産目標、単収向上や省力化対策等の取組方向について取りまとめた計画（平成18年6月策定、平成27年度を目標）

産地デザイナー[10,36]

奄美大島に定住し、大島紬の製造工程を熟知した上でデザイン製作ができる専門家

C A T V [21,60,73]

有線でテレビ番組を配信するシステム（＝ケーブルテレビ）。地上波の難視聴地域対策のほか、多チャンネル放送や地域の独自番組の放送など、C A T Vならではの機能を有している。また、C A T Vのケーブルを活用したブロードバンドサービスの提供も行われているほか、市町村がC A T Vを開設し、住民の難視聴対策に加えて、行政・防災情報などの提供に利用する例もある。

資源回復計画[8,24,35,49,63,76]

緊急に資源の回復が必要な魚種について、回復目標を定め、漁獲努力量の削減等を実施する国のマスタープラン。奄美海域では、「南西諸島マチ類資源回復計画」を策定し、平成17年4月に国が公表している。

自主防災組織[17,30,43,57,70,83]

災害対策基本法第5条第2項に規定する地域住民による自発的な防災組織。防災に関する住民の責務を全うするため、地域住民が自分達の地域は自分達で守ろうという連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、災害時には災害による被害を防止し、軽減するため初期消火、避難誘導、炊き出し等の活動を行う。

自然再生型公共事業[14,27,28,40,54,55,68,81]

自然の保持、修復、創出に主眼を置いた公共事業

自然再生推進法[14,28,40,55,68,81]

過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的に平成14年12月に制定された法律。本法律では、自然再生についての基本理念、自然再生事業実施者等の責務、自然再生基本方針の策定、その他の自然再生を推進するために必要な事項が定められている。

市町村健康増進計画[16,29,42,56,70,82]

地域の健康課題や実情を踏まえて、住民の健康づ

くりを支援する市町村の健康づくり計画。本県においては、平成20年度末で45市町村中28市町村が策定している。

市町村地域福祉計画[16,42,56,69,82]

市町村が地域福祉推進の主体である住民等の参加を得て、地域の要援護者の生活上の解決すべき課題とそれに対応する必要なサービスの内容や量、その現状を明らかにして提供する体制を計画的に整備することを内容として策定するもの

周産期医療[16,29,42,56,70,82]

妊娠満22週から生後1週未満の周産期において、母体及び胎児、新生児に対し行われる医療のこと。高度な医療技術と専門性が求められる。

重粘土壌[6,22,34,48,62,75]

腐植に乏しく、粘土含量の高い細粒質の土壌のこと。排水性が低く、乾燥すると固結する特徴があり、作物の根の伸長を阻害するほか、耕うんや収穫等の作業が困難になるため、畑作物の栽培には不利な土壌である。喜界島、徳之島中部、沖永良部島、与論島の海岸部に多く分布する暗赤色土、奄美大島および徳之島の山地・丘陵地帯に分布する赤黄色土が重粘土壌としてあげられる。

小地域ネットワーク事業[42]

民生委員・児童委員等が中心となり、地域の住民や団体の参加による福祉ネットワークを形成し、地域住民の抱える様々なニーズに対して援助活動を行うもの

食育[2,7,23,35,49,63,75]

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

森林ボランティア[9,24,36,50,64,77]

自主的に森林づくり（植樹、下刈り、除間伐などの森林整備）活動に参加し、自らの責任において判断し行動する個人又はグループの一員

健やかスポーツ100日運動[18,31,44,58,71,84]

県民が主体的・継続的に年間100日程度スポーツ・レクリエーション活動に親しむことを目指した取組

すこやか長寿社会運動[15,28,41,55,69,81]

高齢者が長年の経験の中で培ってきた知識や技能を生かし、地域社会の担い手として、生活づくり、地域づくり、健康づくりへの主体的参加を促進するため、県民総ぐるみの運動として推進しているもので、高齢者の健康づくりや生きがいづくりに関する各種事業を実施している。

スポーツアイランド構想[12]

「スポーツで癒す島」を基本理念に、冬場の温暖な気候を生かした陸上競技を中心とするスポーツ合宿の誘致やスポーツイベントの開催等のスポーツ観光の推進と地域の活性化を目的とした構想

スラッジ[7,23,35,49,63,76]

油中に含まれる不溶解性の固体又は半固形状物質の総称。船舶等から海上に排出されると、その一部はオイルボールとなり、海面や水中に漂い、やがて海岸に漂着、あるいは海底に沈降したりする。

世界自然遺産[1,2,3,12,13,14,26,27,28,38,39,40,53,54,66,67,68,79,80,81]

世界遺産とは、UNESCO（国連教育科学文化機関）の「世界遺産リスト」に登録された文化財や自然環境などのことで、国家や民族を越えて人類が共有し、次世代に受け継いでいくべき価値を有するものを対象としている。世界遺産には自然遺産、文化遺産、複合遺産の3種類があり、「自然遺産」は、顕著な普遍的価値を有する地形や地質、生態系、景観、絶滅のおそれのある動植物の生息・生育地などの地域が対象となっている。

善意通訳[12,20]

街頭等で言語上の障壁により困っている外国人旅行者を見かけたりした際に、無料で通訳・案内を行うボランティア

た行

第二次救急医療体制[16,29,42,57,70,83]

休日又は夜間における入院治療を必要とする重篤患者に対応するための医療体制

タラソセラピー[3,16,29,42,56,70,79,82]

海水、海藻、海泥、海洋性の気候など、海洋環境の様々な恵み等を活用しながら、人間の自然治癒力を高める療法

地域求職者雇用奨励金[11,25,38,52,65,78]

雇用機会が特に不足している地域や若年層・壮年層の流出の著しい地域に居住する求職者等を雇い入れることに伴い、事業所を設置・整備する事業主又は、中核人材を雇い入れ、また、それに伴い、その地域に居住する求職者等を雇い入れる事業主に対して支給するもの

地域公共ネットワーク[21,32,60,73,86]

地域における教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を実現し、電子自治体等の推進に資するため、高速・超高速回線を活用して、学校、図書館、公民館、市役所等を接続するネットワークシステム

地域雇用開発促進法[11,25,38,52,65,78]

求職者の総数に比し雇用機会が不足している地域内に居住する労働者に関し、地域の関係者の自主性及び自立性を尊重しつつ、就職の促進その他の地域雇用開発のための措置を講じることにより、地域的な雇用構造の改善を図り、労働者の職業の安定に資することを目的とした法律

地域雇用創造推進事業[11,25,38,52,65,78]

地域における自主的かつ創意工夫を活かした雇用創造を推進することを目的とした事業で、通称を新パッケージ事業と言う。市町村及び経済団体等で構成された協議会が提案する雇用対策事業のうち、当該地域の雇用創造に係る効果が高いと認められるものを当該協議会等に委託し実施する。

地域新エネルギー導入ビジョン[20,31,45,59,72,85]

新エネルギー導入の基本方針や導入目標、導入促進に向けた取組等を示し、地域特性を生かした新エネルギーの導入促進を図るために地方公共団体が策定するビジョンであり、県は平成13年度に策定し、市町村は平成20年度までに39市町村が策定している。

地域団体商標[9,10,24,36,51,64,77]

「地域の名称」と「商品・サービスの名称」からなる商標のこと。平成18年の法改正により、一定の知名度があれば事業協同組合等の団体が地域団体商標としての商標登録を受けることができるようになった。

地域包括ケア体制[15,28,41,55,69,82]

高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送れるよう介護サービスをはじめ様々なサービスが、高齢者のニーズや状態の変化に応じて切れ目なく提供される仕組み

地域包括支援センター[15,16,28,29,41,42,55,56,69,82]

高齢者の生活を支える役割を果たすため、平成18年の改正介護保険制度施行により、市町村が主体となり設置されたもの。運営主体は、市町村や市町村に委託された社会福祉法人等で、主な業務は、特定高齢者に対するケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、地域における連携・協働の体制づくり、個々の介護支援専門員に対する包括的・継続的マネジメント等や要支援者に対する指定介護予防支援である。

地球環境を守るかごしま県民運動[19,31,44,59,72,85]

ふるさと鹿児島のかげがえのない環境を守り育て、次の世代に引き継いでいくため、県民、事業者、行政が一体となって環境保全に向けた具体的行動や県地球温暖化対策推進計画に基づく地球温暖化防止の取組を全県的に展開する県民運動で、平成13年11月にスタートした。事業者団体、民間団体、行政等168団体が構成する県地球を守るかごしま県民運動推進会議を推進母体として運動を推進している。

地産地消[2,7,8,23,35,36,49,50,63,64,75,76]

「地域生産・地域消費」の略語で、地域で生産した農林水産物をその地域で消費すること

チャレンジショップ[10]

商店の起業を希望する者が、商店街などから安価な小店舗を期間限定で提供してもらい開設する店舗のこと。地方自治体・商工会議所・商店街などが、空き店舗対策や新規事業者の育成などを目的に行うもの

中高一貫教育[43,84]

中学校と高等学校の6年間を接続し、学力検査を行わないことでゆとりある教育を行い、生徒の個性や創造性を伸ばそうとする教育

中小企業経営革新支援制度[10,11,25,37,38,51,52,65,78]

「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に基づき、中小企業等が、新商品の開発や生産、新サービスの提供、商品の新たな生産又は販売方式の導入など、新たな事業活動を通じて経営の向上に取り組むこと(経営革新)を支援するための制度。「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、政府系金融機関からの低利融資や税の優遇措置といった支援措置が利用できる。

長寿食材[3,16,29,38,42,52,56,70,79,82]

平成16年度に報告された「あまみ長寿・子宝調査結果」から、奄美地域の元気長寿者が多く摂取している奄美特有の食材が示唆されたため、これを長寿食材とした。

特殊病害虫[6,22,34,48,62,75]

有害動植物のうち、植物防疫法により、その移動が規制されるものの総称(イモゾウムシ、アリモドキゾウムシ、カンキツグリーニング病、アフリカマイマイ、サツマイモノメイガ、ウリミバエ、ミカンコミバエなど)

特定健診・保健指導[16,29,42,56,70,82]

40歳から74歳までを対象にメタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)及びその予備軍の発見に着目した健康診断を行い、その健診結果から必要に応じた生活習慣改善支援を行う保健指導のこと。高齢者の医療の確保に関する法律に基づき平成20年度から開始されている。

特別支援教育[18,30,43,58,71,84]

これまでの特殊教育(盲・聾・養護学校、特殊学級等)が対象としていた障害だけでなく、学習障害(LD)、注意欠陥/多動性障害(ADHD)、高機能自閉症も含めて、生活や学習について特別な支援を必要とする幼児児童生徒に対し、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行う教育

な行

認定農業者[5,11,19,33,38,44,47,52,59,61,65,72,74,78,85]

農業経営基盤強化促進法に基づき、自ら作成する5年後の経営目標を掲げた農業経営改善計画を、市町村長から認定された農業者

は行

バイオマス[7,23,34,49,63,75]

再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。バイオマスは、地域に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機質である水と二酸化炭素から生物が光合成によって生成した有機物であり、私たちのライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生可能な資源である。

廃止路線代替バス[21,32,45,60,73,85]

乗合バス路線等の公共交通機関が廃止された場合、地域住民の日常生活の交通手段の確保を図るため、その代替として市町村等が主体となって、地域の実情に応じて運行するバス

はぶウマ抗毒素[17,29,57]

ハブ毒をウマに注射し、毒に対して免疫(抗体)を得たウマの血清を精製処理して凍結乾燥したもので、体内に入ったハブ毒を中和させる効果があり、咬傷治療に用いられる。咬傷に対して、抗毒素を投与することは、有効な治療法であることから、県においては、抗毒素を購入し、奄美大島本島及び徳之島の医療機関に常時配備し、ハブ咬傷発生時の緊急治療対策に万全を期している。

バリアフリー[20]

高齢者や障害者等の活動の場をひろげ、自由な社会参加が可能となる社会にしていくため、道路、建物等の段差など生活環境面における物理的な障壁(バリア)を除去(フリー)するという意味。また、高齢者や障害者等に対する差別や偏見といった心のバリアを除去するという使い方もされる。

避粉地ツアー[12]

花粉症の人を対象にしたスギやヒノキの花粉がほとんど飛ばない地域への旅行

平張施設[6,7,23,33,34,48,62,74,75]

鉄パイプ、木柱を直方体に組み合わせ、蚊帳のようにネットで覆った防風施設。平成13年度に和泊町で試験的に導入、その防風効果の高さが評価され、平成14年度から県単事業、平成16年度から国庫事業の対象となった。奄美地域のスプレーギクやソリダゴなど花き栽培を中心に整備が進んでいる。(平成21年1月現在整備状況:約41ha)

品目別経営安定対策[6,33,47,61,74]

さとうきびに適應されている経営安定のための対策で、一定の規模を有する者、受託組織等に基幹作業を委託しているなどの要件を満たす者を対象とし、さとうきびの生産コストのうち、取引価格では賄えない部分を交付金により手当てする直接支払の支援であり、平成19年度から施行されている。

ブロードバンド[3,21,32,45,60,73,86]

光ファイバやADSLなど、高速・大容量のインターネットアクセスのこと。一般的に定額料金制で提供されることから、制約を受けずにインターネットを利用するために不可欠な通信手段となっている。離島などの地理的な制約を克服するためにも有効な手段であるが、採算性の問題から民間による整備が進まない条件不利地域における整備促進が課題となっている。

へき地医療拠点病院[16,29,42,56,70]

へき地における診療を支援するため、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地医療従事者に対する研修及び遠隔診療支援等各種事業を総括的に実施する病院

ヘルスツーリズム[12,13,26,38,52,66,67,79]

自然豊かな地域を訪れ、そこにある自然、温泉や身体に優しい料理を味わうことにより、心身ともに癒され、健康を回復・増進・保持する新しい観光形態。医療に近いものからレジャーに近いものまで様々なものが含まれる。

放課後児童クラブ[16,42,56,69,82]

保護者が労働等の理由により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童館や保育所、学校の余裕教室などを活用して、遊びを主とした生活指導を行い、児童の健全な育成を図る生活の場所

ポータルサイト[21,32,45,60,73,86]

観光や物販情報などテーマが関連した複数のホームページへの入口をまとめたもの(リンク集)や、検索用のホームページなど、総合窓口的なホームページ(Webサイト)のこと

ホスピタリティ[12,26,38,53,66,79]

来訪者などを親切に迎え、歓待すること

ま行

まちづくり交付金事業[10]

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効果的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度。市町村が作成した都市再生整備計画に基づいて実施される事業に対して、概ね4割の国費が交付される。

水土里サークル活動[7,23,35,49,63,76]

正式名称は農地・水・環境保全向上対策。地域ぐるみで農地・農業用施設を保全する活動等に対する支援(交付金)制度で、地域において親しみをもって活動が展開されるよう、公募により決定された本県独自の愛称である。

無線(方式のブロードバンド)[3,21]

利用者との接続に有線(ケーブル)ではなく、無線による通信を利用したブロードバンドのこと。地上に無線基地局を設置する方式のほか、衛星通信を利用する方式がある。ケーブル敷設のコストが削減できる利点があるが、通信容量の制約や天候による通信障害等の課題もあることから、地域の実情に応じて、有線方式の補完的手段として利用されている。

藻場[8]

大型水生植物が群落状に生育している場所で、一般的には水深20m以浅にコンブ類、ホンダワラ類、アマモ類が群生している場所。魚類等の稚魚の育成場所や産卵場、海藻を餌とするアワビ・ウニ等の生息の場所となっている。

や行

ユビキタスネット社会[3]

「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がコンピューターネットワーク等につながることで、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かなものにする社会のこと

ら行

ライフサイクルコスト[5,22,33,47,61,74]

建物や道路等の設計・建設から使用、廃棄までの全期間に要する総費用のこと。維持補修費や再整備の費用も含む。

履歴システム[10,37]

奄美大島紬のPRや大島紬に対する安心感・信頼感を浸透させるため、反物に貼られたシールに記された12ケタのシリアル番号により、その反物の製造履歴(トレーサビリティ)が組合のWebサイト上で確認できるシステム

わ行

ワークキャンプ[16,69]

共同生活を行いながら、様々なボランティア活動や共同作業を行うこと。滞在先の人々との交流を通じて相互理解が深まり、考え方や生き方を学ぶことができる。

「わかる」授業[18,30,43,58,71,83]

児童生徒の学習内容の理解や定着の状況を的確に把握し、基礎・基本をおさえた授業